

322

459

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



48788



南守ふみ著

現代家事

下の巻

東京 晚成處

大正
15. 4. 17
内交

現代家事 下の巻

目次

第一章 看病	一
第一節 看病法研究の必要	一
第二節 看病の注意	二
第三節 病室	六
第四節 病衣及び専瘡	一〇
第五節 食物	一二
第六節 病状の観察及び介抱	一四
第七節 薬用法	二四
第八節 繻帶用法	三五
第九節 傳染病豫防及び消毒	三七
第十節 精神病	四五
第十一節 應念手當	四六

目次

第十二節 回復期の注意……………五四
第十三節 危篤者の看護及び死後の處置……………五五
第二章 老人の奉養……………五七
第一節 精神の慰安……………五八
第二節 身體の保護……………六〇
第三章 育兒……………六五
第一節 育兒法研究の必要……………六五
第二節 婦人衛生並に結婚につきての注意……………六六
第三節 妊娠中の心得……………六七
第四節 分娩及び其の前後の心得……………七一
第五節 嬰兒の保護……………七四
第六節 哺乳……………八三
第七節 生齒……………九三
第八節 離乳……………九四
第九節 衣服及び居室……………九八

第十節 運動沐浴便通……………一〇一
第十一節 疾病……………一〇五

家庭教育……………一一七

一、言語……………一一八
二、説話……………一二八
三、玩具……………一九
四、遊戯……………二二
五、幼稚園……………二二
六、就學……………二二
七、躰……………二三
八、監督……………二六

第四章 家計の整理……………二九

第一節 家計整理の必要……………二九
第二節 家事經濟學の意義……………三〇
第三節 家事經濟の特質……………三〇

現代家事 下の巻

第四節 財産……………一三一

第五節 収入……………一三二

第六節 支出……………一三六

第七節 豫算及び決算……………一四九

第八節 貯蓄保険……………一五一

第九節 家計簿記……………一五二

第五章 家庭の管理……………一五六

第一節 家風……………一五六

第二節 主婦の心得……………一六〇

第三節 雇人の監督……………一六四

第六章 結論……………一六九

現代家事 下の巻

甫守ふみ著

第一章 看病

第一節 看病法研究の必要

一家の主婦は常に家族の衛生に注意して、その無病健全ならんことを願ふは當然なれども、何人も時として病に侵され又は不時の災害にかゝりて負傷などすることなしとせず。かゝる際に當たり主婦たる者は、看病法の一通りを心得置きて適當の處置を取り醫療の補助をなし、病者に慰安を與ふるは最も必要のことなり。主婦の看護宜しきを得ば醫藥の効と相俟ちて病人の恢復を速かならしむることを得べし。重病の時には専門の看護婦に託することの必要なる場合もあれども肉身の家族殊に主婦の周到なる注意と、



看病法研究の必要

看護婦

第一章 看病

深切なる手當とは常に必要缺くべからざる所なり。古來、一に看病
二に薬ともいへり、味ふべき言葉といふべし。

看病の注意

第二節 看病の注意

看病者の役目は病人身體の不自由を介抱すること、病室病床の整頓、病人の衣服身體の清潔、食餌の世話、容態の綿密なる監視、醫師の命令を正確に行ふこと等なり。之に關する一般の心得は次の如し。

一、一般の心得

深切 深切は何事にも大切なることなれども、病人に對しては殊にその心掛必要なり。即ち衷心より發する慈愛の念と快活の風とを以て病人に接すべく、諸事周到に注意していはゆる痒き所に手の届く思ひあらしめ、努めて病人に快感と満足とを與ふべきなり。
健康 看病者自身も亦己れの健康に注意し、適度の睡眠をとり、飲食沐浴を怠らず、過度に疲勞せざるやうに時々他の者と交替して

健康

深切

休息すべし。

清潔

清潔 看病者は身のまはりを清潔にし、又容儀を正し病人に不快の感を與へざるやう心掛くべし。

言語動作

言語動作 起居動作は靜肅にして而も敏捷なるべく、言語を溫和丁寧にし、高聲の談話又は耳語等のことを避くべし。又假りにも醫師の技量を疑ふが如き言語態度を示すべからず。

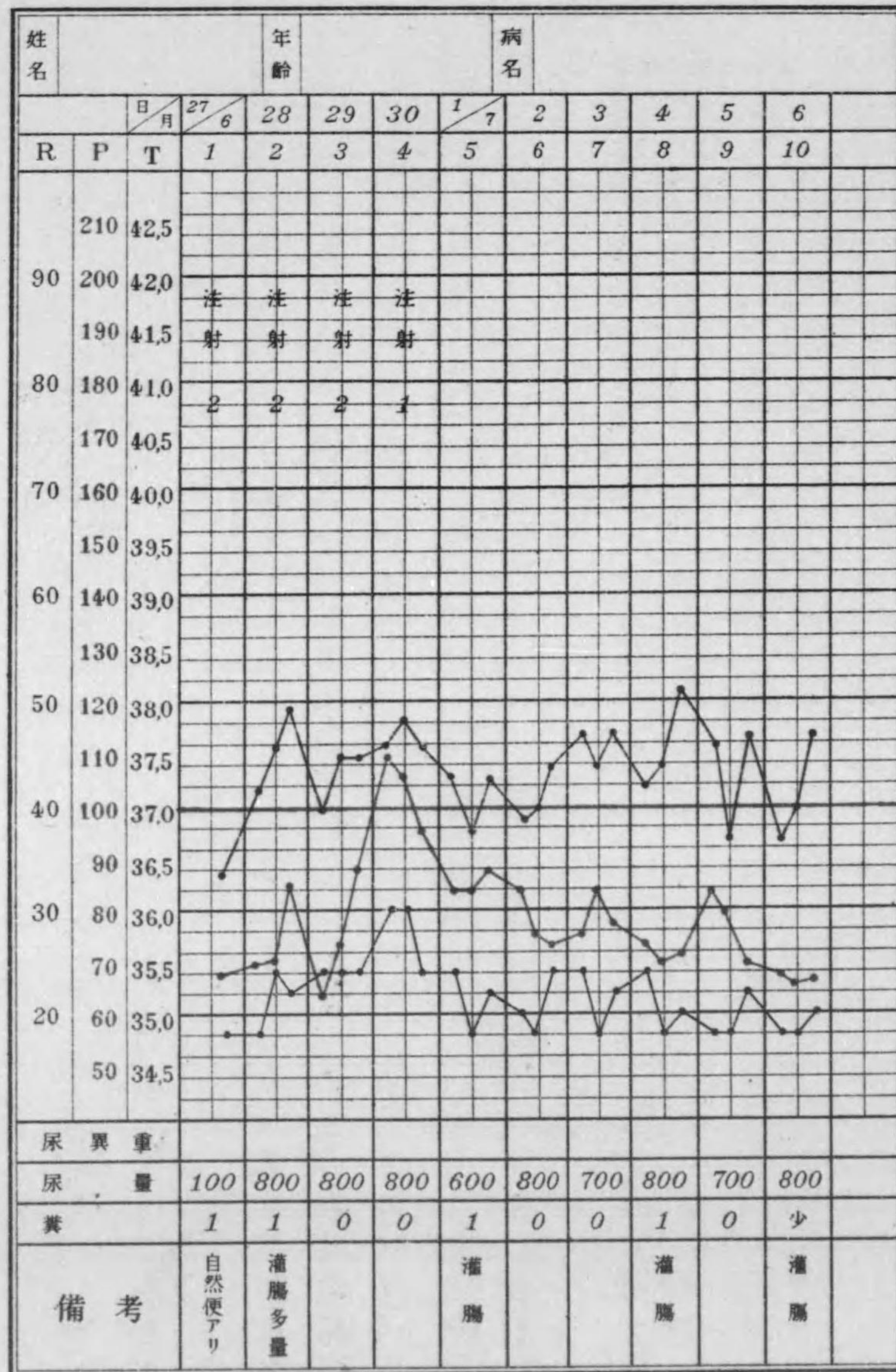
醫師の指圖

醫師の指圖 醫師の治療を請ひたる場合には萬事其の指圖に従ひ、其の命令を實行するに努むべくかりにもこれを等閑にするこ
とあるべからず。

醫師の選定

二、醫師の選定

醫師は新しき學識に富み且十分なる經驗を有し、兼ねて技術に熟達し同情深き人を選び、毎年一回位は家族の健康診斷を受くるやうにして掛りつけの醫師を定めおき、急を要する場合には其の醫師の來診を請ふを便とす。但し病症によりては専門醫の診察を請



醫師の招聘

受診の際の注意
眼底鼻腔喉頭
等の検査の場
合には特に光
線に注意し醫
師の指圖によ
り夜の燈火等
は一定の處に
これを固定し

現代家事 下の巻

四

ふこと必要なり。いづれにても一旦治療を託したる上はよくその命令を守り、病人にも十分これを信用せしむる様にすべし。然らざれば治療の効果を減ずる虞れあり。

醫師の招聘 使を以て醫師の來診を請ふ場合は、病人の住所・氏名・年齢及び容態の概略等を書面に認めて持参せしむべし。又電話にて依頼する場合は主婦自ら電話口に出づるか或は其の他すべて前條の事項をよく了解したる者電話口に出で、右の事柄を告ぐべし。これ相互の誤りを防ぎ且醫師が來診の準備をするに便利にして二重の手数を省く利あればなり。

受診の介輔 初めて診療を受くる場合は、看病人は別室に於て醫師の間に應じ受診者の體質・過去の疾病及び現在の容態等をなるべく詳細に答へ、再診後は看護日誌・體溫表を示し其の後の経過を簡明に報告したる後、その命に従ひて病人の衣帶を解き身體を擦れざる様に支ふる等よく介抱をなすべし。此の際病室及び其の周

動搖せしめざる様にすべし

病人の慰安

病人の一般的傾向

精神の慰安

重病者の看護

園を靜にすることに注意すべし。診察終らば衣帶を整へ靜かに病人を臥さしめ醫師の手洗湯手拭石鹼等を供したる後、病人の攝生・藥用法等につき注意すべき事柄を正確に聽き取り置くべし。

三、病人の慰安

病人は兎角神經過敏になりて聊のことに感じ易く、その感じたる所は直ちに病氣に影響すること多きものなれば、なるべく安靜を保たしむるため、看病人は常に顔色を和らげ言葉を優しく不快を感じしめざるやう、又悲しみ怒りの原因となる如き言葉を發せざるやう注意せざるべからず。尙進んでは病人の精神を慰めんことを心掛け、書畫・生花・人形・玩具等病人の好むものを飾り、或は醫師の許可あらば適當の書物雜誌新聞の類を讀み聽かせ、時には病人を扶けて庭園を散歩せしむる等のことをなさば、病人の心を慰むるに効あるべし。

重病の場合は醫師の指圖に従ひて訪客を謝絶する必要があるべく、

病人の満足

家族親戚と雖も病人を疲勞せしむるが如き長時間の談話は之を禁ずる必要あることあり、嚴に醫師の命令を守るべし。又常に病人の容態に注意して其の意向を察し、病人の欲する所を満足せしむるやうに心掛くるは看病人の最も注意を要する所なり。

第三節 病室

病室の選定

病室 病室としては空氣の流通良く日光の射入適當にして閑靜なる部屋を良しとす。方向は通常東南向きを良しとすれども病症によりては北向きを選むことあり。廣さは六疊又は八疊位を適當とすべく、室内は常に取り亂し又は不潔にならざるやう注意して之を整頓し不用の器具などは置かざるやうにすべし。

病床

寢臺
藁蒲團は二つ
折り又は三つ

病床 醫師の治療、看護者の動作に便利なる位置に之を設け、鐵製の寢臺を用ふれば最も便利なり。疊の上にて藁蒲團を用ひ其の上には厚く綿を入れたる蒲團を敷き掛、蒲團は軽くして温かなるも

折りにして押
入れに仕舞ひ
得べき簡便の
ものあり

枕

離被架

敷布交換

のを用ふべし。此等はすべて白布を以て覆ひ、罨法を施す等蒲團濕潤の虞れある場合には、枕の下に護謨布を用ふべし。白布は屢、取換へて之を洗濯し、蒲團は一週一度交換、日光に曝すを良しとす。
枕 枕は硬軟適度のものを用ひ、高さも適當なるべし。時々之を均らして内容物の片寄らざるやうにし、濕りたるものを用ふべからず。

敷布交換の圖

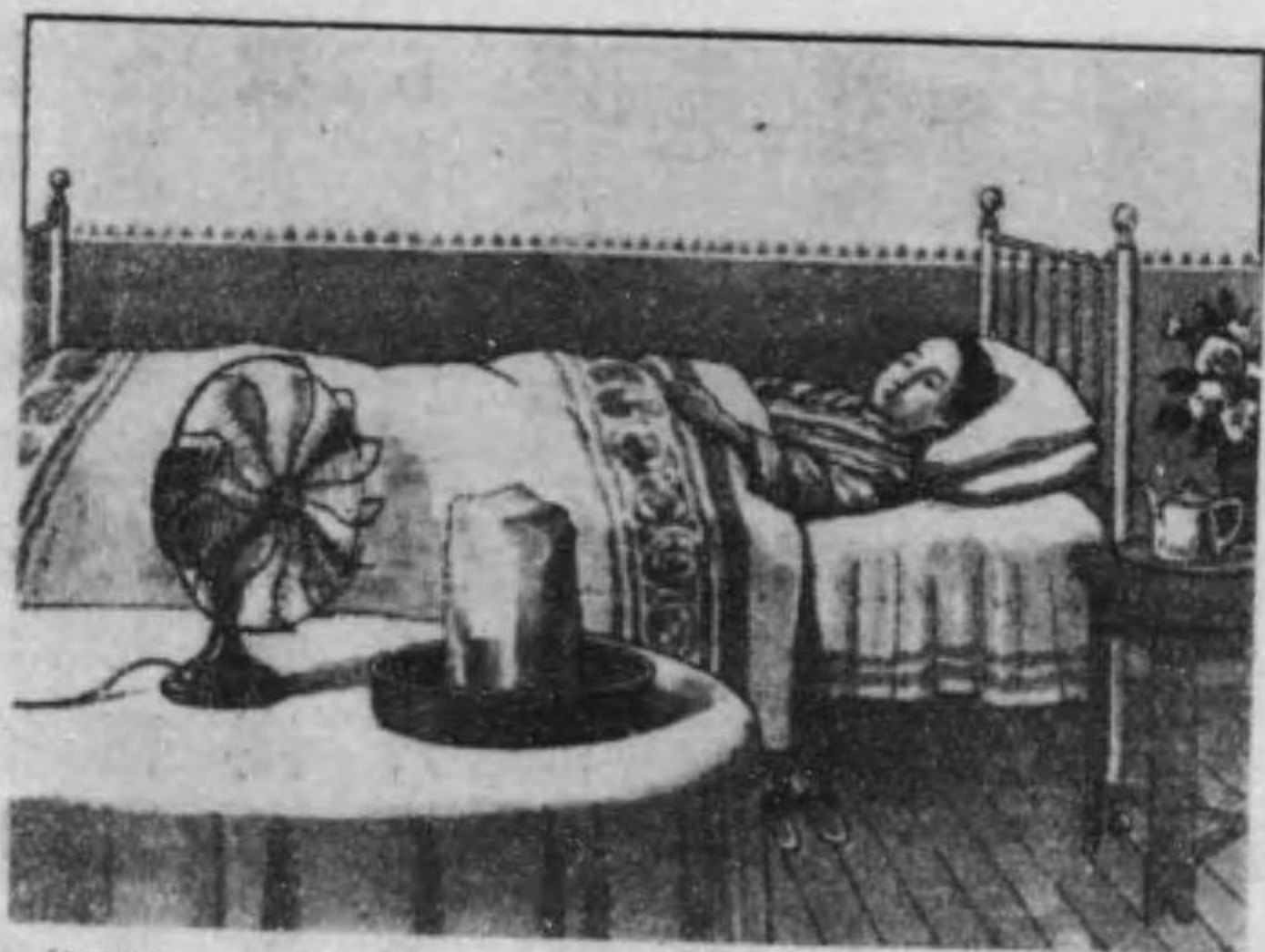


外科患者又は皮膚の知覺過敏にして蒲團の壓迫に堪へざる病人には離被架を用ふるを可とす。

敷布交換 重病人にして臥蓐のまゝ敷布を交換せんとするときは、新たに敷かんとする敷布を縦に半ばまで兩端より捲きて病人を側臥せしめたる後方に至り、舊布を縦に端より捲きて病人の體下を通して前方に押出すと同時に新布を前方に押出し、舊布を取去りて新

温度

布を延ばすべし。而して敷布は常に皺の無きやう平らにこれを伸ばし且つ麵麩の薄片にても其の上に散らざる様細心注意すべし。温度 人體に適當なる温度は、華氏六十三度より六十五度位まで



(採白) 扇風機に水を盛るむしぜ生を氣冷めてあを機風扇に塊水

にして恐るべきものなること近來學者の實驗によりて明らかに

炬燵の上
に假睡し
醒めて
頭痛を感ずる

は一酸化炭素
の中毒に因る

なりたるが故に病室殊に呼吸器病人の室にてはなるべく火鉢炬燵等に依る暖室法を廢するをよしとす。電氣暖爐等を用ふるときは室内の湿度に注意せざるべからず、空氣の乾燥甚だしきときは病人をして咳嗽頭痛眩暈等を起さしむることあり、蒸氣暖爐はかかる恐なくして便利なり。慢性無熱の病人、一般貧血者、老人等には温度を稍高く六十五度乃至七十度位とし、熱性の病人には五十三度乃至六十度位にする等病人によりて温度を加減する必要あり。醫師の指圖に従ふべし。

換氣採光 新鮮なる空氣は病者に對し其の恢復を助くるのみならず、又疾病の治療上缺くべからざるものなり。されば毎朝夕病室掃除の際及び時々窓を開き病人に直接風の當らざるやうに注意して空氣を交換すべし。夏は夜中も雨戸を締切らざるをよしとす。但し廻轉式窓の直下には病人を臥さしむべからず。看病人も此所を避くるをよしとす。日光は新陳代謝の機能を盛ならしむるもの

換氣採光
病人に直接風
のあたらざる
やうにするに
は次室の窓を
開くか枕邊に
屏風を立て
か風の方向と
反對の窓を開
く等種々の方
法あるべし冬
も蚊帳を用ふ

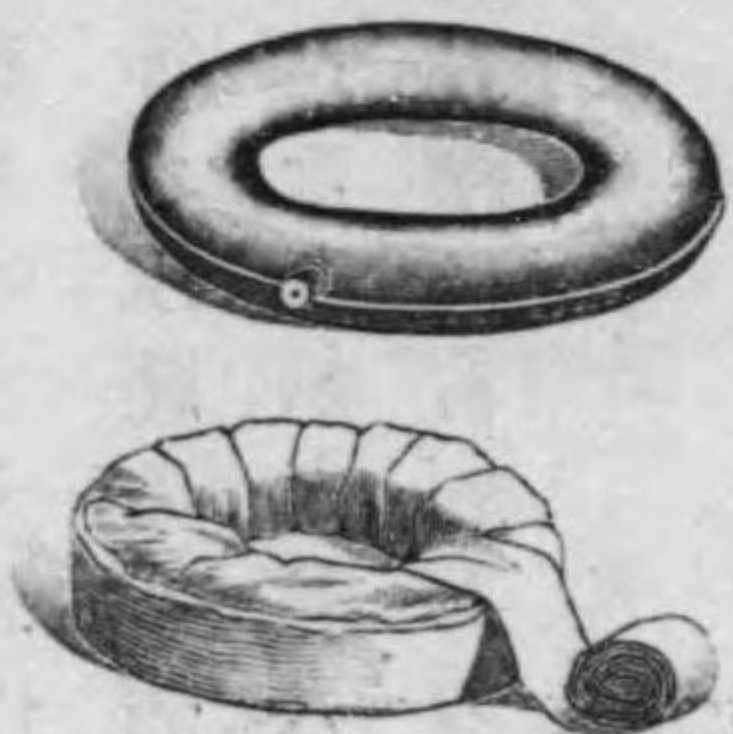
なれば、體力の衰へたる患者には恢復を速かならしむるに最も必要のものなり。しかのみならず室内の細菌を殺し消毒作用をなす利あり。故に病室は常に明るくして病人に爽快の感あらしむるを要す。されど過度の光線は眼に眩しく腦に充血せしむる等のことあれば眼病・偏頭痛・恐水病・腦神經性疾患及び破傷風・急性熱性病・危篤に瀕したる病人等には光線を稍薄くすべし。病室は夜間も燈火を滅せず病人の就眠中は電燈には被覆をなし、石油ランプならば傘の周圍より紙片を下ぐべし。すべて燈火は病人の頭部より遙かに後方にあらしむべし。

第四節 病衣及び褥瘡

病衣 はなるべく軽く寛やかなるを良しとす。袖は短かくして着用に使せしめ不潔になり易きが故に屢取替へて洗濯すべし。手拭浴衣地の如き軟かなる木綿は最も良し。之を取替ふるには看病者

は病人の右側に行き病人を左側臥せしめ帯を解き右袖を脱がせて其の衣服を病人の體下に押し込み新らしく着せんとする衣服を右手に通して前方に押し出し病人を右側臥せしめて舊衣を取り去ると同時に新らしき衣服を着せてよく整理すべし。

(入氣空) 枕狀環



圖るたみ包てに帶細を綿脂脱

身體の一部異常の壓迫を受け血行を妨げらるゝためにその部の榮養に障害を來し、褥瘡を起して甚だしき疼痛を感じしむることあり、その單純なるものは初め皮膚に赤色の斑點となりて現はるゝ、故に衣服取替への際よく注意して之を發見したるときは直ちに醫師に告げ先づ環狀枕を患部に用ひ微温湯にアルコールを混じたるものにて一日數回これを清拭し、鉛糖水の罨法を行ふ等醫師の指圖に従ひて適當なる手當を施し病人の苦痛を減ぜしむべし。又

悪性のものに至りては初めより暗赤色となりて現はれ最初は苦痛を覺ゆること却て少なくて漸次壞疽に陥り終に骨にまで達するものなり。悪性の腸チフス、慢性疾患、老人の重病者、糖尿、心臓腎臓等の水腫ある病人、失禁者、熱性病人等常に身體の濕潤にして不潔になり易き病人に多し。之を發し易き部分は肩、脇、腰等なり。すべて瘡瘡は看病人の注意により幾分これを豫防することを得るものなり。

第五節 食物

食物 普通の粥は米に五倍乃至八倍の水を入れて煮少量の鹽を加ふべし。重湯は米に十倍乃至二十倍の水を入れて煮て其の汁液を

病氣の種類及び程度によりて食物を異にするは勿論なれどもすべて醫師の指圖に従ひて流動食、粥、食、通常食等の中なるべく消化よくして滋養に富みたるものを適宜の分量だけ與ふべし。例へば牛乳、重湯、葛湯等は重病者又は消化器病者に、その稍輕き者にはおまじり、半熟の卵黃等を與へ次に粥、半熟卵、刺身、豆腐の類は餘り重

澆し取ること おまじりは普通の重湯に別に軟かに煮たる粥を混ぜるをよしとす。粥を混ぜるには左の如き分量に依る。

一號 重湯百グラムに別に軟かに煮たる粥小匙一杯

二號 重湯百グラムに粥小匙二杯

三號 重湯百グラムに粥小匙三杯

粥小匙四杯入れたるものは普通の軟らかなる粥と同じ之等には煮出汁又はスープを入れ醬油にて味を付くる



吸ひ飲み

からざる病人又は輕き消化器病者に與ふ、常食は普通の食物中消化悪しき物を除きて輕き病人に與ふ。

食事の度數は 必ずしも三回と限らず五六回に分食せしむることもあり。病人は概して食慾振はざるものなればなるべく獻立に

注意して榮養上の注意は勿論調理に變化あらしめ且色彩・體裁等も美はしくする等誠意同情を以てこれを調へ食器を清潔にして食慾を促すやうにし榮養の効を完からしむる様に工夫するを可とす。但し刺戟性の飲料香料等は通例用ひざるを可とす。恢復期にあるものは概して食慾進むものなれば若しそれに任せて食物を與ふるときは不測の重態に陥らしむることあり。看病者の特に注意を要することなし。

り。又食事前後には清水或は食鹽水等を以て含漱せしむるをよしとす。就眠中は普通食事を採らしめざるものとす。重病者にて臥し

ときは病人の
好みて食する
ものなり

たるまゝ流動食を採らしむるには急須吸飲又は硝子管を用ひ、自
から飲食する能はざる者には匙を以て流し與ふべし。此の際流し
込む分量に注意することを要す。

第六節 病状の観察及び介抱

病状の観察 看病人は絶えず病人の容態を観察してこれを看護
日誌に記載し、温度表を正しく記入してその経過を誤りなく醫師
に報告すべし。中にも体温、脈搏等を検するは最も必要なり。其の他
顔貌皮膚の状況、食欲、睡眠、咳嗽、便通等も仔細に注意するを要す。
体温 人體の平温は人々によりて異なれども、朝は三十六度二三
分夕は三十六度六七分位を普通とす。家族の平温は之を知り置く
こと必要なり。
体温を検するには留點檢温器を使用するをよしとす。之を用ふる
には水銀を三十四度以下に下降せしめて病人の腋下に挟むべし。

体温
虚脱熱—三十
五度以下輕熱
(晝間)三十八
度—三十八度
五分
中熱(晝間)三
十八度五分—
三十九度五分

高熱(晝間)三
十九度五分—
四十一度五分
最高熱(晝間)
四十一度五分
以上
檢温器消毒不
完全の爲め皮
膚病、腋臭、其
他の傳染病を傳
染することあり。

熱型

その濕潤せるときにはよく之を拭ひて後之を挿入すべし。檢温の
時間は檢温器の種類によりて異なれども通例五分乃至十分間を
要すべし。重病者又は小兒等の場合には看病者之を介抱して腕上
より軽く支持しその度数は正しく之を読み直ちに温度表に記入
し、檢温器はよく消毒して水銀を下げ置くべし。通例体温は午前と
午後との二回之を計れども病症によりては數回計ることあり。醫
師の指圖に従ふべし。
熱の定型 は三種に區別せらる。一、稽留熱 一日の熱度の差一度以
内のもの腸チフス、コロブ性肺炎等に現はる。二、弛張熱 一日間の
差一度以上のもの肺結核等に現はる。その差三乃至四度に至ると
きは消耗熱といふ。三、間歇熱 發熱數時間持續しその他の時間は無
熱なるをいふ。マラリア性の諸病に現はる。
熱型は醫師の病症診斷に重要な材料となるものにして、之れに
よりて治療の方針の定まることもあるものなれば、みだりに下熱

脈搏 脈搏忽然一二回の搏動を缺くことあり之を脈の結滯といふ。

脈と呼吸とは四と一との關係は普通なり呼吸困難となるときは胸部の運動著明となり鼻翼顫動し頸筋緊張す

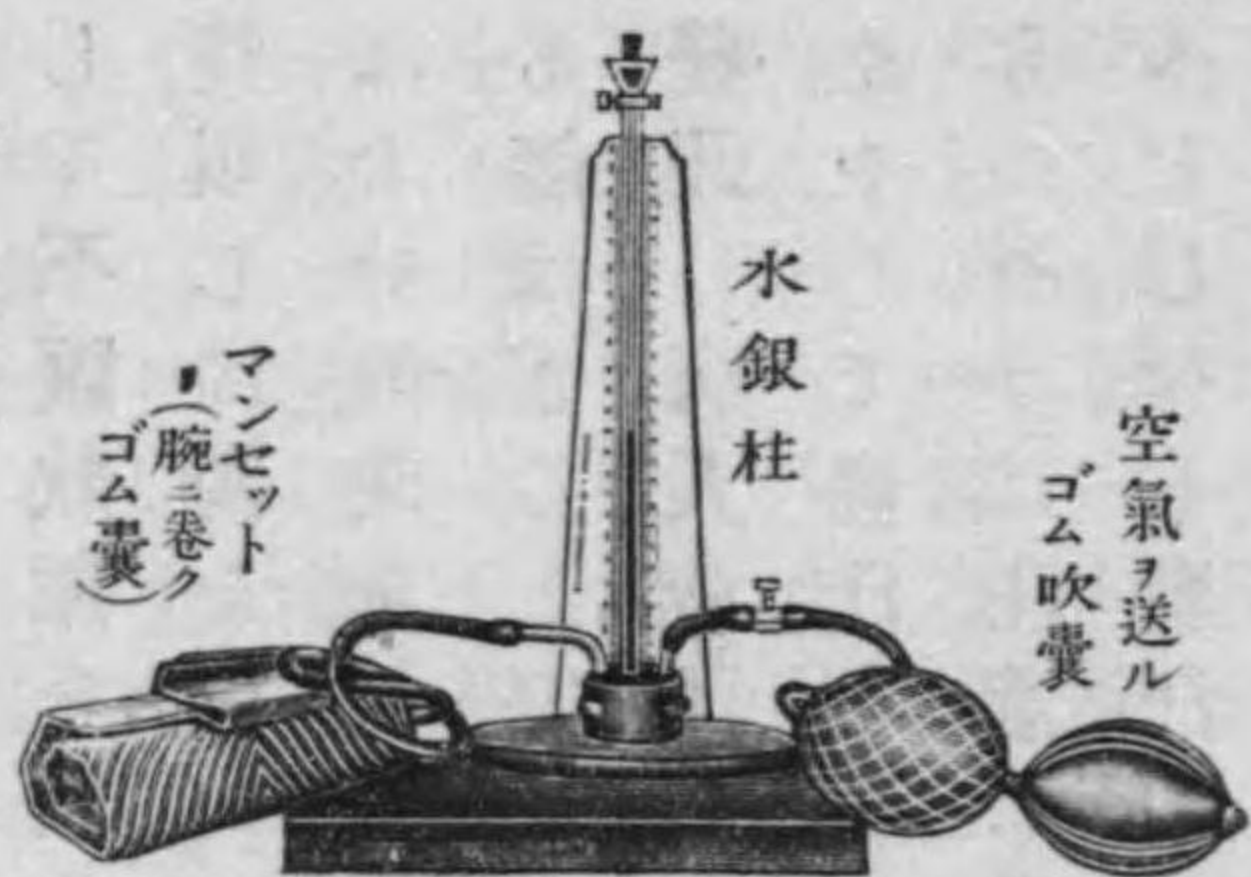
劑等を用ふるは宜しからず。但し非常の高熱にして危険なる場合は特別なり。凡て醫師の命令を嚴守すべし。

脈搏 大人の平脈は通例一分間六十乃至七十搏位なれども、人々によりて大差あり。強壯者の脈搏は緊張充實して大小不同なく整然たるものなり。病氣によりて増減強弱不整等種々の變化を起し熱度高まれば随つて脈搏數も増加す。健康者にも運動・入浴・食事の後又は精神の感動等によりてその數を増すものなり。小兒の脈搏は初生兒にありては百二三十、五歳位迄は百搏位、十歳に至りてもなほ八十乃至百搏までを普通とす。家人の平脈は知り置くこと必要なり。

呼吸 大人の呼吸は一分間十六回乃至十八回にして小兒のは三十五回乃至四十四回位なり。之を計るには靜かに病人の胸に手を當つるか又は胸を見詰め或は口鼻の前に手を翳して檢すべし。血壓 健康の状態を知るに血壓を檢することも必要なり。普通健

嘔吐・吃逆・嘔・疝等も呼吸の變態なり共に注意するを要す。シャイネストツク氏型呼吸とは無呼吸と漸次増減する深呼吸と交替して來るものなり

睡眠



計壓血氏テッロアヴリ

康者の血壓は一〇〇耗以上一四〇耗位の間にして一〇〇以下若しくは一五〇以上は多少身體に異狀あるものと見るべし。血壓を檢するには血壓計を用ふ。血壓計にはリヴァロツチ氏・タイコス氏・吳酒井氏式等種々あり。

睡眠 睡眠は疲勞を恢復するにきはめて必要なる生理作用にして病人覺醒後は多くは愉快を感ずるものなり。病人の睡眠は多くは不安にして熟睡し難く、呼吸平靜ならず種々の刺戟苦痛等の爲めに屢覺醒するものなり。されば病人少しにても眠氣を催す様子あらば、燈光を薄暗くし靜かに身體を撫で、睡眠を誘ふやうにすべし。睡眠中は熟睡せしか否か苦悶の狀ありしか、或は嚙語を發せしか等に注意し、之を日誌に記載し甚だしき異狀あらば直ちに醫師に報ずべし。睡眠

嗜眠

昏睡

不眠

發汗

中は服薬・検温・食事等の時刻來るとも強ひて醒さしめざるを可とす。熱性病の初期・腦病・肺炎等は屢々半醒半睡の如き状態を呈するこ
とあり。之を嗜眠といふ。諸種の方法によりて之を覺醒せしむるこ
との必要なる場合あり。昏睡とは睡眠の持續して醒めず。時に醒む
ることありとも精神朦朧として人事を便せず。感覺遲鈍となり終
に痲痺状態に陥り兩便の失禁を見るに至る如きをいふ。病者昂奮
して不眠状態を續くることあり。かゝる場合には臥床・病衣・枕等を
整頓し周圍を靜かにして時計の針の音の如き整然たる小音の他
は十分靜肅を計り室内を薄暗くする等の方法を取り。なほ睡眠す
る能はざるときは醫師は催眠薬を與ふることあるべし。

發汗 病人發汗したる時は軽く柔かなる被衾を覆ふべし。俄かに
冷やして發汗を止むるは宜しからず。發汗終りたる時は感冒に罹
らぬやうに注意し手拭を温めて全身を拭ひ。暖かなる衣服と着替
へしむべし。發汗中若し病人の氣力衰へ虚脱に陥らんとする様子

便通

便秘

下痢

尿利は大抵一
晝夜四五回一
日平均男子千
五百瓦女子千
二百瓦位を普
通とす。

あらば直ちに全身を拭ひて發汗を止むべし。此の際發汗は全身な
りしか一部なりしか又はその時刻發汗の分量性質或は臭氣の有
無なども注意し置きて日誌に記入すべし。

便通 大便の内に滯るは心地悪しきのみならず、體温を高め病狀
をも昂進せしむる虞れあるが故に便通は大に注意すべき條件の
一なり。健康者の便通は一日約一回黄色又は黄褐色の軟便を常と
す。二三日以上便通なきときは便秘といひ、二日三四回以上通ずる
を下痢といふ。便秘の時は硬便となり、下痢の時は水樣便・粘液便と
なり。或は血液を混じ又は異臭・異色を呈することあり。さればその
回数・時刻・色及び硬軟等をも注意して日誌に記入しおかざるべか
らず。尿量に於ても著しき増減ある場合は心臓・腎臟等の病の徴候
なることあり。その量及び色・臭氣等にも注意を要す。一日以上尿利
なきときは尿閉と稱し、尿毒症に陥る危険あり。速かに醫師に告ぐ
べし。

便通の介抱は軽き病人には寒さを感じしめぬやう丹仙^{たんせん}羽織などを掛け看病人の肩に倚らしめて便所に伴ふべし。重病者にも床を離れ得る者には背より病人を抱きて椅子便器又は鏢ある便器に倚らしめ前後より毛布の類を覆ひ室内にて通便せしむべし。床を離れ得ざる者には差込便器を用ひ男子には尿器をも與ふべし。便器は外部より綿及び油紙等にて之を包みて用ふるをよしとす。褥上には布及び油紙等を敷くべし。用終らば局部を清潔に拭ひ便器は直ちに室外に出して病室は換氣を行ふを要す。なほ排泄物に異状あらば日誌に記入し醫師の検査を請ふべきものは蓋を密閉



つばおま



差込便器



箱便器上部の戸を開きたる



箱便器上部の戸を横に閉じたる

して便所に蓄へ、消毒すべきものは嚴重に消毒して清潔に洗ひおくべし。之等の介抱はかひなくしく之をなし決してそれを厭ふが如き様子なく病人をして遠慮せしめざるやうにすべし。

嘔吐 不潔物を入れる器は便器にても唾壺にても用ふる前に少量の水を入れて内部を濡しその上に紙を敷きて用ふるときは洗滌に便なり

嘔吐 病人吐氣を催したる時は衣帯をゆるめなるべく大なる受器を與へ、片手を以て前額を支へ片手を後頭部に當て病人の頭部を稍前方に傾け嘔吐せしむべし。吐き終らば清水又は鹽水を以て含嗽せしめ吐出物は直ちに室外に持出し傳染の虞れあるものは即時消毒し、醫師の検査を受くべきものは完全に蓋をなし置くべし。

咳嗽 咳嗽を發するときには靜かに背を擦り、喀出物あらば唾壺を與ふべし。咳嗽頻りに出づるときは枕を高くし、或は半臥の位置を取らしむるをよしとす。唾壺には消毒液を入れ蓋をなしおくべし。喀痰は灰吹に吐かしむべからず。

腹痛 腹痛の時は衣帯をゆるめ安靜に横臥せしめ腹部に溫罨法

膽石病の時は
發作性の劇痛
を覺え惡寒嘔
吐を伴ひ腹壁
緊張肝臟部知
覺過敏となる
醫師の診察を
請ふべし
清潔及び入浴

女子の頭髮を
清潔にするに
は温湯にアル
コールを混じ
たるものに布
を浸して拭ふ
べし。

看病日誌

を施すべし。下痢を伴ふときは食物に注意して葛湯・重湯等の如き粘滑なる流動食を與ふべし。その痛み甚だしき時又は長く治せざるときは醫師の診察を請ふべし。下痢の際妄りに藥劑を用ひて之を止むる等のことをなすべからず。
清潔及び入浴 病人の身體は不潔になり易きが故之を洗拭するときは病人は快感を覺え延いて治療の上にも効果あるものなり。故に毎日若くは隔日温湯にて絞りたる手拭を以て手早く身體の一部づゝを拭ひ漸次全身に及ぼすべし。女子の頭髮は毎日之を梳り手指爪等も清潔にすべし。衰弱甚だしき病人は入浴中眩暈・虚脱を起すことあり。斯かる際には速かに入浴を中止し顔面に冷水を注ぎ茶葡萄酒等の少量を與へそのまゝ病室に運び身體を拭ひて安臥せしむべし。心臟病・脚氣・動脈硬化・腎臟炎等の病人には入浴の際特に注意するを要す。
看病日誌 看病者は看病日誌を作りて看護に關する一切のこと

を詳記し醫師に報告の材料とすべし。
看病日誌記載の一例

時 間	服 藥	滋 養 料	便 通	尿 利	年 齡	摘 要
大正十五年 五月二十九日	病 名	姓 名				
午前七時廿分	水 藥	朝食 卵黃貳個 重湯二〇〇瓦		2		昨夜變化なし嗜血なく安眠 今朝氣分宜し食慾可算經過良 好なりしに十二時過突然多量 嗜血
同 九 時	散 藥	晝食 重湯一五〇瓦 牛乳一五〇瓦		1		午後三時半嗜血 右肺尖より第四肋骨部呼吸音 弱
同 十 時	散 藥			1		午後四時松山先生御來診同四 時三十分同七時三十分嗜血各 一回
十一時廿分	水 藥	卵黃貳個牛乳一〇〇瓦		1		佐藤先生御來診注射せらる
午後一時	散 藥	夕食 卵黃一個 牛乳一〇〇瓦				本日全嗜血數四回 注射後漸次輕快安眠
同 二 時	散 藥					午前一時頃より腰痛のため安 眠を妨げらる
同 四 時	水 藥					
同 七 時	水 藥					
同 九 時	散 藥					
同 十 時	臨時藥	合計七〇〇瓦 卵黃五				

藥物

第七節 藥用法

藥物とは治病の目的を以て身體に應用するものをいふ。即ち之を内服若しくは外用するによりて健康の異常状態を平常に恢復せしむるものなればその用法を誤り或は過度に之を用ふるときは却て様々の害を起すものなり。大抵の藥物は毒物にして健康體に之を用ふるときは多少の變化を起さしむるものなり。

疾病治療の方法

原因療法

特效藥

對症療法

疾病治療の方法に種々あり。其の疾病の原因たる病毒或は状態を除去する方法を原因療法といひ、かゝる効力を有する藥劑をその疾病に對する特效藥といふ。特效藥を發見せざる疾病に對しては醫師は頭痛咳嗽下痢等の如きその疾病の爲めに起りたる變化を恢復せしむる方法を講ずべし。之を對症療法といふ。特效藥は極めて少數なれば多くの藥劑は對症療法として用ひらる。されど生活體は疾病に打勝ち健康の状態に復せんとする勢力を有し其の

自然療法

力強きときは病毒は自然に除かれて治癒す。之を自然治癒といふ。多くの疾病は此の傾向を有するものなり。されば特效藥ある疾病の外は對症療法として生命に危険なる症状を除き、或は之を豫防し苦痛を除き、或は之を緩め食欲を進め通利を整ふる等病氣の自然治癒を促がし、又自然治癒の進行を助くるために醫師は慎重なる注意を以てその疾病の容態のみならず病人の年齢體質健康の度合等を斟酌して藥劑の配合分量、之を用ふる場合等を考へて投藥せらるゝものなれば、看病人はよく醫師の指圖を守り之を誤らざるやうにせざるべからず。

藥劑の分量

極量

藥用量と中毒

量との間の遠

きものほど安

全なれどその

間の近きもの

は危険の多き

ものにて普通

之を劇藥毒藥

藥劑の分量 すべての藥劑は疾病に對して適當の分量を用ひざれば少量にては治療の効を奏せず、多量を用ふれば中毒を起し甚だしきは死に至らしむ。又分量の多少によりてその作用を異にするものあり、藥劑の効を奏する量を藥用量と名づけ、危険なくして使用せらるべき最大量を極量といふ。生命を危くする量を中毒量

といふ。

致死量

蓄積作用
習慣作用

特異體質
免毒性

藥劑の用ひ方

といひ、生命を失ふに十分なる量を致死量といふ。又人の體質によりてその効力の異なることあり、藥劑によりて連續之を用ふるにより蓄積作用によりて中毒を起すものあり、習慣作用によりて藥劑の效能を減ずるものあり、稀には體質により或る藥劑に對する感じ方の非常に強き特異體質のものあり、或はその極めて弱き免毒性のものあり。

灌腸法

靜脈内注射
塗布・塗擦
皮下注射

藥劑の用ひ方 内服して胃に送るものは普通なれど、胃は徐々に之を吸収するが故に、急速に効を奏すること難し、胃内に食物の充ちたる時は一層吸収の遅きものなればその空虚になりたる食前に用ふること多し、胃を強く刺戟する物は食物の充ちたる時即ち食後に用ふ、食道又は胃を通過せしむるに適せざる場合には灌腸法により直ちに大腸に送ることあり、藥劑の効用をして甚だ速かに且つ強からしむる爲には靜脈内注射をなす、又皮膚に對しては塗布塗擦等の方法を用ひ、時には皮下注射をなす、藥劑の性質によ

筋肉内注射
吸入法

藥用上の注意

内用藥
水藥・滴劑・散藥・丸藥・錠劑
油脂劑
水藥用法

滴劑用法
滴罐

散藥・丸藥・錠劑用法

りては筋肉内注射法を用ふることあり、呼吸器に對しては吸入法を用ふ、注射は専ら醫師の手によりて行はるゝものなれどもその他の方法は醫師の命によりて看病人之を行ふべし、之に關する注意左の如し。

藥用上の注意

一、内用藥 内用藥には水藥滴劑散藥丸藥錠劑油脂劑等あり、水藥を服用せしむるには、藥罐を振りて藥劑を十分に混和せしめ且つ鑷口を清潔なる布又は紙にて拭ひたる後一定量を盃等に移して與ふべし、夏季には藥罐を冷し置くを良しとす。

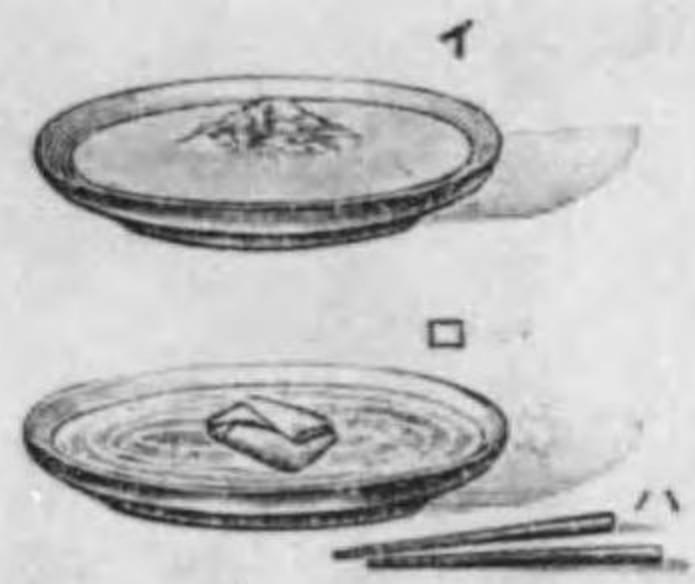


滴罐

滴劑 を服用せしむるには適量の水又は砂糖水等の中に滴罐を用ひて滴數を誤らぬやう滴下して速かに與ふべし。

散藥丸藥錠劑等は濕氣を呼ばざるやうに保存すべし、之を服用せしむるには、先づ一口の水又は湯を與へて

散薬をオブラ
イトに包むに
はイ小皿に微
温湯を入れ其
の上におブラ
イトを浮かべ
中央に散薬を
せ(ハ)筆にてこ
れを包み(口)其
の湯にて嚥下
すれば便利なり
油脂劑用法



む包にト-ラブオを薬散



囊膠ニホ
開るたき開を囊膠

口中を濕ほしたる後薬を舌に乗せ水又は湯にて嚥み下さしむべし。悪味の散薬等はオブライト又は膠囊に包みて與ふべく、乳兒に散薬丸薬等を與ふるには乳首に附けて飲ましむるを便利とす。

油脂劑 ヒマシ油の如き飲用困難のものは番茶又はコーヒー等の中に浮べてそれと共に嚥下せしむべし。

外用薬

塗布法

塗布法 皮膚・口腔・咽喉等にチンキ劑等を塗布する法なり。之は適量を他の器物に移し、毛筆等を以て患部に塗布すべく、其の毛筆等を直接薬罐中に入るべからず、使用後はこれを洗淨し置くべし。

塗擦法

塗擦法 藥物を皮膚より吸收せしむるために皮膚の一部に藥劑を塗擦する方法なり。主として油脂劑・軟膏劑・チンキ劑等を用ふ。之を施すべき部分・藥劑の分量・時間等は醫師の指圖を仰ぐべし。水銀

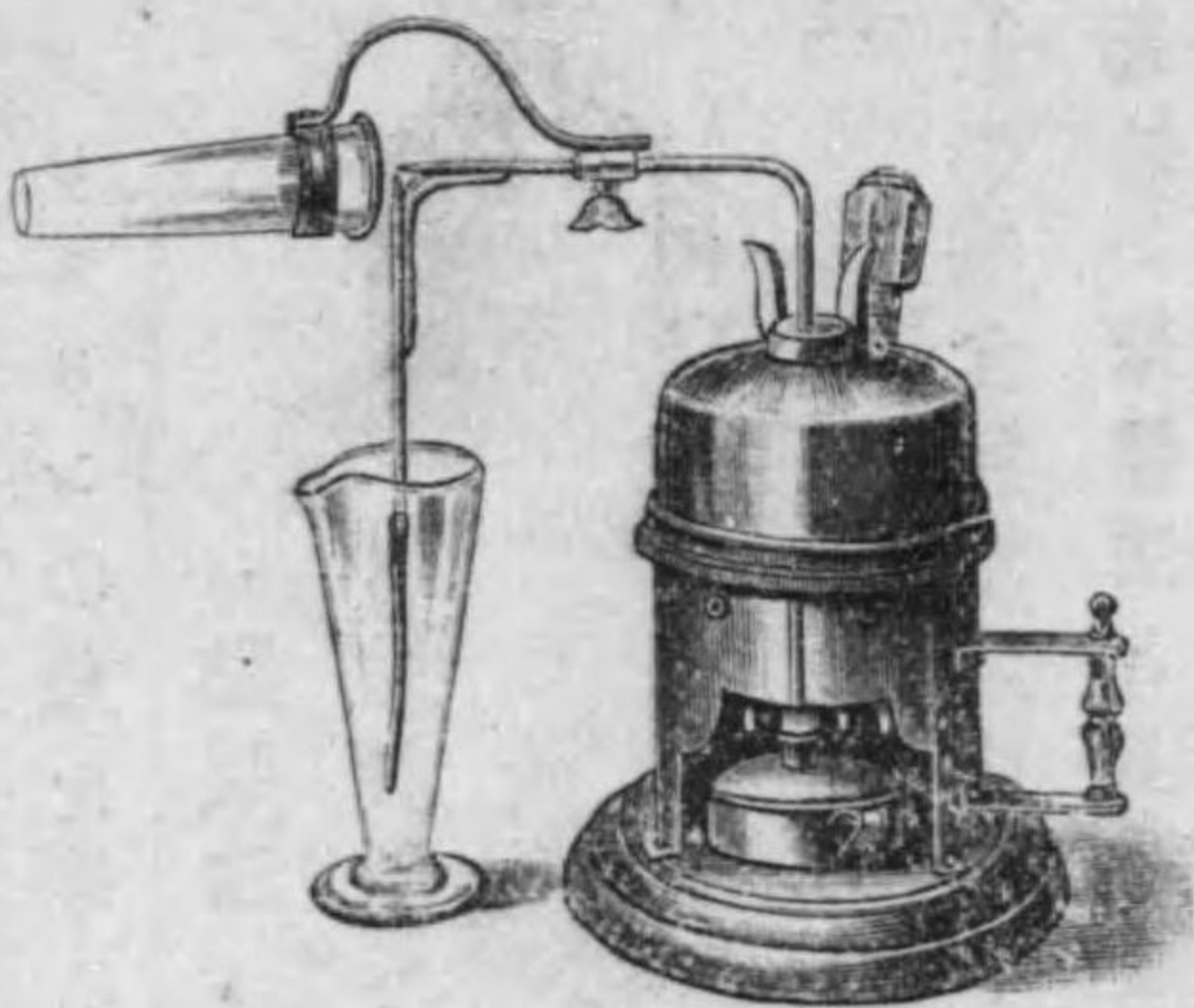
撒布法

劑を塗擦する時は指にサツクを用ふるをよしとす。
撒布法 撒布薬を毛筆・脫脂綿等に含ませ軽く弾きて患部に撒布すべし。

吸入法

吸入器の釜には凡そ二分の一乃至三分の二の湯を入るべし、多きに過ぐる時は熱湯を噴出することあり、使用後は丁寧に拭淨し置くべし、特に細き管は閉塞し易きものなり

芥子泥用法



吸入器

吸入法 呼吸器の病に應用する方法にして普通蒸汽吸入器を用ふ、藥液を細霧狀として吸入せしむるなり。藥液は通常二パーセント重曹水・食鹽水、其の他醫師の處法によるものを用ふ。此の他呼吸困難の場合には酸素吸入は近時多く用ひらる、方法なり。

芥子泥用法 芥子泥は皮膚に充血せしめて血行を促がし、内部の炎症を外部に誘導せんとする目的を以て用ひらる。その方法は新鮮なる芥子末を稍熱き位の湯にて攪き混ぜ、之を美濃紙又は布片等に一分位の厚さに塗り、更に之を薄き

紙又は布にて覆ひ醫師の指定する部位に貼るべし。凡そ十分位にしてその局部に紅色を呈するか又は疼痛を覺ゆるに至りて之を除き、微温湯に浸したる布にて拭ふべし。なほ痛みあらばワゼリン・グリスリンの類を塗るをよしとす。

點眼法
點眼器

點眼法 病者を仰臥又は坐せしめ、左手を以て下眼瞼を引き下げ右手に點眼器を取りて靜かに眼瞼内に滴下すべし。



瓶眼點

含嗽法

含嗽法 咽喉部の病のために含嗽するときには頭部を仰向けて藥液を嚥下せざるやうに注意せしむべし。通例食鹽水又は五十倍硼酸水オキシフル等を用ふ。

罨法
冷罨法

罨法 冷罨法と温罨法とあり、冷罨法は患部を冷して疼痛を減じ或は充血を去り、炎症の増進を防ぐ等の目的を以て行ふ方法にして冷水又は氷を用ふ、その方法は手拭の類を冷水に浸し軽く絞りにて患部に當て、屢取り替へて冷却せしむ。氷を用ふるときは氷枕・氷

温罨法



枕氷



臺囊氷

囊を使用す、氷はザラメ糖の如く細かに碎きて氷囊に入れ囊中の空氣を押し出し其の上をガーゼにて包み堅く口を縛りて患部に當つべし。

咽喉を冷すには細長き氷囊を用ひ高熱の時には氷枕を併用することあり。温罨法は身體の一部を温めて疼痛を減じ、又は血行をよくして他の部の充血を誘導する目的を以て行ふものなり。フランネルを温湯に浸して患部に當て、或は琶布末を煮て布に包みて用ひ、又手近き方法としては煮返したる米飯又は湯煮したる蒟蒻煎りたる鹽等を布に包みて用ふ。又懷爐・湯婆等を用ふるは極めて簡單なり。是等はすべて熱きに過ぐべからず、使用前必ず手背を以て熱さを檢すべし。掌にて粗略に檢するときは火傷を起す虞れあり。プリスニッツ氏罨法 は温罨法の一様なり、綿布或はフランネル

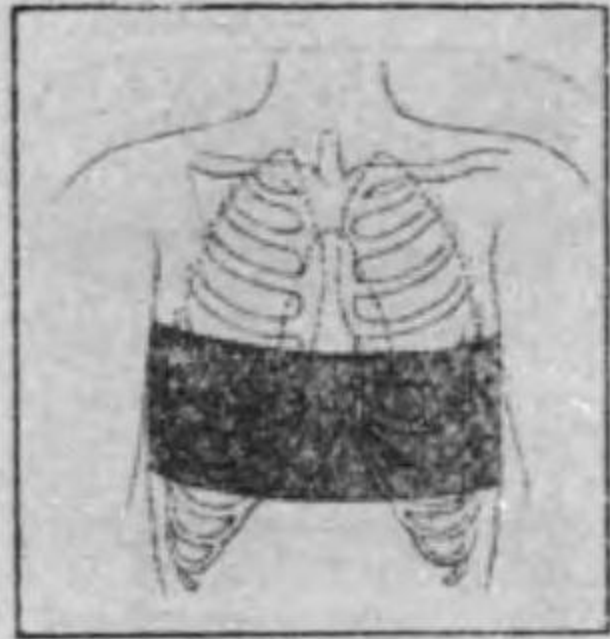
プリスニッツ
氏罨法



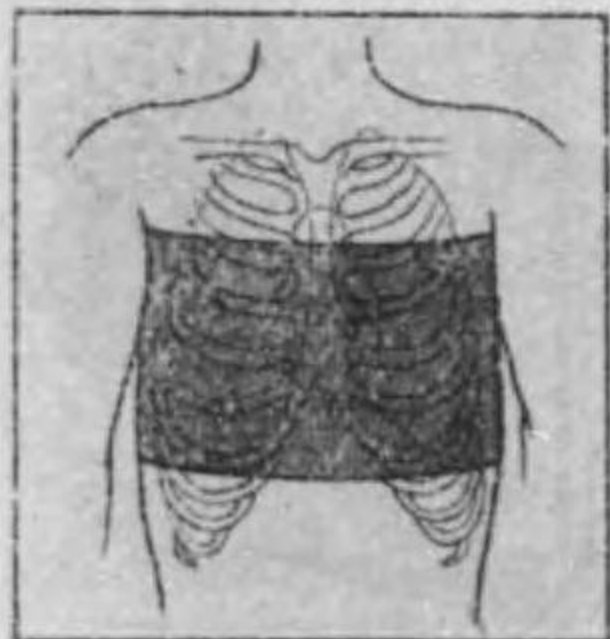
布湿用兒小



圖るたし施を法器に部胸の兒小



一布湿



二布湿



三布湿

等を温湯に浸して軽く絞り、患部に當てその上を油紙にて覆ひ更にフランネル等にて包み時々取り替へ繰返して行ふものとす。咽喉・氣管支等の病には極めて有効なり。肋膜炎・肺炎等にも用ひらる。湿布の幅狭きか或はあて方不完は湿布三の如く肩の後部まで届く如く布を断ちて用ふる

全の爲下方に降りたる如き場合には肺若くは氣管の部を覆はざることあり、故に小兒には腋部を刮りて圖の如き形の布を用ひ、或

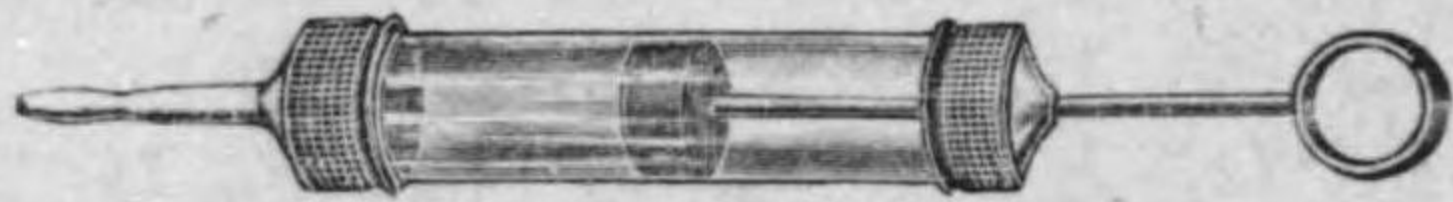
芥子濕布

灌腸法
滋養灌腸は飲
食し能はざる
患者に行ふ

を可とす。



器腸灌ンリスリグ



器腸灌通普



ルトーガリルイ

芥子濕布 は温湯を洗面器等に取りその中に一握或は二握の芥子末を入れよく掻き混ぜて之に布を浸し、適度に絞りにて前法の如くして用ふ、五分乃至十分にて之を除くを普通とす。
灌腸法 催下・止痛・滋養・攝取及び其の他の目的を以て藥液を腸内に注入する方法にして普通には多く催下の目的を以て之を行ふ、之には水銃・スポイト・イルリガートル等の器具を用ふ、之れを行ふには病人に不快の感を與へざるやうに注意し、

グリセリン座薬

嘴管及び肛門の周圍にグリセリン又はワゼリンを塗りて後徐々に嘴管を挿入すべし。灌腸終らば脱脂綿にて肛門を支へ靜かに嘴管を抜き取りよく之を消毒し置くべし。催便には**グリセリン座薬**を用ふることあり、之は危険少なくして便利なり。

水蛭用法

水蛭用法 身體の一部鬱血せるときその血液を吸ひ取り、血行を促がす目的を以て水蛭を使用することあり、水蛭は強壯なるものを選び醫師指定の部位に貼すべし。之を貼するには水蛭を稍厚き紙に包みその一方の口を開きて皮膚をアルコホルにて拭ひ軟かき布にて摩擦したる所に貼すべし。試験管水蛭管を用ふるもよし。十分血液を吸ひたる後自ら落つるに至るものなれど、吸吮の中途にて放たんとする時は少量の鹽を蟲體に撒布すべし。その吸痕は冷水にて洗ひ、硼酸綿等を貼り清潔になし置くべし。水蛭の吸付き悪しき時は患部に砂糖又は牛乳を塗れば速かに吸付くものなり。

第八節 繃帶用法

繃帶材料は清潔にして細菌の附着せざる柔軟にして瘡傷面を刺戟せざるものならざるべからずその重なるものは木綿・金巾・ガーゼ・脱脂綿・通常綿・フランネル・リント・油紙・絆創膏等なり

繃帶 は主として瘡傷或は腫物等を被覆して之を保護し汚物病菌等の侵入を防ぎ外用薬の滑轉脱落を防ぎ傷口を壓迫し出血を止め骨折脱臼等の場合に位置の移動を防ぎ副木を固定し瘡面より分泌する液汁を吸収せしむる等種々の目的に用ふるものなり。故に繃帶を保存するには清潔なる場所に貯へ之を取扱ふにも被服手指等を清潔にせざるべからず。

繃帶には**巻軸帶**及び**三角巾****四角巾**等あり、三角巾四角巾は金巾を用ひ巻軸帶には木綿を用ふ。稀にはフランネル綿紗紙等を用ふることあり。

三角巾は**金巾**を大巾のまゝ方形に裁ち之を斜に切りて三角形とし或は更に二分して小三角形として用ふ。その用法は簡單にして身體の各部に應用することを得べし。四角巾は方形又は長方形にして頭部などを覆ふに用ふ。

巻軸帯用法

螺旋帯

折轉帯

環行帯

龜甲帯
集合龜甲
開散龜甲
麥穗帯
(八字帯)

現代家事 下の巻

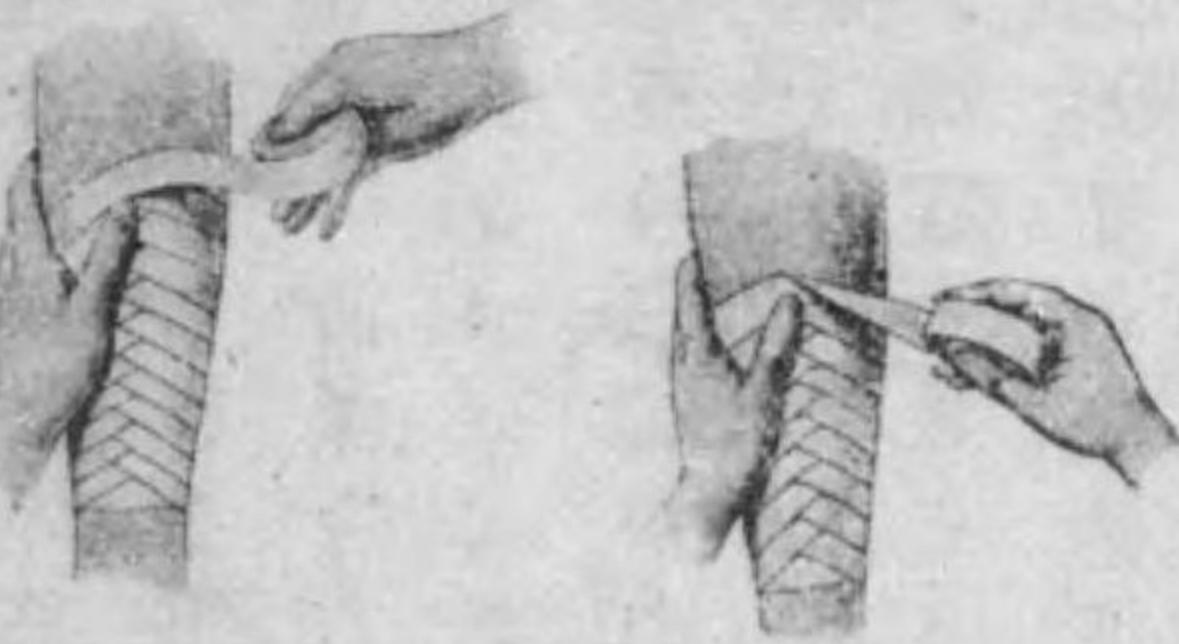
巻軸帯は一反又は半反の晒木綿を兩耳を除きて五裂或は六裂とし軸狀に巻きて消毒したるものなり。

巻軸帯 を用ふるにはその初めと終りとは必ず同一の箇所を二

手に螺旋帯を施したる圖



螺旋帯 麥穗帯 又は人字帯



折轉帯

環行して更に他側に移る。斯くの如くして最後に中央部に終る。(集合龜甲帯)又中央部より始めて漸次兩側に擴ぐるも可なり。(開散龜甲帯)肩胛部手指等には麥穗帯を用ふ。圖につきて見るべし。

四角巾にて頭部を包む圖(その一)



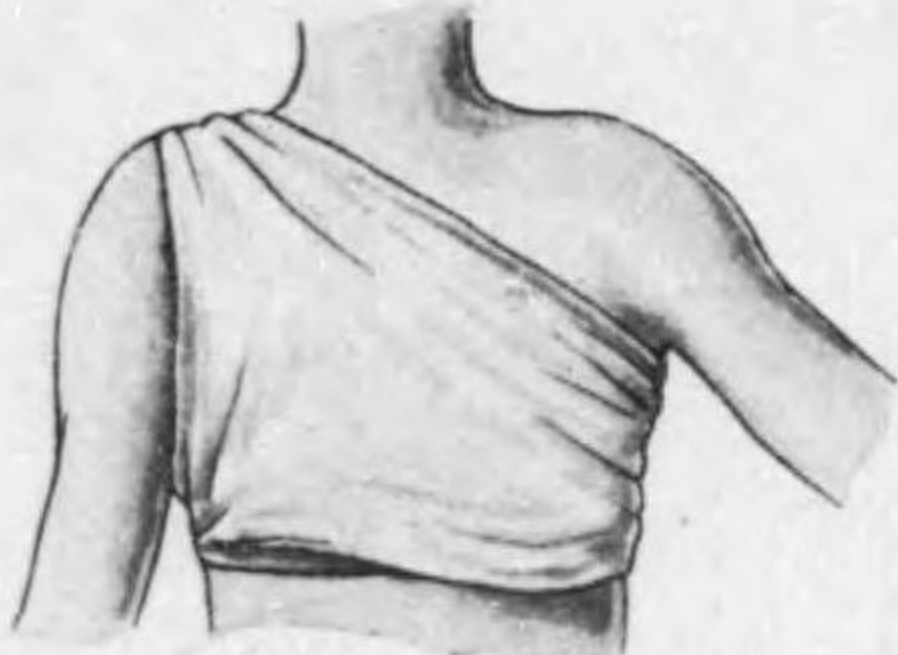
同(その二)



三角巾を種々の部に施したる圖



三角巾にて胸を包みたる圖



三角巾を手に施したる圖

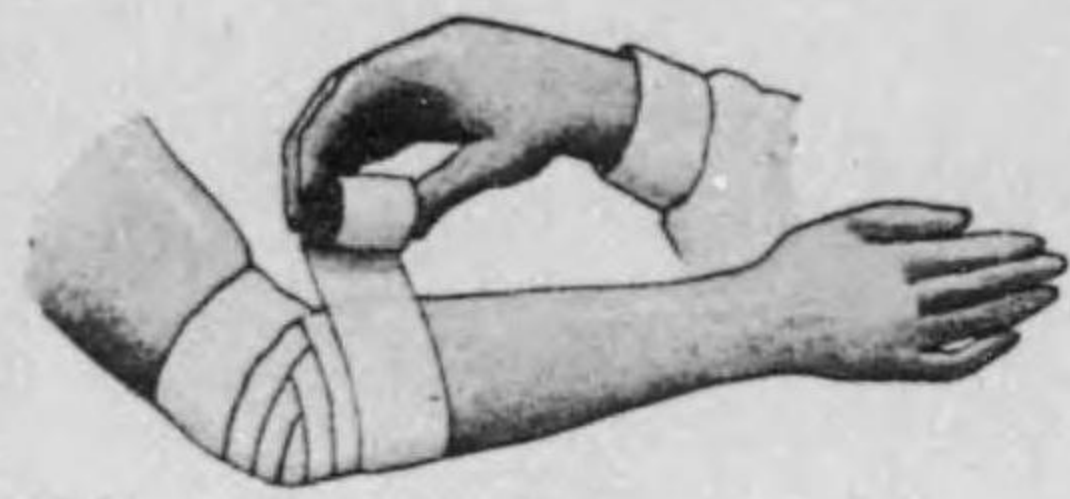


三角巾にて足を包みたる圖



三角巾にて手を釣りたる圖





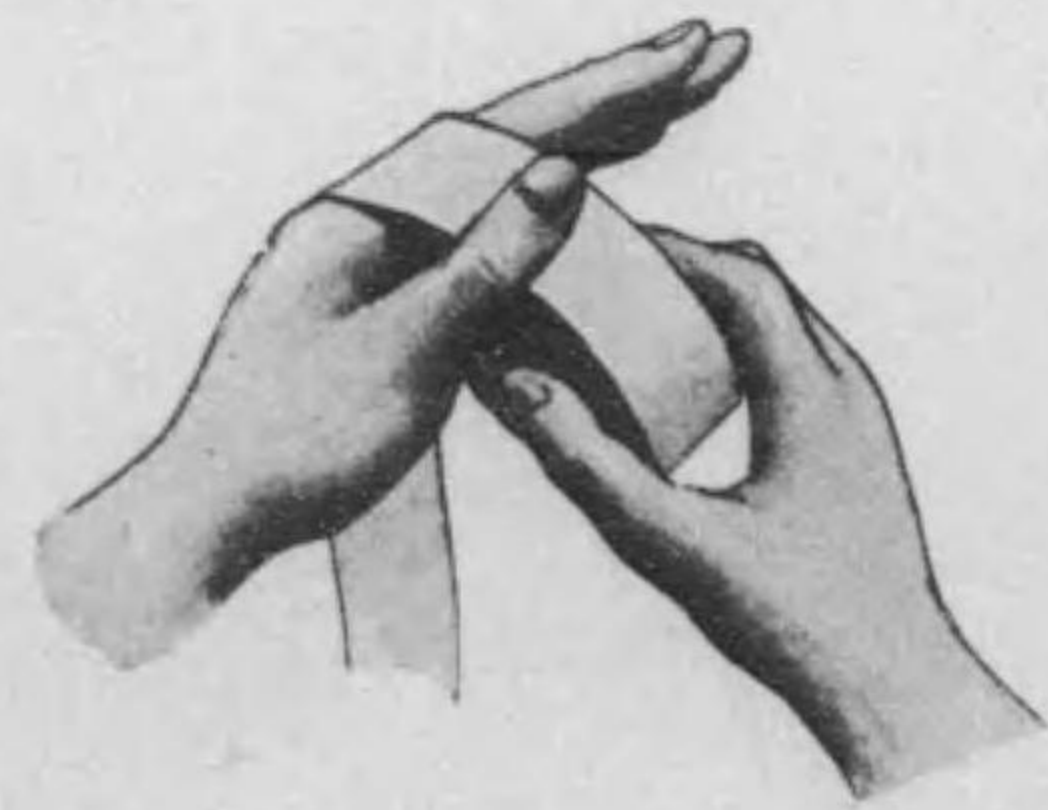
開散龜甲帯



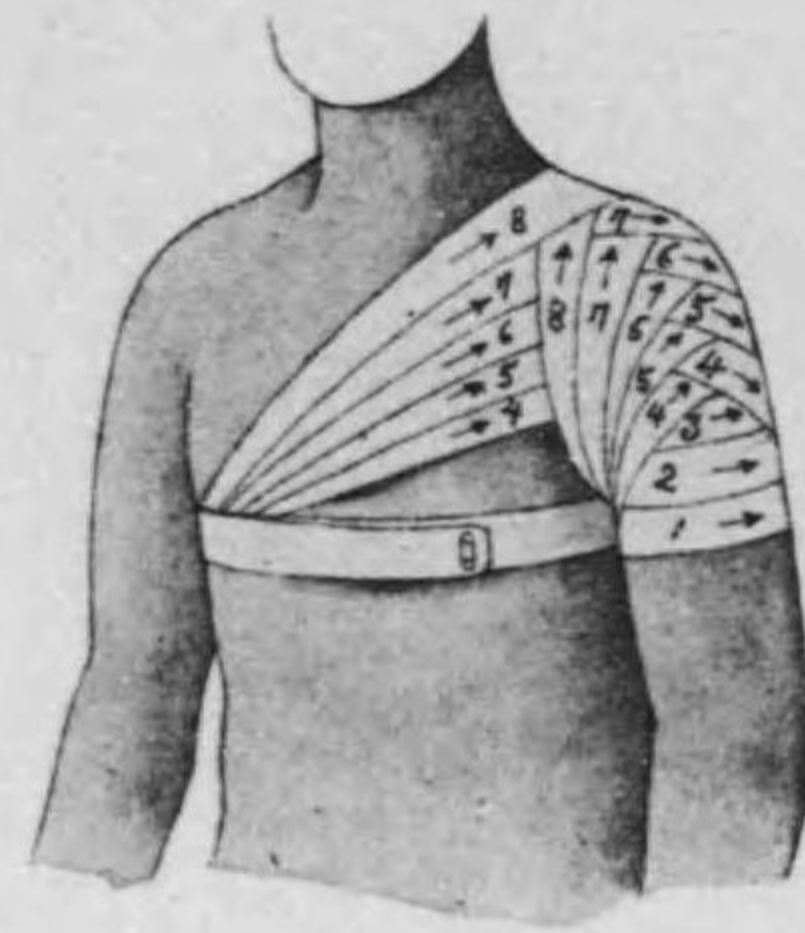
集合龜甲帯



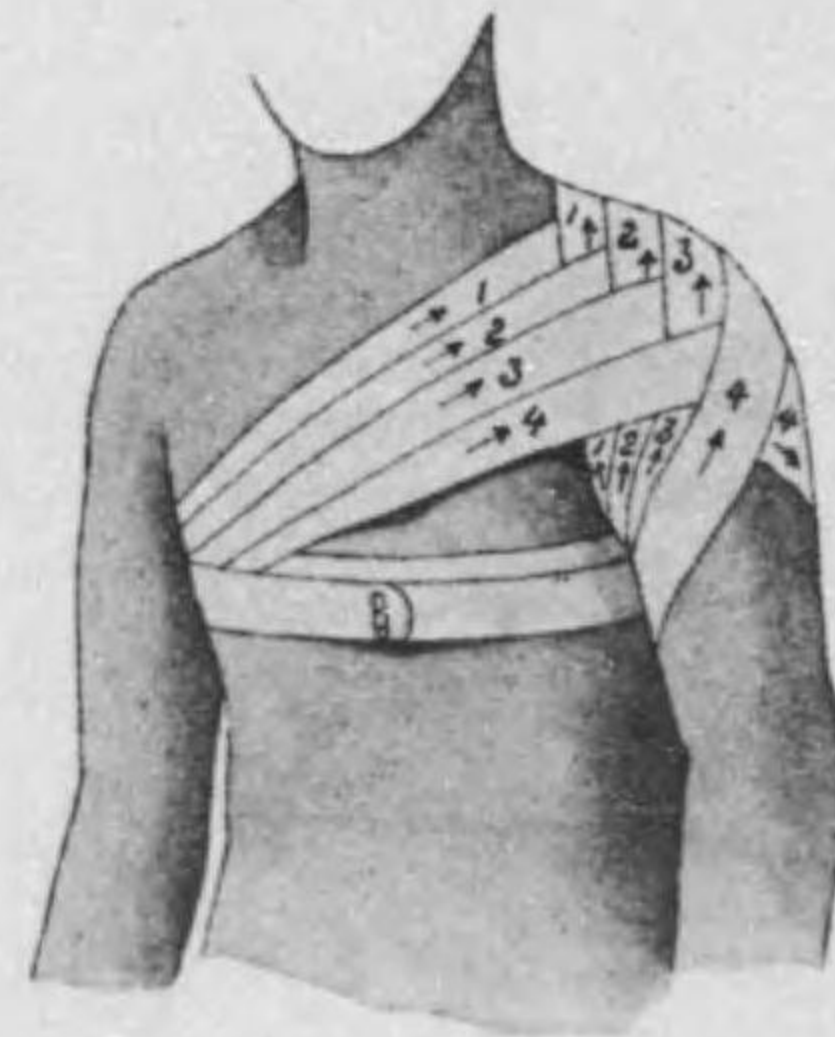
巻軸帯巻き始め



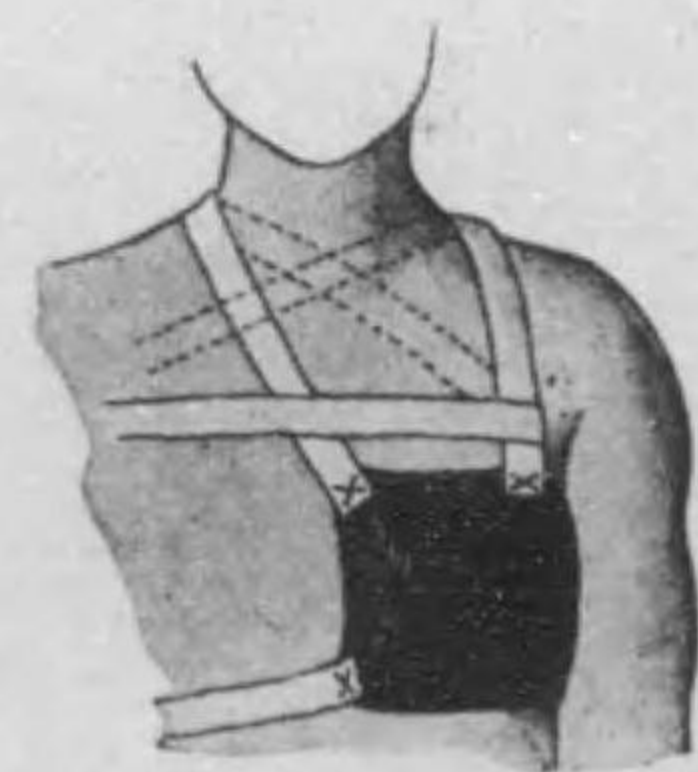
縋帯を巻く圖



人字帯



人字帯



四ツ手縋帯

三角巾を頭部に施したる圖



一



三

二



四



四角巾を一部裂きて頭に施したる圖



三角巾を疊みて眼に施したる圖



第九節 傳染病豫防及び消毒

傳染病 は病原體の侵入して發育繁殖するより起る疾病にして急性と慢性との二種あり法定の急性傳染病はコレラ赤痢腸チフス・パラチフス・チフテリア流行性腦脊髄膜炎猩紅熱發疹チフス・痘瘡ペストの十種にして、非法定のは結核・癩病・トラホーム・肺炎・百日咳・丹毒・水痘・マラリヤ・恐水病・麻疹・破傷風・流行性耳下腺炎・流行性感胃各種の性病等なり。

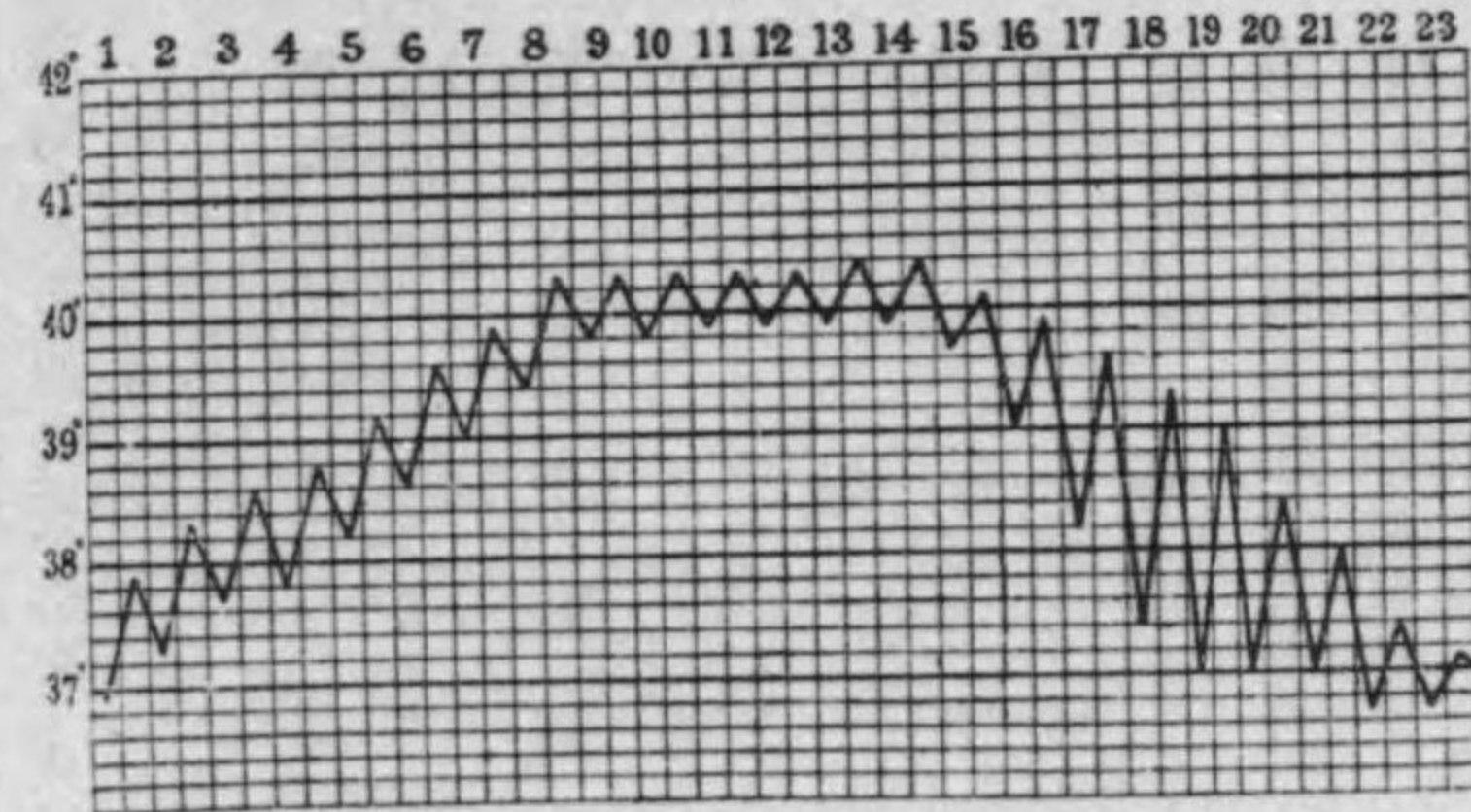
病原菌の圖



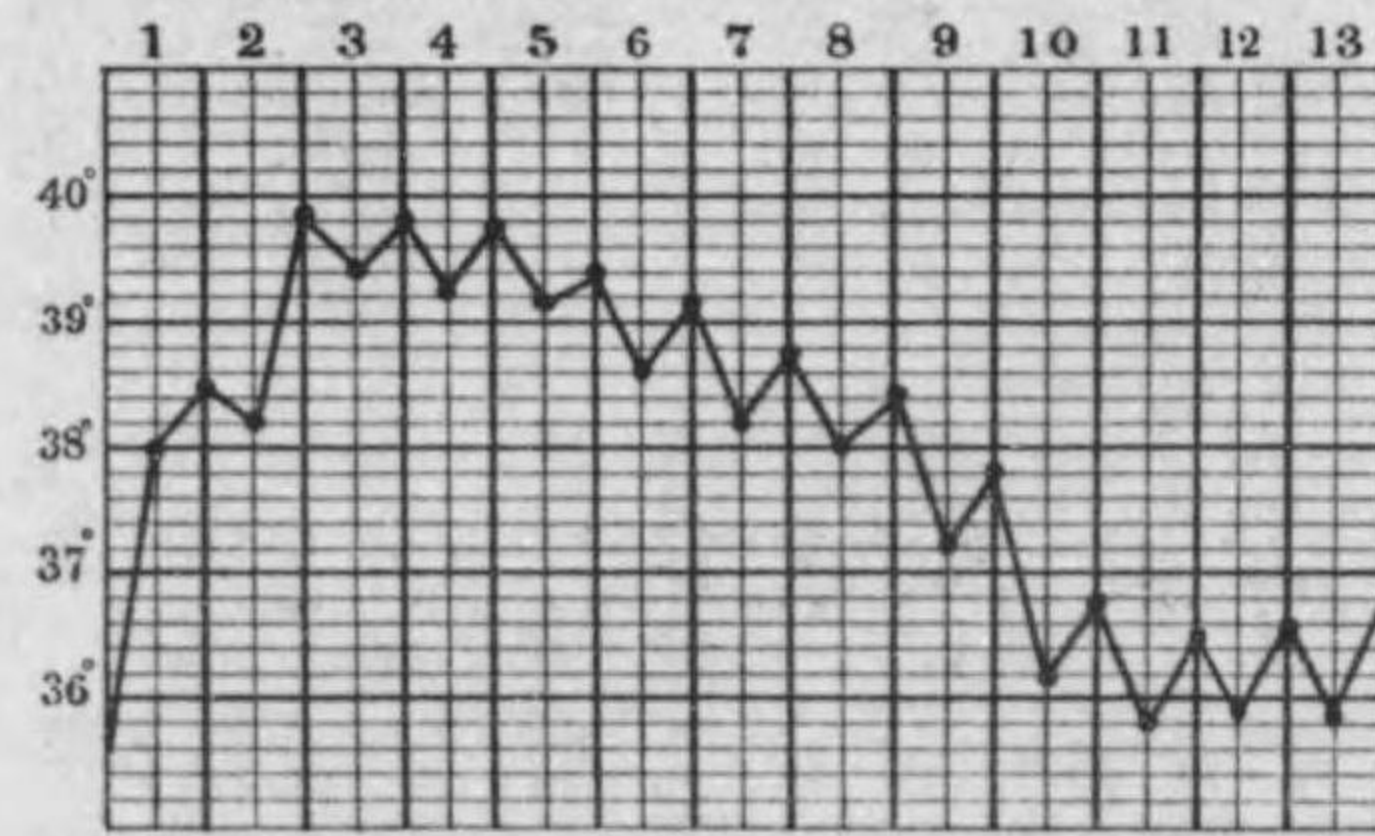
第一章 看病

病原體は細菌・原生動物・不明のもの及び超微生物等あり是等の病原體が身體に侵入すとも身體の抵抗力

(るよに氏ルレベムレク)例一の型熱スフチ腸

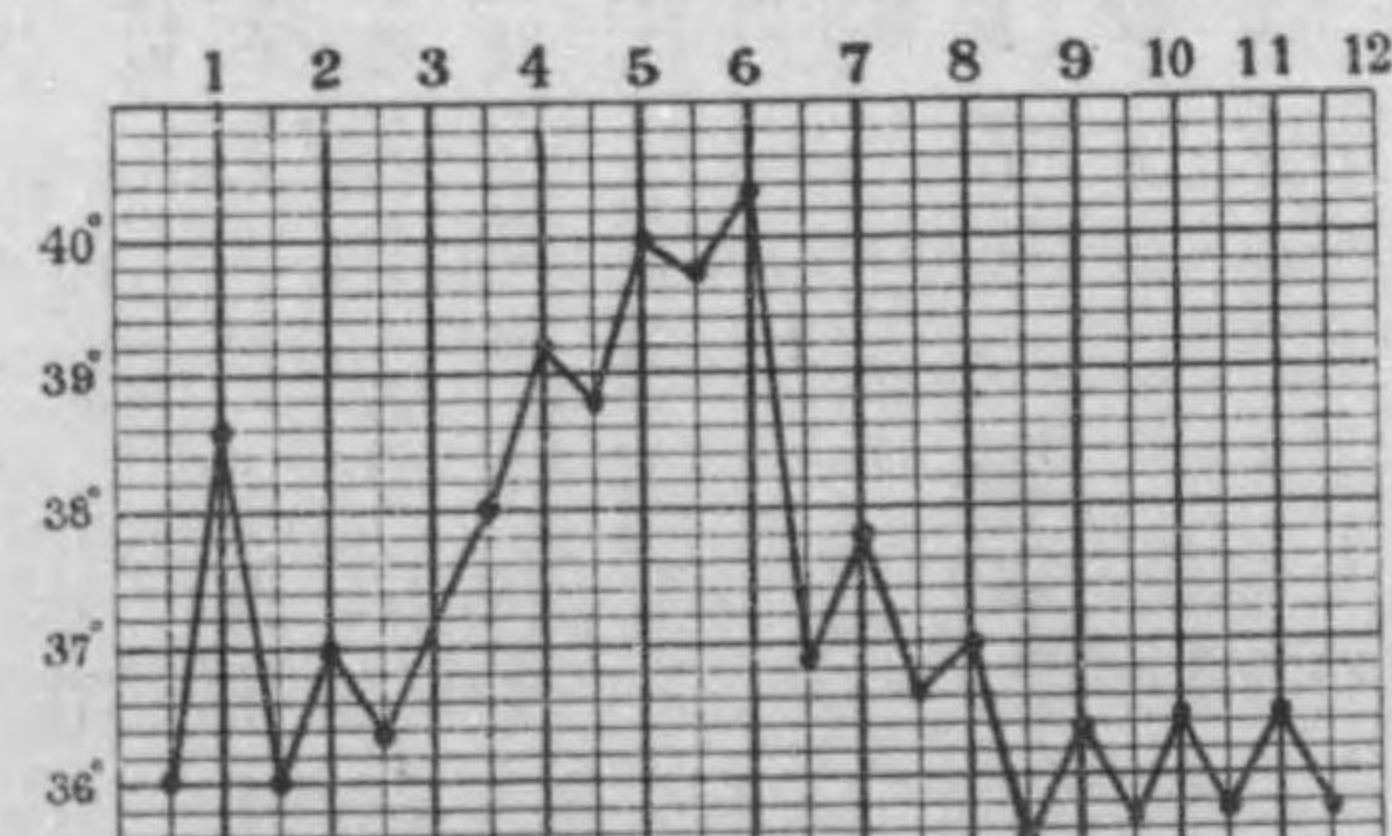


(る據に氏口井)例一の型熱熱紅猩



前驅期 發疹期 落屑期

(上同)例一の型熱疹麻

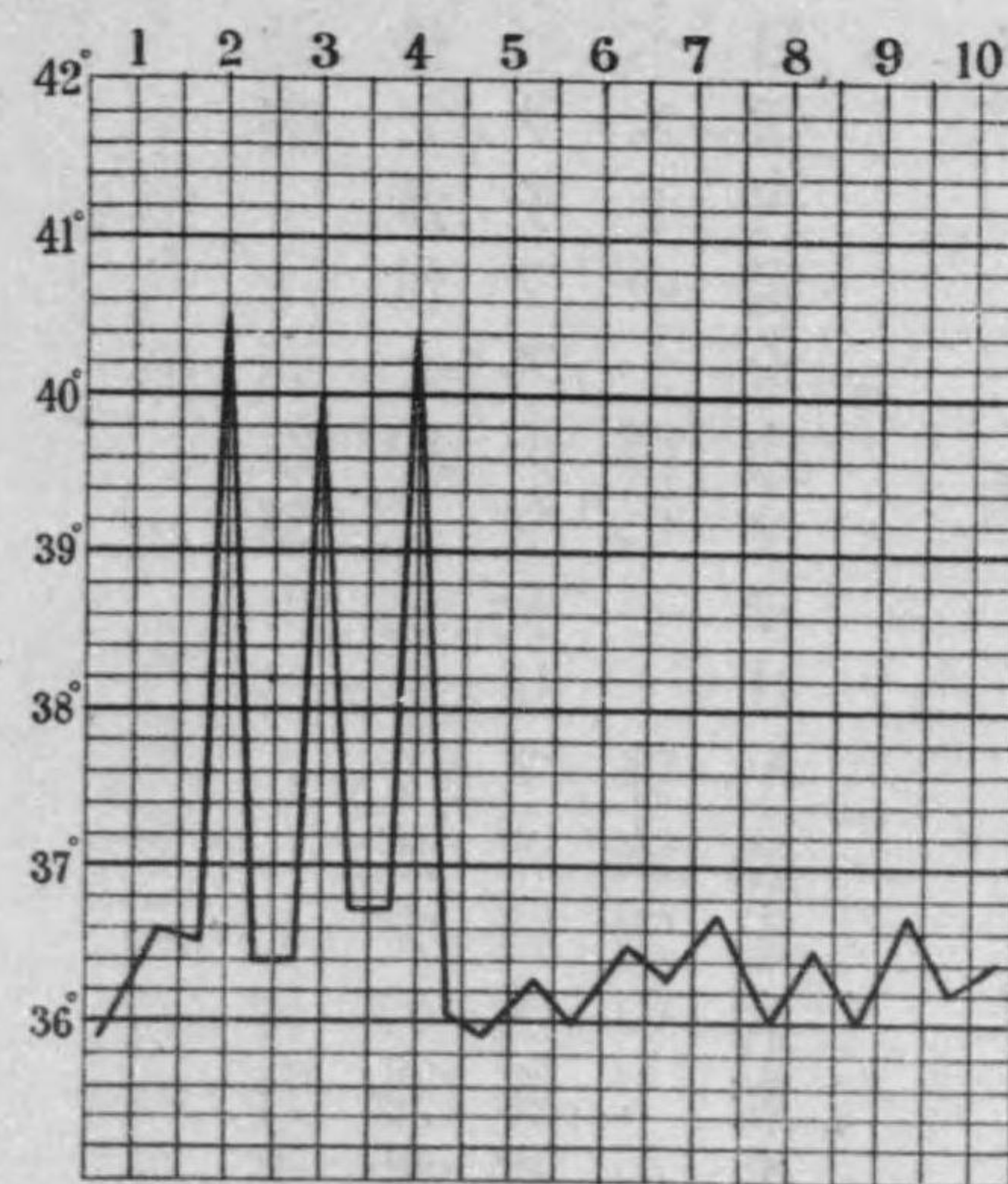


前驅期 發疹期 解散期 落屑期

悪寒を感ずるものなれば、病人の欲するだけ夜具を多くし、湯婆などを入るべし。熱起るに及びて漸次夜具を減じ、窓を開きて新鮮の空氣を通ずべし。若し特に冷罨法を施し、或は氷塊を與ふる等の場合は、醫師の指圖に待たざるべからず。

免疫 潜伏期

(るよに氏ルレベムレク)例一の型熱アリラマ



のあり。病原體が體內に繁殖する時は、身體は之に抵抗するため、多くは發熱するものなり。而して熱度の昇降は病症によりて異なるを以て、其の狀況に就ては特に注意して醫師の診斷の参考に供すべきなり。發熱する前には、多くは

強き時は繁殖すること能はざれども、然らざる時は或る期間内に於て繁殖するに至るものなり、この期間を潜伏期といふ。潜伏期には病によりて長短あり、或は一定せるものあり、又不定のものあり、短きは數時間、長きは數箇月、若くは一箇年位のものあり。又一回の感染によりて免疫となるあり、然らずして幾回にても感染するものあり。

傳染病の原因病原の所在侵入の徑路等大略

病名	原因	病原の所在	排泄路	侵入徑路	潜伏期間
腸チフス	チフス菌	患組織血液	尿	消化器口腔	二週
バラチフス	バラチフス菌	保者腸内	尿	消化器口腔	二日―八日
赤痢	赤痢菌	保者腸内	尿	消化器口腔	五六日
コレラ	コレラ菌	保者腸内	尿及吐物	消化器口腔	數時間―三日
チフテリア	チフテリア菌	咽喉頭・鼻粘膜	呼吸器	呼吸器	二日―七日
流行性腦脊髄膜炎	流行性腦脊髄炎菌	咽喉頭・腦脊髄液	唾痰鼻汁	呼吸器及皮膚	三日―五日
發疹チフス	超微生物	咽頭・血液	唾痰鼻汁	呼吸器	八日―十四日
猩紅熱	未だ明かならず	咽頭・痲皮	唾痰鼻汁	呼吸器	四日―七日
痘瘡	超微生物	痘疱内容物・痲皮	呼吸器	呼吸器	十二日
肺ベスト	肺膿口腔氣	膿腫の分泌物	呼吸器	呼吸器	不明なれども恐らくかゝるべしと信ぜらるるもの
皮膚ベスト	膿の内容物	膿の分泌物	皮膚	皮膚	二日―七日
腺ベスト	腺腫の内容物	腺腫の分泌物	皮膚	皮膚	二日―七日

超微生物とは現今用ひらるゝ顕微鏡の力にては見ることを得ざる程度の微細なるもの

豫防

豫防 傳染病の豫防に就ては平素より左の事項に注意すべし。イ 消化器より侵入するものに就ては飲食物・食器等に十分の注意を

腸チフス 豫防注射

アノフェレス蚊の体内より三日月形の有機體を人體の血液中に注入す、これ等は血液中にて胞子を發達せしめこれが後に血球より放たれ二種類の細



マラリヤ病の發生模圖

和川八重造氏譯者 家庭科學による

第一章 看病

要す其の流行時に當りては生水及び生の食物を慎み蠅の驅除を徹底的に行ふをよしとす。法定傳染病人の約八割は消化器系病にして、其の中最も多きものは腸チフスなり。此の病は豫防注射によりて著しく其の感染を免れ或は發病しても輕症に終ること統計によりて明瞭なれば、流行時に於ては豫防注射を受くるやうにするをよしとす。但し其の効力は一年位のものなれば、毎年一回これを行ふべし。最初は體質により多少の反應を呈することあれども回數を重ねるに従ひ漸次輕減するものなり。口呼吸器系のもものは含漱・マスク等によりてこれを豫防すべし。病室には炭火による暖室法を避くべし。ハ、皮膚系のもものはベスト(鼠蚤)發疹チフス(虱蚤)マラリア(マラリア蚊)狂犬病(犬鼠咬症)鼠等各種の動物の媒介によりて傳染するが故に是等のものに注意せざるべからず。ニ、平素より身體を健康にして、病原體

胞を形成すこ
れが人體の血
液と共に蚊の
體內に吸込ま
れ又前と同様
の發達を繰り
返す

の繁殖に對する抵抗力を養ふは最も緊要のことなり。流行時にあ
りては飲食・睡眠・運動等に注意すべし。ホ、みだりに傳染病を恐れざ
ることも必要なり。強く之を恐るゝ時は消化器其の他諸器官の作
用を弱め却て感染し易くなるべし。へ、清潔も亦必要なり。平素外出
先より歸りたる時は手を洗ひ含嗽をなす等の習慣を養ふべし。不
潔なる場所及び物體には細菌の繁殖し易きものなれば、それ等に
觸れざるやう注意すべく、共同の手拭欄干等は危険多し。家屋の内
外は、勿論衣服器具等すべて清潔に保つべく、尙ほ不潔なる場所に
は病毒を傳搬する昆蟲類を生ずるが故に石灰乳若しくは石油を
如露にて全般に撒布し、猶塵箱の近傍の如きは土を掘り返して撒
布すべし。ト、外傷腫物などにはなるべく早く手当をなし細菌の侵
入を防ぐべし。又流行時には人込みの場所に近づかざるをよしと
す。チ、不幸にして家族に傳染病患者の生じたる時は、直ちに別室に
隔離し猶豫なく醫師の治療を求め、その他法規の手續は手落なく

外傷腫物の手
當
傳染病患者

之を行ひ、消毒を嚴重にせざるべからず、尙ほ病室内にて飲食せざ
ること及び患者の衣服・物品等に觸れたる時は一々消毒すること
を怠るべからず。

消毒

消毒 消毒法には熱力を應用するもの、藥液に依るもの、瓦斯を使
用するもの等種々あり。

燒却法

燒却法 病毒の附きたるものを燒き盡す方法にして消毒とし
ては最も完全なるものなり。

汽熱消毒

汽熱消毒 消毒器を用ひ百度以上の蒸氣を以て一時間以上蒸
す方法にして病院又は會社等にて大仕掛を以て行ふ。衣服・夜具
等は此の方法に依るを可とす。

煮沸消毒

煮沸消毒 熱湯の中にて半時間以上煮る方法にして、食器類は
此の方法に依るべし。

藥液消毒

藥液消毒 石炭酸・昇汞水・生石灰・フォルマリン・クレゾール等の
藥物の一種又は數種を用ひて消毒する方法にして其の分量及

瓦斯消毒

び方法等は醫師の指圖に待つべし。
瓦斯消毒 室内を消毒するには此の方法に依る。即ち室を密閉して目張りを施し瓦斯消毒器を用ひてフォルマリン瓦斯を發生せしめ、數時間放置するなり。此の方法は専門の會社等に託して行ふを可とす。家屋の消毒には最も良き方法なり。

日光消毒

日光消毒 日光の紫外線は細菌を殺す力強きものなり。故に衣服夜具の類は平素屢日光に曝して消毒するを可とす。細菌の直射日光に對する抵抗力は大凡次の如し。

細菌の直射日光に對する抵抗力

1. 結核菌 約二十分乃至三十分にて死滅。
2. チフス菌 約一時間乃至六時間にて死滅。
3. 赤痢菌 約三十分にて死滅。
4. コレラ菌 約二時間乃至三時間にて死滅。
5. 肺炎球菌 十二時間曝しても死滅せず。

精神病者の看護

第十節 精神病

精神病患者 は精神の作用に故障あるものにして、最も憐むべき病人なり。故にその看病人は特に同情慈愛忍耐に富み、且つ心身の働きの機敏なるを要す。

一般的症狀

一般的症狀 精神病患者は理性を失ひて、常識的判斷力無きものなれば、看病人の言葉に従はざることあるのみならず、或は罵り嘲り、又は打つ等のことあり。かゝる際には、よく忍耐したゞ黙して深切にこれを扱ひ、決してさからふべからず。病氣によりて或は陽氣に談じ、或は躁しく暴れ、又はうち沈みて憂に耽るもあり。又精神作用弱くして白痴なるもあり、中にも最も注意すべきは、自殺を企て、或は他に危害を與へんとするものにして、これ等は十分に監督せざるべからず。

看護上の注意

看護上の注意 精神病患者を看護する上に、最も必要なる條件は、患者の精神を安靜ならしむることなり。新聞雜誌又は書籍等を讀み

聞かせ、或は人を訪問し、談話する等、神経を興奮せしむることは避けざるべからず。たゞ精神の静まりたる時、音楽を聞かせ、或は遊戯せしめ、又は庭園の散歩、花壇室内の掃除、手工等、簡單なる仕事をなさしむるは効あることあり。すべて病人の自由を束縛せずして、危険に陥らしめざるやうに注意すべきなり。

第十一節 應急手當

應急手當の必要

俄かに發病し、又は負傷したる時、醫師の來診を待つ間に適當の手當を施すは極めて大切なることなり。かゝる際、徒らに狼狽して處置を誤ることなきやう心掛けざるべからず。

咯血

咯血及び吐血 咯血は、咳嗽に伴ひ、肺臟、氣管支等より出づる鮮紅なる血液にして、泡を交ふ。咯血したる際には、病人はさのみ苦痛を感じずとも、就寢せしめて、絶対に安靜を保たしめ、談話を禁じ、鹽水を飲ましめて、胸部は冷罨法を施し、醫師の診察を請ふべし。吐血は

吐血

衄血

血液が嘔吐に伴ひて胃より出で、其の色暗紅にして粘稠なるを常とす。此の場合にも前と同じく、安靜に臥床せしめ、冷水又は氷片を少量づゝ、與へて心窩には冷罨法を施し、醫師の來診を請ふべし。
衄血 ガーゼ又は脱脂綿を以て鼻腔を塞ぎ、額、鼻頸等に冷罨法を施し、頭を仰向けて靜かに口より呼吸せしむべし。出血止まざる時は、醫師の診察を受くべし。

創傷

ニユースキンは空氣に觸れて凝固し、直に新皮膚を作り、水及湯にも溶けざる故に便利なれど、これを塗るに痛みを感じる故に創口大なる場所にはこれを川ふべからず。ヨードは體質によりて中毒を起す者あり。

創傷 開口傷は、病毒の侵入し易き爲めに、恐るべき病症を惹起することあるものなれば、些のことにては清潔を保ち、止血することに注意すべし。小創ならば、周囲を壓して更に出血せしめ、直ちに消毒ガーゼを當て、繃帶するか、或はニユースキンを塗るべし。決して直に絆瘡膏を貼るべからず。創口稍大なるか、或は不潔なる時は、淨水にて洗ふか、オキシフルにて消毒し、次、没食子酸、蒼鉛をつけ、或は沃度ホルム、ガーゼを當て、繃帶するをよしとす。大創傷の時は、動脈出血の虞れあるを以て、四肢ならばその上部、即ち軀幹に近き

注意を要す

打撲傷
骨傷

部分を強く緊縛すべし。他の部分ならばその部分を強く骨に向つて緊縛し、急速に醫師の手當を請はざるべからず。

打撲傷・骨傷 打撲傷即ち打身の時は、皮下出血若しくは腫脹することあり。何れの場合にも其の部分を

安靜に保持して冷罨法を施すべし。骨傷は不用意に手當する時は、却て悪結果を來すものなれば、十分注意して絶對に患部を動かすことなく、安靜にして急速に醫師の手當を請ふべし。

ハブ草の効は
アンモニア等
の比にあらず
小兒多き家庭

整傷

整傷 蜂・毛蟲等にさされたる時は、其の部に蟲の刺・毛等附着し居らばこれを抜き取り、直ちにハブ草の葉を揉みて其の液を塗るべし。疼痛腫脹等起さずして直ちに治すべし。ハブ草の無



にてはこれを
植を置く必要
あり。

咬傷



蚊 京南

き場合にはハブ草チンキを塗るべし。幼兒の蚊・蚤・南京蟲等にさされたる時にも、これを用ふれば搔痒・疼痛等を感じしめずして治する効あり。

咬傷 狂犬毒蛇等に咬まれたる時は、急速に手當を施さざれば治療し難く、一命を失ふこともあるものなれば、速かに創口の上部を緊縛してその毒の身體に循らざるやうに注意し、直ちに醫療を請ふべし。狂犬に吠まれたる時は直に巡查交番所又は派出所・警察署等に届け出でかつ醫師の診斷を請ひ狂犬の場合には規定の注射を受くべし。

火傷

第一度の火傷

第二度の火傷

火傷 軽度の火傷にて單に皮膚の赤色になる位の時は、直ちに氷水罨法・冷水灌法をなし後オレーフ油又は手近に有合はする脂類・硼酸軟膏等を貼布し被覆繃帯を施すべし。既に水泡を生じたるものは、消毒したる針にて水泡の下部を刺し、徐々に内容を漏らし、デルマトール・亞鉛華次没食子酸・蒼鉛等を撒くべし。此の際決して

第三度の火傷

酸類による火傷

アルカリに依る火傷

凍傷

寒冷部位を急に温むるよつて起る一般に貧血又は腺病質の小兒に多きを以てかゝる小兒には夏季轉地又は海水浴等をなさしめて根本的の豫防をなすをよとす。

人事不省者の取扱

表皮を除去すべからず、皮膚爛れ又は焦げたる場合は、消毒したるガーゼを當てたるのみにて、直ちに醫師の治療を請ふべし。強烈なる酸類にて火傷したる場合は、アンモニア水、石灰水、重曹水等にて洗ひたる後、硼酸軟膏を塗り、ガーゼを當て、繃帯すべし。又強度のアルカリによる火傷は直ちに食酢の類にて洗ひて之を中和したる後、酸類火傷の場合と同様の手當を施すべし。

凍傷 寒冷の刺戟によつて起る身體組織の外傷なり。火傷と同じく皮膚腫れて暗赤色となり、搔痒を感じる場合には雪塊を以て摩擦し、温を覺ゆるに至ればイヒチオール樟腦軟膏等を塗擦し、或はカンフルチンキ、沃度チンキの類を塗るべし。又藥用紅一貫膏等を塗擦して繃帯を施し、置く時は効多し。皮膚爛れて破れたるには、硼酸軟膏をリントにのばして貼りおくべし。水泡を生じたるは、火傷の時と同様に處置すべし。強く爛れ壞疽を起すものは、硼酸水にて濕布し、繃帯を施し、醫師の治療を請ふべし。全身凍えて硬くなり、人

卒倒

腦貧血

腦充血

日射病

事不省になりたるものは、直ちに温めず、まづ寒き室に入れて、冷濕布にて摩擦し、血液の循環を促し、四肢漸く軟かになりたらば、人工呼吸法を施し、意識回復せば少許の冷水茶等を與へ、褥上に移し、薄き蒲團を以ておほひ、徐々に厚くしてこれを温むべし。決して急にすべからず。

卒倒 起立又は起坐せる者の急に倒るゝを卒倒と云ふ。激しき精神の感動又は身體の激動、或は過勞、出血、激痛等によりて腦貧血を起し、顔色蒼白となり、或は腦充血にて顔面赤色となり、又は夏日炎天下に永く運動したる爲め日射病を起し、人事不省に陥りて卒倒することあり。貧血の場合には、衣帶を緩め、頭を低くして靜かに平臥せしめ、意識を回復したる時は、少許のアルコホル性飲料を與ふべし。充血の場合には、枕を高くして新鮮なる空氣を呼吸せしめ、頭部を冷し、足部を温むべし。日射病の時は、涼しき木蔭、或は涼氣を通ずる室内に入れ、衣帶を解き、頭を高くして安臥せしめ、飲料を多く

與ふべし。葡萄酒等を與ふるもよし。是等は何れも嘔氣を伴ふことあり。

窒息

窒息 有毒なる瓦斯たとへば一酸化炭素の如きを吸入し、又は食物を嚥下する際誤つて呼吸不能に陥ることあり。前者の場合には直ちに新鮮なる空氣中に伴ひ、面部・胸部等に冷水を注ぎて覺醒を促がし且つ人工呼吸法を施すべし。後者の場合には強く口を開かして食物を摘み出すか又は咽喉を刺激して嘔吐を催さしめ食物を吐き出さしむべし。但し何れの場合にも速かに醫師の來診を請ふべきなり。

人工呼吸

人工呼吸法の
一法



人工呼吸法の
一法

を稍々後方に垂れしめ、病者の頭部に坐して頭上より病者の兩臂

人工呼吸法 の簡單なる一法は病者の衣帶を

解きて、仰臥せしめ、背部に軟かき枕を當て、頭部

を稍々後方に垂れしめ、病者の頭部に坐して頭上より病者の兩臂

中毒

を把り、之を徐々に頭上に舉上し、次いで又兩胸の側に下す。此の早さは自己の呼吸に準じて行ふべし。此の如く反覆すること三十分乃至三時間に及び呼吸作用を發作せしむ。

中毒 誤りて毒物を嚥み下したる時は、なるべく速かにこれを吐

ドクウツギ テフセンアサガホ 果實



毒草の注意

眼中異物

第一章 看病

き出さしむるを要するが故に手近かにある液類例へば湯・茶・鹽水・牛乳等を多量に飲ましむべし。然る時は嘔氣を催して毒物を共に吐出すべく、若し然らずとするも、嚥み下したる毒を薄むることを得べし。少しく時間を経たる時は浣腸をし又は下劑を與ふべし。小兒を屋外に遊ばしむる時は毒草に注意すべし。

眼中異物 眼中に砂塵等の入りたる

時は、眼を擦ることなく、直ちに清水又は硼酸水中に眼を浸して、二三回眼瞼を開閉すべし。それにて取れざる時は、冷罨法を施して醫師の治療を請ふべし。

溺没

溺没 誤つて水中に陥る時は、激しき驚愕の爲めに一時氣絶することあり、或は水の爲めに窒息して假死の状態に陥ることあり。かかる際は直ちに醫師を招くべきは勿論なれども、急救法としては先づ飲みたる水を吐かしたる後人工呼吸法を施すを要す。
齒痛 は硼酸水にて含嗽し、冷罨法を施して齒科醫の治療を受くべし。決して齒齦を揉む等のことをなすべからず。

齒痛

第十二節 回復期の注意

回復期の注意

醫療看護其の効を奏して病者幸に輕快に向ふ時は、病者看護者共に其の緊張したる精神に弛みを生じ易く、ことに病者は回復期に入りて、食慾旺盛となるが故に、動もすれば過食の爲消化器を害し

再發

或は離褥運動・入浴等の早きに過ぐる爲めに、回復上に頓坐を來たし、病勢再發して遂に重症に陥る等のことあり、特に注意すべき時期なり。

第十三節 危篤者の看護及死後の處置

危篤者の看護

危篤者の看護 老年に及び天壽を以て世を終る者は些かの苦痛もなく眠るが如く世を去るものなれども、病の爲めに逝く者は多くは苦惱あるを免れざるものなり。而して死は人世の重大なる時期なれば心を盡して懇切に看護し心を安じて世を去らしむる様にすべし。危篤者の容態は病症によりて一樣ならざれども、多くは呼吸淺薄となり困難の狀を呈し、鼻翼鼓動して咽喉に喘鳴を帯ぶるに至り脈搏疾速にして微弱、四肢冷え顔色蒼白となり唇及四肢の末端紫藍色を呈し、眼瞼は力なく閉鎖十分ならず顔貌著しく變異し前頭には粘稠なる冷汗を流す、終りに一種の下顎運動により

て絶息し同時に瞳孔の散大を始む。かゝる前徴ある際には、速かに醫師を呼び家族は狼狽して騒ぎ惑ふことなく、近親者に通知し相寄りて懇切に看護すべし。力めて周囲を静肅にし無用の人の出入を禁じ夏日は換氣を良くし、蚊・蠅等を驅除し、静かに冷汗を拭ひ近親者は交互に清水を以て患者の唇を潤ほし、聊かにても其の苦痛を緩めんことを努むべし。

死後の處置

死後の處置 愈呼吸絶えて命を終りたる時は、醫師の檢診を受け、仰臥せしめて眼・口等を閉ぢ、清水アルコホル又は消毒薬を以て全身を拭ひ、鼻・口・肛門等に脱脂綿及び通常綿を充填し顔面に白布を覆ひ兩眼・口等を閉ぢしめ、納棺に便なる姿勢を取らしむべし。かくて醫師の診斷書を添へて戸籍吏に死亡届をなし、死後二十四時間以上経過したる後葬儀を行ふべきものとす。若し傳染病者なる時は法規の定むる處により醫師及び看護婦の指圖に従ひて處置すべし。

老人の奉養

第二章 老人の奉養

祖父母・父母・舅姑などは、いづれも家庭に於ける尊敬すべき長者にして、壯年の頃より日夜勤勞して外にあつては職務のために盡し、内にありては一家の經營・子女の教育に心を碎く等、あらゆる辛酸を嘗めて、人生の務めを終り、或は終らんとする人々なれば、家族は誠意と尊敬の念とを以てこれに事へ、よくその心を安んじ、身體を保護し、満足して餘生を送らしめんことを期せざるべからず。老人と壯年者とにては、自ら思想・感情等を異にし時に意見の相容れざる場合もあるべし。されどもその故に老人を侮り、疎外する等のことあるべからず。老人の多年の經驗と、思想の鍛練とは壯年者の遙かに及ばざる點あるものなれば、常に謙虛の心を以てその意見を聽き思慮ある判断を尊重するやう心掛くべきなり。

老人の思想感情

第一節 精神の慰安

精神の慰安
老人の心情

- 一、老人は年と共に心細さを感ずるものなり
- 二、家のため子女のためには飽きて心を勞するものなり
- 三、多くは性急にして思ひ立ちたることは速かに果さんとする稍小兒に似たる點あるものなり
- 四、自己の行為の他人の利益となることを非常に喜ぶものなり

老人の心を安んじ慰めんとするには、まづその心情、性癖等を知悉してこれに逆らはず、その嗜好を察してこれに適するやう努むること肝要なり。

人々によりて性質異なり、境遇も亦均しからざるを以て、その心情を異にするは勿論なれども、老人は定まれる業務も無ければ概ね無聊に苦しむのみならず、友人も漸次故人となるなど、年と共に心細さを感じざるものなり。殊に老夫婦うち揃ひて生存するときは、互に慰むる道もあるべけれど、そのいづれか一方のみ生存せるときは、互は一層無聊を感じざるものなれば、家事多端なる中にも、幾分の時間をつくりて、老人と共に世間話をなし、或は老人が少壯時代の得意話を聴き、又は新聞雑誌の類を讀み聞かするなどのことを怠らぬやうにすべし。又日頃老人の娯樂とするものあらば、謡曲園藝盆鼓、詠歌音楽、書畫骨董等何にても同好の友を會して、互に歡を盡さし

みだりに今の昔に勝れる事を課々するはよろしからず

老人の娯樂
老人と家事

むべく、時には故舊を招きて往時を語り、親族を呼びて祖先の祭を行ひ、誕生日を祝する等も、大に老人の慰めとなるべし。

老人はその子女が成人しても、なほ子供の如く思ひ、家のため子女のためには何時までも心を勞するものにして、常に家事を手傳ひ、子女孫達の世話をせんと希ふものなり。故にそれらの好意は喜んで之を受け、事を託して感謝の意を表すべし。老人が家族より退け者にせられたる如き取扱を受くるは、最も不愉快に感ずるものなれば、家事上のことはなるべく相談をなし、老人の教へを乞ふは老人を敬する上にも、亦老人を満足せしむる點よりも望ましきことなり。

かくして主婦自ら老人を尊重し、敬愛するとき、子女、僕婢等に至るまでこれを見習ひて、尊び仕ふるに至るべく、老人をして満足を感じせしめ、自ら美しき家風を成す基となるべし。

美しき家風

第二節 身體の保護

衣服

老人は年と共に氣力も衰へ身體の抵抗力も弱くなるものなれば、些かの氣候の變化、又は其の他の障礙にも侵され易きが故に、衣食住等日常生活上の事につきては、主婦は常に十分の注意を拂ひ、身體の保護に意を用ひざるべからず。衣服はなるべく軽く軟かにして、清潔なるものを供すべし。そは質素といはんよりは、寧ろ經濟の許す限り、着心地よき物を選ぶべきなり。夜具、足袋、手袋、頭巾等につきても同様の注意を拂ふべし。

食物 は老人の嗜好に適したる物の中、なるべく滋養に富みて軟かなるものを供すべし。一時に多量の食物を攝り難きが故に、珍らしき間食の料などを調へ置きて、害なき程度に薦むるを可とす。酒類、茶等の飲料につきても、嗜好によりて適度に供すべし。又時々其の嗜好を尋ね、調理法の教を受け、之を調理してすゝむる等は、大にその心の慰めとなるものなり。又壯年時代より食し慣れたる硬き

居室

食物を嗜むときあり、かゝる場合は卸金にておろし又は粉碎器にて細粉として供するをよしとす。

居室 は閑靜なるを好むを普通とすれども、稀には賑はしきを喜ぶ人あり。其の好みによりて、日當り風通しよき室を充つべく、庭園を設けて四季の眺めを添へ、更に眺望のよき室を選ぶを得ば一層可なるべし。但し二階は昇降に不便なれば避くるをよしとす。室内の裝飾等につきても、その好みに従ひて之を施し、床間、違棚、押入、戸棚等もなるべく便利に且つ趣味豊かにして居心地よきやうに工夫すべきなり。厠は必ず居室の近くに設け、手洗場は雨戸を開く等の手数なくして使用せらるゝ場所に設くべし。

運動 は不足勝ちになるものなれば、なるべくその機會を作ることに力むべし。庭園の手入れ、花卉の栽培等は趣味ある上に運動の助けともなるべく、又附近の散歩、墓參或は神社佛閣への參詣、花紅葉等の季節につけての觀覽等、いづれも望みに任せて之を行はし

運動

入浴

むべし。而して外出に際しては家人を附添はしむるか、又は主婦自から伴ひて途中の安全に注意すべきなり。

入浴 は身體の清潔を保つためには勿論、血行を促し健康を保つに最も必要なるものなれば怠らず之を行はしむべく、なるべく自家に浴場を設け、深切に介抱して浴せしむべし。錢湯に入浴せしむる場合は、適當なる介輔者を伴はしむるを可とす。長湯と高温の入浴とは害あるのみならず、往々危険を伴ふ場合もあれば注意するを要す。

睡眠

睡眠 安眠は保健上最も必要なるにも拘はらず、老人は往々運動不足のため安眠し難きこと多し。これを防がんとするには夜分はなるべく濃き茶の如き刺戟性の飲料を避けしむべし。寢具も特に清潔にして軽く軟かなるを備ふべし。冬季は十分暖かにし、必要によりては湯婆を以て寢具を温め、夏季は庭園に水をまき或は團扇の風を送る等つとめて寢心地好きやうにすべし。夜中扇風器をか

疾病

け通すはよろしからず。

疾病 老人は概して生活機能弱きが故に病に罹り易く、而して一旦病に侵さるゝときは恢復の遅きのみならず、急に重症に陥ることあるが故に、萬一罹病の徴候あらばたとひ輕症にても、速かに醫師を招きて手當を十分にすべし。

按摩・マッサージ

按摩・マッサージ 等は血行を促し、身心の疲勞を醫するに効あるものなれば、時々之を老人に施して慰撫の一端に供すべく、其の術の概略を心得置くは大に益あることなり。

按摩は古來我が國に行はれたる術にして、西洋諸國にても近來之を醫療に用ふるに至り、西洋按摩と稱して我が國に傳へられ、在來の日本按摩と區別するに至りたれども、其の手術に於ては甚だしき差違あるにあらず。たゞ西洋按摩は學理に基きて研究を加へたるものにして、我が國のは在來のものを熟練の手技によりて施すの差あるのみ。マッサージの手技には輕擦法・強擦法・揉擦法・叩打法

振顛法及び壓迫法運動法等あり。

マッサージの仕方 一、輕擦法は手を密に隙間なく身體の皮膚に當て、其目的に従ひ、適度の力を加へて撫で擦る法なり。二、強擦法は溢血或は滲出物等ありて腫れたる所に用ふる法なり。其の二法は拇指を患部の近くにおき、示指は眞直にして、皮膚と共に動かして其下に溜れるものを押し碎き之を下方より心臟の方に向つて送り、健康部に吸収せしむ。他の一法は患部を握り拇指にて押し碎き他指は其部を支へ、拇指にて碎きたるを送る法なり。三、揉擦法は拇指の腹と示指の腹との間に、皮膚を撮みつゝ進行する法なり。四、叩打法は身體の表面を手又は指を以つて打つものにして、イ、集めたる指端を以て打診の時の如く打つもの、ロ、弾く如く指の背にて打つもの、指を横にして其指先にて打つもの、ハ、手の小指側を用ひて打つもの、ニ、少し凹ましたる手掌を以て打つもの。ホ、手拳を以て打つもの等種々の方法あり。五、振顛法は、手又は指を體上におき、之を振はしめて其振動を身體に及ぼすものなり。六、壓迫法は一指又は多くの指にて、皮膚の下なる神經又は深所に在る神經叢を壓す法なり。七、運動法は身體の關節を動かすものなり。

第三章 育兒

第一節 育兒法研究の必要

女子として世に盡すべき道は種々あれども就中最も有意義にして重大なるは育兒の務めなるべし。小兒は一家の寶にして又國家に於ける第二の國民なればこれが教養の宜しきを得ると否とは、家庭の盛衰にも關し國家の興廢にも係はるものといふも敢て過言にあらざるなり。

小兒は母の胎内にある頃より母の感化を受け、生れて未だその膝に乳を探る頃より早くも生涯の習慣を作る。されば母の注意の如何によりて其の子女をして強壯有爲の者ともならしめ又、薄弱暗愚者ともならしむべし。古來偉人として後世に名を成したる者多くはその母の賢良なりしに因る。實に母の責任の重且つ大なるを知るべし。されば女子は須らく此の責任を自覺して自ら進んで子

育兒法研究の
必要

母の責任

女教養の任に當り善良有爲の國民を養成して世にうるはしき功績を遺さんことを心掛けざるべからず子女は宛も植物の苗と同じく自然の成長にのみ放任しては美しき花も咲かず實も結ばず。雑草を除き肥料を施して初めて美しき花も開き實も結ぶに至るべし之れ育兒法研究の忽せにすべからざる所以にして女子の眞面目に努むべき所なり。

第二節 婦人衛生並に結婚につきての注意

優良なる後繼者を創造することは我が家に對し國家社會に對する人たるものの責任なり。此の爲めには男女共に**身體の健康を進め精神を純潔に保つこと**の必要なるは言を俟たず。特に婦人の經水期に於ける手當注意等は女子の一生に取りて大切なることなれば母たる人は懇切なる注意を與へ、敬虔の心を以て之を取扱はしむるやうにすべし。結婚は適當の年齢に於て之を行ふをよしと

婦人衛生並に結婚につきての注意

結婚

身體検査
獨逸にては性病を診断せる醫者には之を届け出でしめ治療の責任を自己に負はしむ。性病にかかりたる事を知らりながら乳母になる時は罰金禁錮の刑に處する事となれり。

胎兒の保護

妊娠中の異狀

悪阻

す。是は極めて神聖にして意義ある男女の結合なれば一時の感情等に支配せらるゝ事なく互に慎重に調査研究して父母其の他の助言を参考とし熟慮の後之を執行すべく、徒らに舊習迷信等に捕はるゝことなく假令嚴重なる結婚保護法律等の設けはなくとも、その決定以前に男女共に權威ある醫師の身體検査を受けその検査表若くはその父性たり母性たるに適當する**保證書**を交換して決定の参考に資するを必要とす。

第三節 妊娠中の心得

婦人一度妊娠すれば既に母親たる重大の責任を生じたるものなれば努めて攝生を重んじ胎兒の保護を十分にせざるべからず之に關する注意を左に擧ぐべし。

一、**妊娠中の異狀** 妊娠の徴候としては經水の閉止を見る外胃の作用に變化を生じ二三月の頃よりは悪阻と稱して惡心嘔吐

を催し、食物に對する好悪に變化を生ずるを普通とす。此の時期に於ては顔色常と異り頭痛眩暈齒痛寒熱衄血等を起し易く多くは便秘を來たし精神も憂鬱に傾くものなり。なるべく早期に醫師の診察を受け置くを可とす。第五箇月より胎動を感じずべし。

胎動
衣・食・住

二、衣食住 衣服は軽く暖かにして緩やかなるをよしとす。衣服の窮窟なるは母體の血行呼吸等を害するのみならず、延いて胎兒の成長をも妨ぐる虞れあり。夏季と冬季とを問はず身體の冷えざるやうにし、特に下半身の保温に注意せざるべからず。ズロースは常に之を用ひ冬季はフランネル毛メリヤス等のものを用ふべし。胎動を感じるに至らば胎兒の位置を正しく保つ爲めと腹部を温保する爲めとに鎮帶を用ふべし。鎮帶は晒木綿は木綿巾のまゝ、フランネルは木綿巾に折りて二卷位緩やかに腹部を纏ふべし。食物 平素と異りたる物を用ふる必要はなけれど榮養分に富みて嗜好に適し消化よきものを選ぶべし。胎兒の發育に伴ひ消化器

胎兒の位置は分娩の難易に大なる關係あるものなり
鎮帶

ズロース

食物

酸味の嗜好

に壓迫を受くるを以て一回の量を減じて數回に分食する必要があることあり。惡阻を催す頃より食慾減じ酸味を好むに至るが故に此の際少量の酸味の物を攝るは必要なれど未熟の果實等を食するは宜しからず。特に下痢を起す虞れある食物は避けざるべからず。芥子・山椒等の如き刺戟性のもの濃き茶・珈琲・アルコール性飲料・氷水等は避くるをよしとす。

居室

居室 採光換氣適度にして晴々しく閑靜なるをよしとす。二階三階等階段を昇降する室は避けざるべからず。室内は常に整頓し清潔なるべく、聖賢の肖像などを掲ぐるは胎教の上にも効果あるべし。夏季と雖も坐するには座蒲團を用ふべし。

三、運動

妊娠中は起居憶劫に感ずるものなれども、病氣にはあらざるが故に室内にのみ籠居するは宜しからず、殊に分娩をして易からしむる爲めには適度の運動を必要とするを以て之を怠るべからず。平素慣れたる家事向きの用事はつとめて之を爲すべし。

運動
旅行
轉ぶことは最も危険なるが故に高き履物を用ひず險阻なる道も歩むべからず履物

の鼻緒には注意すべし

早産・流産

但し人力車馬車自動車の類に乗ること、遠路又は險路を歩むこと、階段の昇降の如き過度の運動、重き物を持つこと、高き所に手を舉ぐる如き下腹部に激動又は緊張を與ふる動作は早産流産等の原因となることあれば、特に慎まざるべからず、運動として最もよきは新鮮なる空氣中に草履の如き輕き履物を用ひて、靜かに散歩することとなり、止むを得ず旅行などする場合には産婆及び醫師に謀るべし。

清潔

四、清潔 妊娠中は分泌物平時よりは多量なればなるべく屢入浴して身體の清潔を保つことに留意すべし、頭髮爪なども清潔にすべし。但し高温度の湯に浴し或は長湯する等は之を避くべく、冷水浴海水浴坐浴等もよろしからず。

精神の安靜

五、精神の安靜 妊娠中は精神過敏になりて物に感じ易く、又憂鬱に沈む傾きあるものなればつとめて感情を和らげ、不安憂慮の原因となる如き事を避け常に快活の心を保ちて、精神の平和を得

胎兒に及ぼす精神作用

ることに注意すべし。若し感情の向くにまかせて喜怒哀樂の情を縦にする時は母體の健康に害あるのみならず、胎兒の身體及び精神にも悪しき影響を與ふるものなり。されば家人も妊婦をして憤怒悲哀驚愕等を感じしめざるやうに注意するは勿論なれど、妊婦自身も注意して些かの事に心を動かさず、不快の事に會ふ時は速かに心を他に轉ずるやうに努むべし。過度の昂奮を與ふる讀物談話等を避け、演劇活動寫眞等もこれを避けて睡眠を十分にせしむべし。

第四節 分娩及び其の前後の心得

分娩 受胎後四十週即ち十箇月にして分娩するを普通とすれども、人によりて遅速あり。分娩の際には先づ下腹部に輕き陣痛を起し暫く止みて復起りかくして漸次その痛みと度數とを増し遂に分娩するものなり。陣痛起らば速かに産婆を呼び身體を清潔にし

妊娠月は二十八日を以て一箇月とす
流産二十八週以前
早産二十八週乃至三十八週

古来よりいふ食禁には不合理のこと多し

清潔 悪露は最初の日は約毎二時間二日は毎三時間三日日は毎四時間四日以後は便の時と同時に清潔にすべし

かにし、室内を薄暗くして熟睡せしむべし。七八時間を経て醒むれば牛乳重湯半熟卵砂糖水麥湯の類を與へ二三日を経ば粥豆腐白肉の魚雞肉等を少しづつ、與へ一週間を経て米飯・輕き野菜の類を交へ第三週より通常の消化良き食物に復すべし。

三、清潔 身體不潔になり易きが故になるべく身體を動かさぬやう靜かに全身を拭ひ、屢衣服を取替ふべし。消毒は特に大切にして若し之が不完全なるときは産褥熱等に侵され往々にして恐るべき結果を來すことあり。此の爲め産後一二週間は毎日其の體温を検するをよしとす。

第五節 嬰兒の保護

嬰兒の取扱 臍帶

嬰兒の取扱 臍帶の脱落してその癍痕の癒ゆる頃即ち約二週間の間を嬰兒と稱す。生兒は産婆之を取上げて臍帶の始末其の他の手當をなし、産湯を使はしむ。臍帶は之を摩擦せざるやうに消毒

命名

保護すべく五六日頃脱落するものなり。その後も不潔にならざるやう丁寧に消毒して繃帶すべし。出生は嬰兒にとりては生活上甚だしき變化を受けたるものにして且つ身體も極めて弱々しく發育上の一大險路に當るものなれば生後一週間は特に注意すべし。

命名 出生後十四日以内に命名して戸籍吏に届出をなすべし。名はその兒生涯の代表となるものなれば文字の意味は勿論呼び方書き方讀み方等にも注意して之を選ぶべし。妊娠中豫め男女に應じて之を選び置くをよしとす。

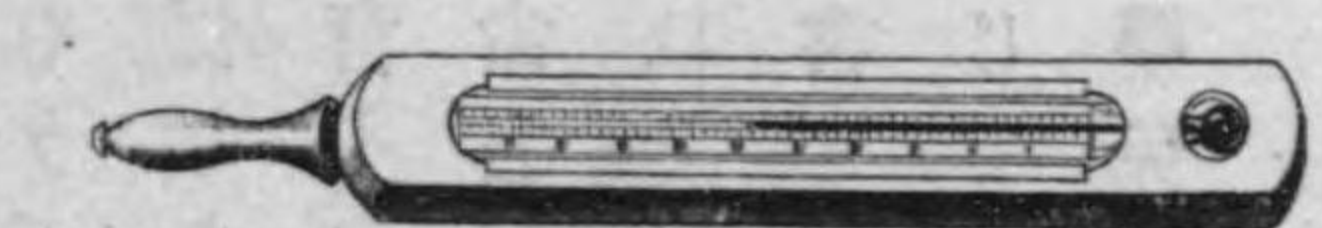
嬰兒の生理及び衛生

胎兒の姿勢 此の如くなるが故に襁褓をあつるに注意を要す

嬰兒は最初は稍横向けに臥さしむべし

一、姿勢 生後二三週間は胎内に在る時と同じ姿勢を取りて、上肢は臂の所にて曲げ、下肢は膝關節の所にて曲げて上方に出し居るものなり。若し此の姿勢を取らずして四肢を力なく伸ばし居ることあらば病氣其の他身體に支障ある徵なれば注意すべし。

二、皮膚 出生の際粘稠なる胎脂を以て覆はれたるをガーゼに



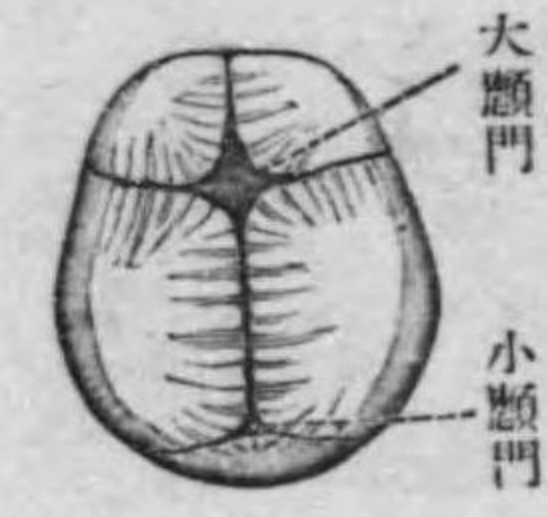
オレーフ油の如き油をつけて拭ひ取り後産湯に依りて洗ひ去るときは紅色を呈する柔軟にして緊張せるものとなる。幼兒の皮膚は一般に血管に富むを以て皮膚の呼吸即ち水蒸汽の發散は比較的大なるものなれば生後一年位は毎日入浴せしめて皮膚を清潔にせざるべからず。入浴時間は十分以内とし湯の温度は程よき程度をよしとす。即ち夏期は三十八度冬期は三十九乃至四十度位を適當とす。浴湯寒暖計を備へ醫師又は産婆の指圖に従ひて之を調節すべし。浴後は乾きたる大タオルにてよく拭ひ爛れを生じ易き頸腋下股間指の間等は丁寧に拭ひ亞鉛華澱粉の類をふり置くべし。

入浴の際嬰兒の眼口中などを洗ふは危険の虞れあり別に備へ置きたる器に温湯を取りてガーゼにて丁寧に拭ふをよしとす。

三、頭部

生兒の頭部は特に取扱ひを鄭重にせざるべからず頭

頭部



は大人と割合を異にして全身に比して大きく其の周圍は胸圍よりも大なり。漸次成長するに隨ひ胸部が急速に發達して滿一年の終りか二年の初め頃胸圍と平均するに至る。最初は頭の縫合十分ならずして頭の中央前部に菱形の膊動する間隙を存せり。之を大顛門大顛門と稱す。之れは十三箇月乃至二十箇月にして閉鎖すべく、二年を経てなほ閉鎖せざるものは病氣の徴にして腦に障礙あるものと知るべし。醫師の診察を請ふべきなり。

四、脊柱 骨の發育十分ならずして如何様にも曲り易きものなり。抱く時には背を平らにせざるへからず、哺乳入浴の際の外はなるべく平臥せしむる習慣をつくべし。乳兒期に於ても然るをよしとす。

五、胎屎便通 胎屎は胎内にありし時腸内に溜りたる排泄物にして綠色を帯び臭氣なき粘稠なる軟便なり、母乳を與ふるときは

脊柱

胎屎・便通

大抵二三日にして排泄せられ、爾後黄色無臭の便となり、一日數回排泄するを普通とす。

衣服 木綿は一度水に入れ糊を落して用ふべし。直接肌につくものはフランネルを用ふべからず其毛は軟弱なる皮膚を刺戟すべし。

襦褌 フランネルは外側を覆ふに用ふ胎尿を下す間は軟かに揉みたる紙を中に敷きて用ふべし。

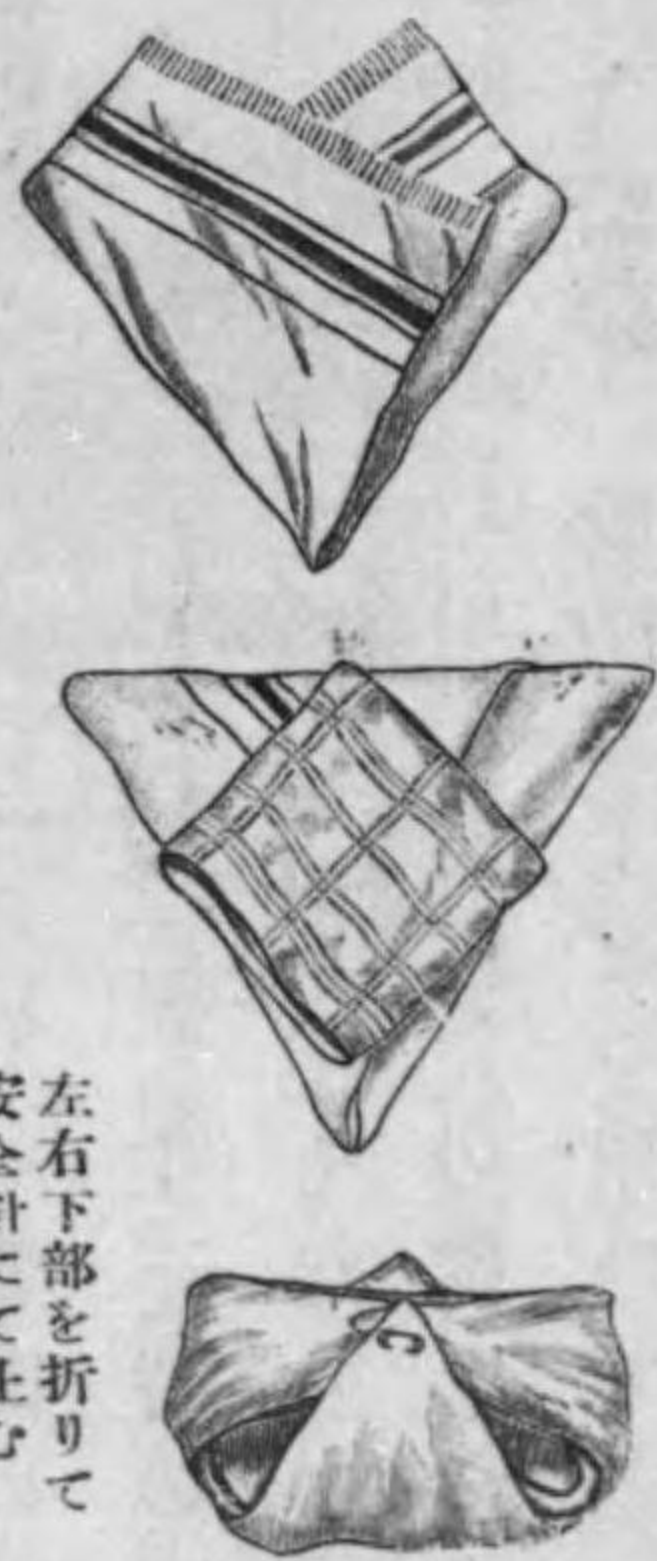
六、衣服 白色の軟かなる木綿又はフランネルの毛ば立たざる類にて軽く潤袖の形に作り、丈けは長くして後紐を附すべし。襦袢は縫目を外部にし、皺の爲めに皮膚を擦らぬやうにすべし。洗濯して屋外に干したるときは昆蟲類及び塵などの附着せざるや否やを檢し、又針を縫ひ込むなどの事なきやう注意すべし。



三角襦褌

襦褌 柔かなる木綿タオル又はフランネルの類にて數多く作るべし。古きものを用ふる時はよく洗ひて消毒を施すべし。なるべく白地に近き汚れ目の見え易き布片を用ふるをよしとす。一晝夜十回以上の排尿あるが故に、少くとも十二組以上を用意せざるべからず。乳兒期になりて自から寢返りし得るに至らば、三角の襦褌を用ふること便利なり、外側に油紙を用ふるは衛生上好ましか

タオルを襦褌に代用したる圖
タオルを中央より三角に折る
上部の端を折り込み別のタオルを四角に折りて股挟とす



左右下部を折りて安全針にて止む

らず、濕りたるをそのまゝ捨ておく事なく、屢取り替ふべし。その際嬰兒を冷氣に曝さざるやう注意すべし。旅行の際など襦褌の不足を生じた時はタオルを圖の如く疊みて用ふれば便利なり。

涎掛

涎掛 最初はガーゼを用ひ後には飾りなき白地のものを用ひて屢洗濯すべし。

七、睡眠 初生兒は殆ど絶えず眠り居るものなればその周圍を靜かにし、光線を薄くして安眠せしむべし。常に同一方向にのみ寝かす時は頭部の形を歪ましむることあり、蒲團は敷蒲團を厚く暖かにし、上には輕きものを覆ふをよしとす。すべて白布にて覆ひ屢洗濯すべし。寒冷の候には湯婆を用ふべし。之れを用ふる時は嬰兒

湯婆によるやけど

體重の増加

臍帶



小兒寢臺

の身體に近づけざるやうにすべし。火傷を起さしむる虞れあり。寢台を用ふるを得ば昆蟲類又は塵を避くるに便利多かるべし。隙間風を軟らぐる爲めには夏冬共蚊帳を用ふるをよしとす。

八、體重 出生當時は男兒は平均八百匁、女兒は七百五六十匁を普通とす。爾後一週間に約七十匁減少し二週間にして生下時の體重に復し、更に逐次増加するものなり。而してその増加の遲速は小兒の健康に大なる關係あるものなり。

九、臍帶 臍脂ガーゼを用ひて之を包み腹部の左方に向けて繃帶を施し、摩擦せざるやうにすべし。入浴せしむるときは此の繃帶を背部にて切斷し、臍帶に固着せる繃帶が湯の爲めに濡ひて離る

育兒日誌

るを待ち、強ひてこれを離すべからず。入浴終らば消毒ガーゼを以て軽く押し、水分を拭ひ取り、デルマトール等の粉末をふりかけガーゼを當て更に繃帶しておくべし。四五日を経て脱落し、その後には斑痕を残す。故に之も常に清潔に保たざるべからず。

十、育兒日誌 之を記入することは養育上の参考として、極はめて大切なるのみならず、愛兒一生の記録として、好箇の記念ともなり。趣味多きものなれば母として子に對する義務と思ひ、之が實行に努むべきなり。而してその記入すべき事項は出生前後の狀況、體重、胸圍、身長、發育の狀況、榮養の方法等を初め、なるべく詳細なるを可とす。後に至りては齒の發生又は脱落の時期、匍匐、起立、歩行の時、その他すべて發育の狀態、種痘、病氣、言語等に及び更に就學性質、嗜好物に至るまで記入しておくべし。

日本小兒發育表 三島通真博士の調査による

年齢	男				女			
	體重	身長	頭圍	胸圍	體重	身長	頭圍	胸圍
初生兒	3.04	49.1	33.8	32.4	2.87	48.7	33.3	32.3
一週	3.04	50.6	34.4	33.5	2.86	50.2	34.3	33.3
二週	3.30	52.2	35.3	34.4	3.20	51.7	35.0	33.6
三週	3.65	54.2	36.0	35.2	3.50	53.5	35.5	35.0
一月	4.07	56.5	36.9	36.3	3.80	55.5	36.5	36.0
二月	4.82	59.0	38.6	38.6	4.60	58.3	38.5	38.4
三月	5.47	60.7	39.4	39.6	5.31	59.6	38.7	38.6
四月	6.05	61.8	40.5	41.3	5.77	60.8	39.7	40.2
五月	6.59	63.0	41.4	41.9	6.18	62.6	41.0	41.1
六月	7.07	64.3	42.3	42.5	6.50	63.9	41.6	41.6
七月	7.59	65.7	42.8	43.0	7.06	65.3	42.0	42.0
八月	7.88	67.2	43.5	43.5	7.30	67.0	42.3	42.3
九月	8.21	68.8	44.0	44.0	7.77	68.4	42.8	42.9
十月	8.49	70.4	44.3	44.3	8.06	69.8	43.3	43.3
十一月	8.74	72.2	44.9	44.9	8.35	71.7	43.8	43.8
十二月	9.00	73.5	45.4	45.7	8.50	72.9	44.1	44.4
二年	10.80	79.5	46.7	46.8	9.90	78.9	45.8	46.2
三年	12.40	85.4	47.6	48.1	11.50	84.9	46.9	47.2
四年	13.70	91.7	48.9	49.5	12.90	91.0	47.8	48.6
五年	15.20	97.4	49.3	50.5	14.50	96.5	48.7	49.8
六年	16.50	102.8	50.2	52.7	16.00	102.4	49.7	51.9
七年	17.80	108.3	50.6	54.1	17.20	107.3	49.9	53.0
八年	19.10	113.8	50.9	55.5	18.70	112.0	50.2	54.0
九年	21.00	118.3	51.2	57.2	20.50	116.2	50.5	56.1
十年	22.00	122.8	51.5	59.2	22.30	120.4	51.3	58.0
十一年	25.00	127.0	51.9	61.4	24.40	125.9	51.7	60.2
十二年	27.20	130.8	52.1	63.1	27.80	132.3	52.2	62.5
十三年	29.80	135.2	52.5	64.9	31.40	139.0	52.8	65.0
十四年	33.60	141.5	53.0	66.9	36.50	143.2	53.4	67.7
十五年	38.70	146.3	53.6	69.1	38.20	141.7	53.7	71.9

第一生齒期生後七箇月

初めての歩行期生後十二箇月

大體閉鎖期生後十三箇月

母乳

母乳の利益

第六節 哺乳

一、母乳 生兒を養ふに最も適當なる榮養物は、母乳を措いて他に之を求むべからず、獸類がその子を育つべき獸乳に比して、母乳の遙かに優秀なるべきは、何人も之を想像するに難からざる所なり、而も小兒科學の研究に依る各種の統計の示す所に従へば、その如何に貴重なる價値を有するかは各人の想像以上なるべし、されば母乳は小兒の哺育上極めて必要なるのみならず、小兒をして種々の病氣に對する免疫性を得しむる外、母體の血行を良くし、食慾を増進して消化作用を盛ならしむる効あり。

母乳を與ふる利益はなほこれに止まらず、母親自から哺乳することによりて、小兒の發育の状態を観察する機會を多からしめ、随つて衣服の着せ換へ、襁褓の取換へ等にも其の宜しきを得べく、不知不識の間に愛情を増進して小兒の一身に關する注意綿密に行届

母乳を避くべき場合

き、健全なる發育を遂げしむるに便益多し。斯の如く生兒は當然母乳にて養はるべきものなれども、間々これが困難なる場合あり。即ち

1. 母親が重き肺結核に罹りたる時。
2. 母親が重き脚氣に罹りたる時。
3. 母親が急性傳染病に罹りたる時。
4. 乳腺炎の如き乳房の病にて化膿の虞れある時。

右の如く特別なる事情ある場合は、乳母を雇ひ或は人工榮養に依らざるべからず。母體が一般的に虚弱なればとて、授乳を廢するに及ばず。經水期中も亦然りとす。母親が脚氣に罹りたる時などは醫師の指圖を請ふべきは無論にして、其の許可を得て牛乳と併用するをよしとす。其の他すべて事情の如何病氣の有無に拘はらず母乳を廢せんとする時は、専門醫に謀るをよしとす。

授乳中の注意

授乳中の注意

回数 母親の乳量不足なる時は乳兒は満足する時なきを以て何時までも乳につき居るなり
近來専門家の研究調査の結果によれば一日の授乳回数をなるべく少くして一度の授乳量を多くすることは必要となり乳汁の消化小兒の胃の作用に徴して時間を定めず頻繁に乳を與ふことは嚴禁せざるべからざること明にされり
授乳後は乳兒の口腔は拭はざるをよしとす

1. 回数 授乳の時間を定めず泣くに委かせて飲ましむるは衛生上教育上何れの方面より視るも、宜しからず。かゝる習慣に陥らざるやう注意すべし。不定時の授乳は生兒には勿論母體の健康にも害あるものなり。生後二十四時間は授乳の必要なく、二十四時間後に至りて初めて授乳すべし。初めの間は回数を定め難しと雖も、二週頃よりは一日六回或は五回與ふべし。授乳時間は小兒によりて異なれども、一般には小兒の飽きて自から乳首を放すを以て度とすべし。普通十分乃至十五分間にして二十分間より多きことなし。三十分間も乳を含み居ることあらば、乳量の不足にあらざるかを注意せざるべからず。

2. 飲ませ方 産褥期中は仰臥のまゝにて飲ませ、離床して座し得るに至らば片手に兒體を支へ、片手の示指と中指との間に乳房を挟みて與ふべく、此の際乳房にて乳兒の鼻口を壓せざるやう注意すべし。なるべく一方の乳房を飲み盡して他方を與ふるやう

授乳時間

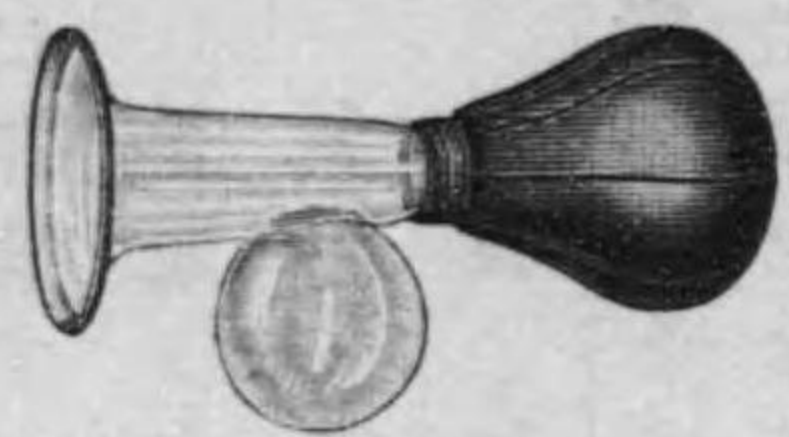
月 齢	一日の哺乳回数	哺 乳 時 間	月 齢	一日中に乳兒の飲む哺乳量
初 生 兒	八回又は九回	午前六・八・十・十二時 午後二・四・六・八又は十時	生後二三日	一〇〇グラム乃至二〇〇グラム
二週より四週まで	六 回	午前六・九・十二時 午後三・六・九時	一週の終	二五〇グラム内外
一箇月以後	五 回	午前六・十時 午後二・六・十時	二週の終	五〇〇グラム内外
			二箇月以後	八〇〇グラム内外

世間に乳をあまり授けたりは、乳多量にして飲み過ぎ易く、從てこれをあますものなれば、これは健康に育つべけれど、病的の吐乳と混同せざる注意必要なり

にすれば、乳汁の分泌を永續せしむるに利あり。溢乳及び吐乳 乳兒の胃の形は管の如くなりて、食道より胃につづく筋肉未だ十分發達せざるために、乳を吐き易きものなり。故に授乳後は、身體の激動をさけ安靜に保たしむべし、六個月以内の乳兒多量に飲みたる後何の原因もなく、又は身體の動搖のために飲みたるまゝの乳汁を吐くことあり、之を溢乳といふ、病的のものにあらず、されどこれと異なりて、嘔氣を伴ひ乳兒不快なる顔貌をな

授乳中の衛生

し、哺乳後稍時を経て顆粒を交へし乳を吐くことあり、これを吐乳といふ。これは重き消化不良、乳兒脚氣、腦膜炎等恐るべき疾病の徵候として起ること多く注意を要するものなり、されば溢乳と吐乳との別を明にするは肝要のことなり。



吸乳ポンプ

ハ、授乳中の衛生 食物は食慾に隨ひて消化よきものを平素より稍量多く攝り、飲料も渴に隨ひて多く用ふべし、母體の精神作用は乳汁の分泌に密接の關係あるを以て、授乳中は特に精神及身體の過勞激動等を避け、攝生に注意すべし。若し病氣のため服藥の必要ある場合には、豫め醫師に授乳中なる旨を告げて、授乳を中止する必要の有無を謀るべし、授乳中止の場合には、毎日數回乳汁を搾り出すを可とす。手にて搾るか又は吸乳ポンプを用ふべし、若し全然之を放置する時は、病氣恢復後乳汁の分泌せざるに至ることあり。

乳母の乳

乳母の鑑定
從來大切と思
ひし乳母の年
齢産期等は餘
り拘泥するに
及ばざること
となれり

現代家事 下の巻

二、乳母の乳 不幸にして母親自から哺乳し難き事情ある場合には、乳母の乳を與ふるを最も良しとす。乳母を雇ふには左の事柄に注意すべし。

健康 身體強壯にして結核・微毒・脚氣等の病無きこと。

乳汁 乳房よく發育して乳汁の分泌十分なること。

性質 神経質ならず溫和・快活・正直にして品行正しく、言語動作野卑ならず清潔好きの者なること。

此等の鑑定は醫師に依頼して診断を請ふべく、性質等は自からよく觀察すべし。

乳母の取扱 深切に扱ひ氣苦勞無く喜びて務め得るやうにすべし。生活狀態を急變せしめざるやう平素慣れたる食物中なるべく滋養あるものを選びて與へ、運動等も不足せぬやう注意すべし。清潔の習慣授乳の方法等につきても深切に説示すべし。

里子 乳母を自家に雇ひ入れず、小兒を里子として他家に預け養

乳母の取扱

里子

人工飼養法

育を託するには特にその人物家庭の情況等につき細密に調査せざるべからず。

三、人工飼養法 人乳以外のものを以て乳兒を育つる方法を人工飼養法といふ。これには主として牛乳を用ひ、稀には山羊乳・驢馬乳等を用ふることあり。これ等は人乳とはその成分を異にするを以て適當なる方法によりて成分の補充調節を圖らざるべからず。即ち水分を加へて蛋白・鹽類等を稀釋し、砂糖を加味して糖分を補ふ等の方法を取るものとす。

人乳獸乳の成分比較

種類	成分	水分	含窒素物 (蛋白トシテ)	脂肪	乳糖	鹽類
人乳		八七・七〇	一・五〇	三・九四	七・六三	〇・二五
牛乳		八四・四五	三・五〇	四・四三	四・九六	〇・六七
山羊乳		八二・四〇	五・六〇	六・四〇	四・五九	〇・九一
驢馬乳		九〇・二〇	一・八〇	一・三〇	六・二〇	〇・四七

牛乳の稀釋法 牛乳は其の成分人乳に近く、且つこれを得るに容易なるを以て人乳に代用すること多し。初生兒に與ふる場合これを稀釋するには牛乳一・水二の割合を以て $\frac{1}{3}$ 乳として用ふ。最初一箇月位はこれに依るべし。次には牛乳一・水一の割合を以て $\frac{1}{2}$ 乳を作り、三箇月頃迄はこれを與ふ。次に六七箇月頃迄は牛乳二・水一の割合を以て $\frac{2}{3}$ 乳として用ひ、以後は全乳を用ふべし。されど是は小兒の體質及體重の増加量等によりて幾分加減を要するものなれば、之が稀釋の方法につきては醫師の指圖によるべし。且つ小兒體重増加の標準を心得置きて常に發育の狀況に注意すること必要なり。體重の増加に隨ひ單に水を以て稀釋するの外、重湯・穀粉煎汁等を用ふる必要あり。すべて醫師に謀りて適宜に與ふるを安全とす。

砂糖混入の割合
乳糖は下痢を

砂糖 は白糖を用ふべし。分量は最初三プロセント即ち百瓦の牛乳中に三瓦の割合を以てし、三週間位を過ぎて四プロセントとし、

起し易し
滋養糖は便秘
を起す傾ある
が故便の軟過
ぐる小兒に用
ふるによし
角砂糖は其の
分量一定せる
が故に使用に
便なり
一プロセント
の重湯は白米
一瓦に水百瓦
を入れ弱火に
て四十五分乃
至一時間煮て
綿紗を三枚位
重ねたるもの
にて軽く濾し
これに煮つま
りて減じたる
だけの水を更
に足して元の
百瓦としたる
ものなり

それにて異状なくば更に五プロセントとすべし。五プロセント以上は増加せざるを可とす。
牛乳を與ふる分量は小兒の發育状態によるものにして、單に月齢によりて定むること難し。健康なる乳兒と然らざるものにては大に差違あるべし。佛蘭西の小兒科の大家ビュダーン氏の標準によれば、人工榮養法に依る乳兒には體重の一割に相當する牛乳を與ふれば十分なりといふ。又ホイブネル氏の定めたる所は左の如し。

月 齡	一回の量	回数	稀釋方
第二日	10 瓦	6	$\frac{1}{3}$ 乳
第三日	20 "	6	
第四日	30 "	6	
第五日	40 "	6	
第六日	50 "	6	
第七日	60 "	6	$\frac{1}{2}$ 乳
第二週	100 "	6	
第三、四週	150 "	5	$\frac{2}{3}$ 乳
第二箇月	160 "	5	
第三箇月	180 "	5	
四乃至六月	180 "	5	$\frac{2}{3}$ 乳
七乃至九月	200 "	5	

ホイブネル氏が日本の乳兒の爲に適當なる標準として定めたる所なり。すべて一回の分量よりは、一日の全量に注意するを必要とす。

2

病名		歴日				15		
		病日						
人工栄養児(三ヶ月)	姓	P	R	T	Gew.			
		180	100	41	...00			
		160	90	40	...00			
		140	80	39	...00			
		120	70	38	...00			
		100	60	37	...00			
		80	50	36	...00			
		60	40	35	...00			
		40	30	34	...00			
		食餌量		1000				
				900				
				800				
				700				
				600				
				500				
		400						
		300						
		200						
		100						
人乳	牛乳	重湯	軟便	顆粒便				
食餌回数	カロリー	"						
體重	嘔吐	"						
糞	便	S×3						

病歴概要

栄養



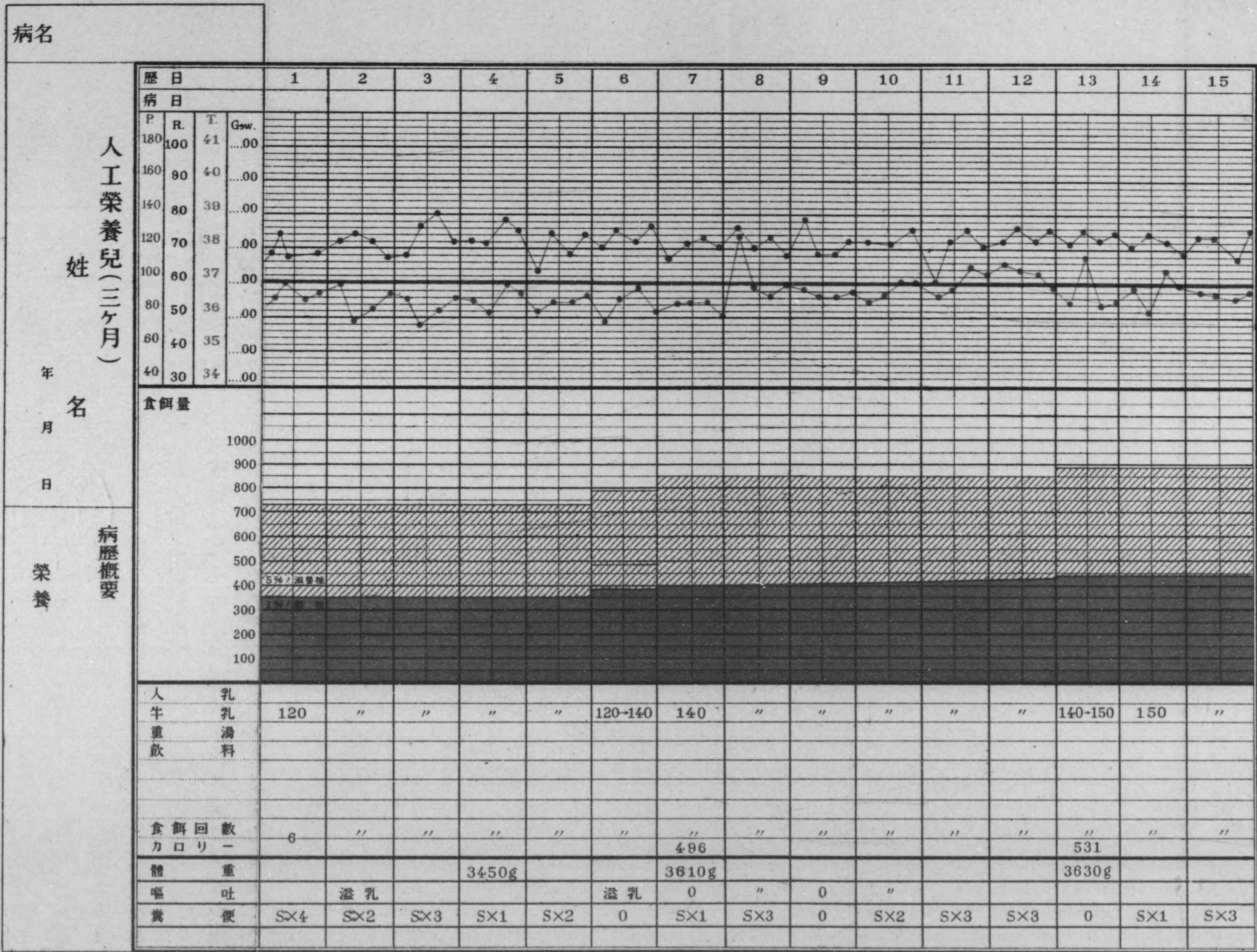
これをを用ふる場合には醫師に謀りて稀釋度の指圖を受くべし。

煉乳 新鮮なる牛乳を得難き場合はその代用品として煉乳を用ふ。煉乳は製造會社によりてその濃度即ち成分の含有量一定せざるが故に、稀釋の分量も何倍と定め難し。従つてこれを次回に使用する等のことをなすべからず。哺乳壺は常に清潔に洗滌すべし。硝子管又はゴム管等を附したるものは消毒に困難なれば用ふべからず。

牛乳の消毒 豫め稀釋したる牛乳一日の量を一回分宛哺乳壺に入れ、消毒したる後冷所に貯ふべし。かくして授乳の都度適度の溫度に温めて使用すべし。若し一回量を一度に飲み得ずして餘すことありとも、決して再びこれを次回に使用する等のことをなすべからず。哺乳壺は常に清潔に洗滌すべし。硝子管又はゴム管等を附したるものは消毒に困難なれば用ふべからず。

露光量違いの為重複撮影

2



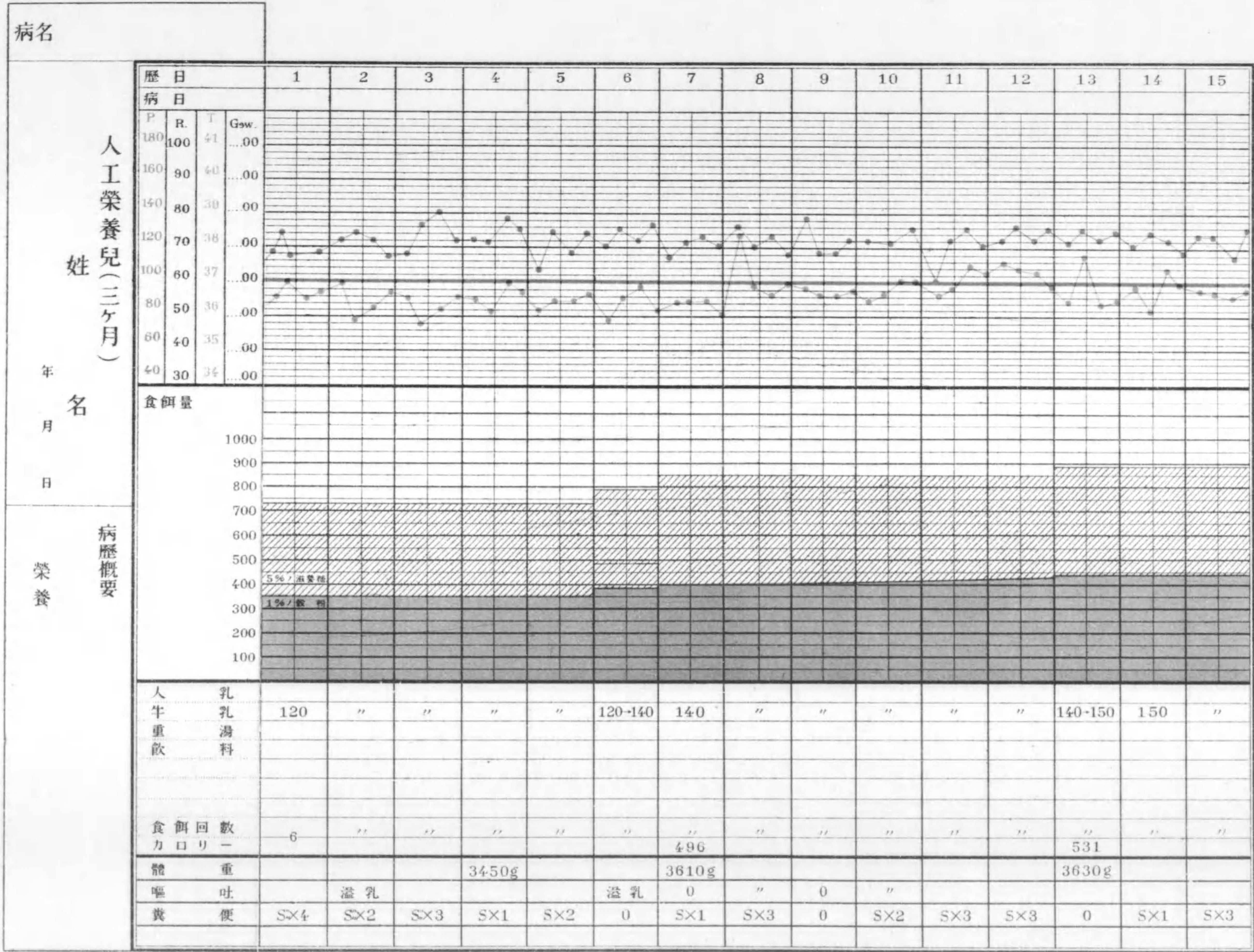
■ ハ重湯
 ■ ハ牛乳
 S ハ軟便
 S' ハ顆粒便
 X ハ回数



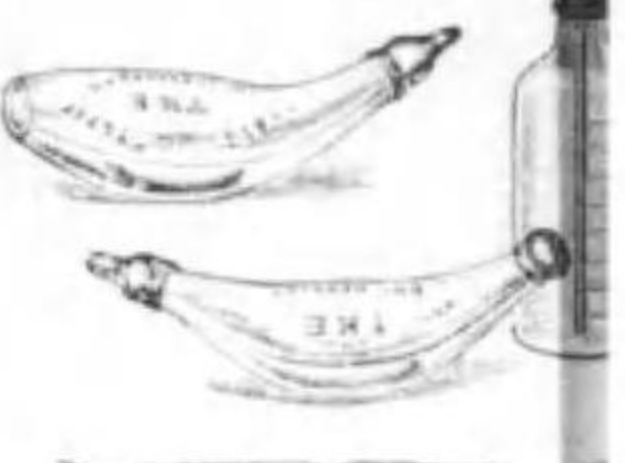
煉乳 新鮮なる牛乳を得難き場合はその代用品として煉乳を用ふ。煉乳は製造會社によりてその濃度即ち成分の含有量一定せざるが故に、稀釋の分量も何倍と定め難し。従つてこれをを用ふる場合には醫師に謀りて稀釋度の指圖を受くべし。

煉乳

悪しきもの



■ ハ重湯 S ハ顆粒便
 □ ハ牛乳 S ハ軟便 X ハ回数



煉乳 新鮮なる牛乳を得難き場合はその代用品として煉乳を用ふ。煉乳は製造會社によりてその濃度即ち成分の含有量一定せざるが故に、稀釋の分量も何倍と定め難し。従つてこれをを用ふる場合には醫師に謀りて稀釋度の指圖を受くべし。

煉乳

感しきもの

牛乳養養兒の便秘

併用法

生齒の時期

乳齒

牛乳養養兒の便秘 したる時は灌腸法によらず、食餌によりて調節するをよしとす。此の場合には砂糖を減じて水飴を用ふ、即ち水飴茶匙二杯位を牛乳に溶かして與ふべし。それにて効無き時は三杯位としなほ効果現はれざる時は、マルツ汁エキスを用ふべし。それは作用強きが故に一匙位入れたるを一日二回位に分用して二三日試み、なほ効無き時は其の量を増すべし。

四併用法 母乳の量不足なるか或は其の他の事情によりて毎回授乳し難き時は、牛乳を併用するをよしとす。

第七節 生齒

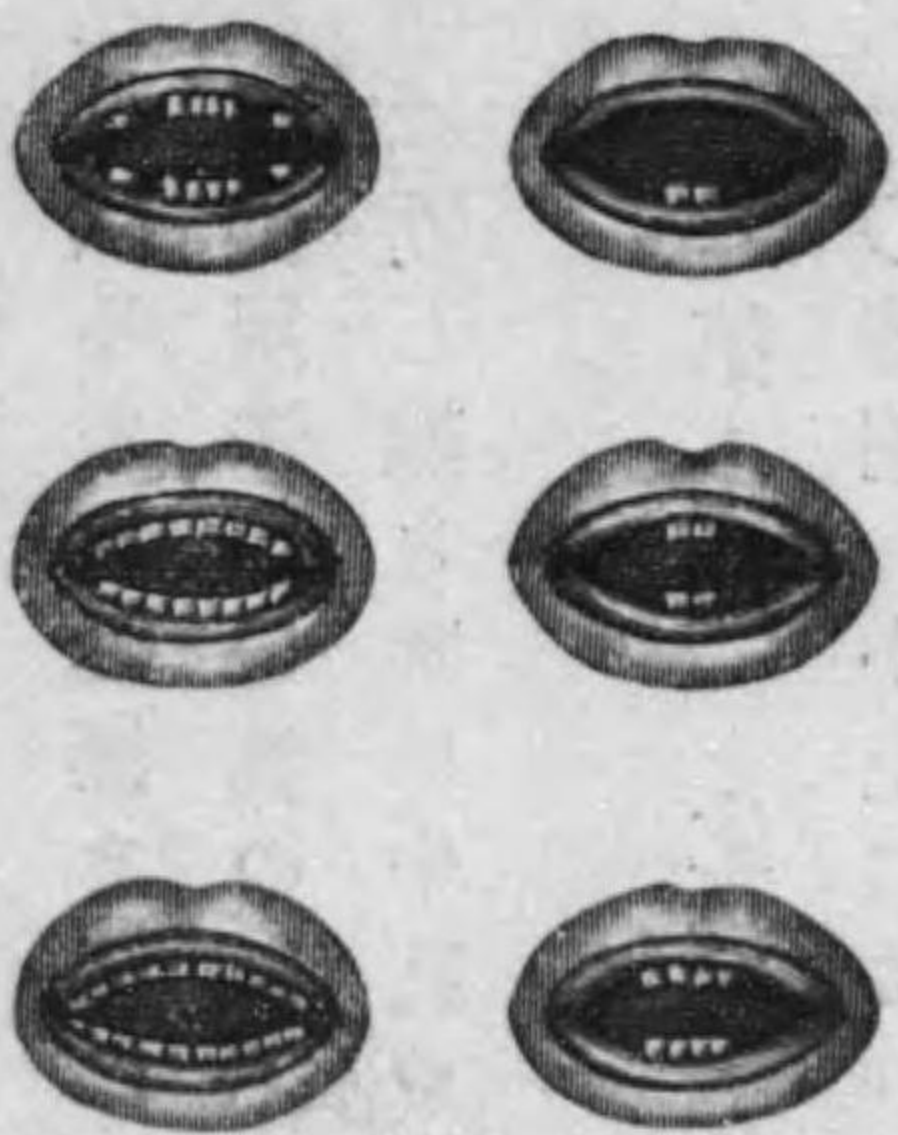
生齒の時期 小兒によりて遅速あれども概して生後六七箇月を経れば、前齒より始めて滿三歳に至るまでに二十枚を生ず。これを乳齒といふ。乳齒は六七歳の頃脱落して永久齒と替はり、十四五歳にして全部生へ揃ふを普通とす。

生齒期の異状

生齒の順序は圖の如し。

生齒期の異状 虚弱なる小兒は動もすれば發熱・逆上・便秘・下痢等

- 1. 下内門齒 七、八箇月以後
- 2. 上内門齒 八箇月より十箇月
- 3. 外門齒 九箇月より十二箇月



- 4. 第一小白齒 十二箇月より十六箇月
- 5. 大齒 十八箇月より二十箇月
- 6. 第二小白齒 二年後

を起すことあり其の他何となく痲を起して物を噛まんとし往々乳頭を傷つけ或は睡眠中驚き醒むる等のことありかゝる小兒には成るべく安靜時に授乳するやうにし時々ガーゼに清水又は硼酸水を浸して徐に齒齦を拭ひ又はゴム製の玩具等を噛ましむべし此の時期にはなるべく神經を刺戟せざるやうにし若し激しき異状あらば醫師の手當を受くべし。

第八節 離乳

離乳

小兒病の原因

離乳 を適當にすることは乳兒の健康上大切のことなり。滿一年前後の小兒の病にかゝり死亡する者の多くは此の方法の適當ならざるに因る。夏季の小兒病者の半數は離乳の不適當より起る消化不良症なりといふ。

離乳の時期

離乳の時期 齒を生ずる頃に至れば乳兒は乳以外の食物を欲する様になるものなり。此の頃より準備を始め徐々に母乳以外の食物を與へて滿一歳若くは遅くも一年二三ヶ月までに全く離乳するをよしとす。されど腸胃の弱き小兒或は其時期の夏季に當りたる場合は少しくそれを後らすをよしとす。若し滿一歳以上にもなりて母乳のみを飲むときは乳兒の榮養上に缺陷を生ず。即母乳のみにては鐵分及び石灰分不足するが故に幼兒はたとひ肥滿すとも皮膚の色蒼白となり骨の發育を害するに至る。我國の習慣は離乳の準備は早くより始むれども終りは遙かに遅く三歳四歳に至りても猶母乳を飲むものありかゝるは母乳其の物に害あるにあ

鐵分石灰分の不足

らざれども、母乳を飲めば自然他の食物を適當に攝らざる故に前述の如き缺陷を起すに至る。且母親の健康上にも好ましき事にあらざるなり。

離乳の方法
重湯
おまじりは普通の重湯五勺の中に軟き粥小匙一杯を入れ更に二十分或は三十分位弱火にて煮火より下す時醬油にて薄く味をつくべしこれを與へてよく消化する時は粥二匙次に三匙次に軟き粥を與ふるやうにするなり

離乳の方法 離乳の準備としては最消化し易き食物より始むべし。生後七八ヶ月に至らば牛乳若くは重湯の少量を試みに與ふべし。重湯は普通のものにて濃からざるもの、牛乳は2/3として重湯にて薄むるか或は全乳にても可なり。何れにても牛乳五勺に砂糖を小匙一杯程加へて極少量を與へ、漸次分量を増して一回の分量に適當する程飲み得るに至らば母乳一回を止めてその代りとし、又漸次量を増して母乳二回をそれに代へ、常に其の健康の状態體量の増加に注意して重湯を漸次濃くし遂におまじりを與ふるやうにすべし。

離乳後の食物 生後滿一年にて離乳を終りたる頃には一日五回の食事を午前六時・九時・十二時・午後三時・六時位とし二回粥又は濃

きおまじりを與へ三回牛乳とし、次は三回を粥又はおまじり二回を牛乳として、粥おまじりの時には鯛・鰈の如き脂肪少き魚類の煮たる物或は馬鈴薯・菠薐草・隱元豆等を裏漉したるものに鹽・砂糖にて味を付けたるもの、又は軟かに煮たる小蕪・燒麩・卵黃の半熟・卵豆腐等を與ふ。或は牛乳と共にパンを與ふるもよし。パンは周圍の堅き部分を取り遠火にて焼きたるものに砂糖又はジャムなどを塗りたるもの、ウエーファース・輕燒の類を與ふるもよし。果物は滿一年後にはよく熟したる林檎・梨等を卸金にて卸して與ふるもよし。その後漸次其のまゝにて少しづつ、與へ蜜柑は袋の中に更に小さき袋あればこれを注意して液汁のみを與ふるをよしとす。バナナは腐敗に傾きたるもの多ければ注意を要す。雞肉・牛肉等は挽肉にても滿二年の後ならでは與ふべからず。

小兒の食物は發育の状態により手加減を要すること無論にして下痢を起す如きことあらば當分その食物を見合せ他の物を與ふ

るか數日を過ぎて又與ふるやうにすべし。かくて五回の乳を全部他の食物とし、次には午前十時を廢して四回とし、後には三回とするやうにすべし。蒸菓子・饅頭の如き砂糖多き菓子、油濃き物・香料・アルコホル性のものは決して與ふべからず。

衣服及び居室

第九節 衣服及び居室

一、衣服

生後凡そ百日を経ば、紐を前紐にす。胸を締めざるやう

衣服 直に小さくなりて着るべからざる様になりては惜しければとて縫ひ揚げ長き袖のその袖にも縫ひ揚げある如き縮緬の衣服などを小兒に着せて着物より吞まれたる如き有様なるは寧ろ憫然といふべし



寒冷知らず

低き位置に附けて寬く結ぶべし。男女に拘はらず筒袖に仕立て發育に伴ひ窮窟にならぬやうにすべし。運動を妨ぐるもの、洗濯に不便なるもの高價なるもの等を用ふるは宜しからず。厚着せしむるよりは、寧ろ風邪にかからぬ程度に薄着の習慣をつくべし。寝衣は軽く軟かなる材料を

用ひ縫ひ揚げをせざるを可とす。夏季には寝冷知らずを用ふれば便利なり。



小兒服装

在來の小兒の衣服は活發なる運動に適せず、洗濯にも不便なれば、自ら其の活動性を鈍らしむる傾あり。衛生上甚だ好ましからず、近來洋服の多く用ひらるゝは、喜ぶべきことなり。これただに衛生上の利益のみならず、經濟上よりも、手數の上よりも、甚だ便利なるものなり。但し頸部・手頸・胸廻り等に注意してボタン・ホツク等すべて發育盛なる小兒の身體の何れの點をも繫搏することなき様注意すること肝要なり。

帽子・襟卷 冬季及び夏季外出の時に限り、輕き帽子を用ふるは可

なり。襟卷はなるべく用ひしめざるを可とす。

二、居室 幼稚園時代にならば小兒の居室として一室を設くる

第十節 運動・沐浴・便通

一、運動 百日以内はなるべく室内にて運動せしめ、それ以後になれば天氣よき暖かなる日戸外に出だし、靜かにして空氣の清き場所にて遊ばしむべし。冬の朝夕の如き空氣の冷たき時には外出せしめざるをよしとす。外出の際小兒を背負ふことは我が國の習慣にして便利なる方法なれども、亂暴に胸部を壓し足を縛りて血液の循環を妨ぐるが如き負ひ方をなすべからず。夏日子守女をして背負はしむる時はその頭髮に注意し惡臭を放たざるやうにすべし。又後れ毛を以て小兒の顔を擦らざるやうにすべし。小兒を抱きて外出するには小兒の體を斜にして其の頭部を片手に枕せしめ、その手にて胴を支へ、他方の手にて小兒の體を抱へ込むべし。巾の廣き布にて小兒の體を下より釣りて一方は肩に、一方は腋下よりして之



不注意なる抱き方によりて小兒の姿勢を悪くすることを示す圖



不注意なる手のひき方によりて小兒の姿勢を悪くすることを示す圖



を背にて結ぶやうにすれば、單に腕のみにて抱くよりも大に力を減じ得べく、又小兒を手より滑り落す虞れもなくして便利なり。

小兒の抱き方

乳母車の使用
勿加時の注意

乳母車 に載するときには、なるべく平坦なる道路を靜かに曳くべし。這ひ初むる頃には、火鉢土瓶等に手をかけて火傷し、縁より落つる等の過ちをなし易きものなれば、此の頃には特に注意して危険なる物と場所とは之を避け、自由に運動せしむべし。是等の危険を避け、且つ人手を省くため圖に示す匍匐格子の如きものを用ふるも一法なり。やがて九箇月、十箇月になれば、物に倚りて立ち、それを

匍匐格子

歩行



子格匍匐



机用兒小角入



傳ひて歩み滿一年以上に至れば、物に倚らずして歩むに至る。此の際無理に手を取りて歩ましむる等の事をなすべからず、戶外に出で、歩み得るに至らば、輕き靴をはかして、新鮮な

小供用椅子



精神發育上の
注意

子守

すると迷信風の説明を與ふる愚とは、その差如何ばかりぞや。
子守 教育無き年少の子女を子守として雇ひ入れ、之に小兒を託するは従來の習慣なれども、大に誤れりといはざるべからず。何と

子守の選擇
田舎の神社佛
閣の境内等に
於て子守の小
兒を扱ふ様の
慘澹たるもの
あるを往々目
撃して母親の
外部に働くこ
とを職業とせ
ざる家庭に於
ては家務多忙
なりともなる
べく人手を煩
はすことを避
くる設備をし
て母親は小兒
を監督しながら
仕事をして半
日も續けて子
供を守に託し
きりにするこ
となきやうに
したし
沐浴
入浴の必要

なれば小兒は摸倣性に富むを以て言語舉動其他何によらず周
圍の感化を受くること強く従つて子守の良否は小兒養育上に大
なる影響を及ぼすが故なり。されば子守の性質・健康等は十分に吟
味せざるべからず。なるべく餘り年少ならずして相當の教育あり、
注意力強く、性質順良身體健全精神快活にして言語も野卑ならざ
るを理想とす。餘り年少なる子守は往々にして己れの遊びに耽り
授乳・便通等の時間を忘れ、或は無闇に食物を與ふる等の事なしと
せず。さればとて餘り老年の者は動作不活潑にして小兒の活潑な
る運動を妨ぐるることあれば是亦好まじからざるなり。

二、沐浴 小兒は發育盛にして運動烈しく皮膚の排泄物多きが
上に手足等は殊に汚し易きを以て、衛生上にも亦清潔を好む習慣
を養ふ上にも入浴は最も大切なり。夏季は毎日、冬季も隔日位には
入浴せしむべし。湯の温度は餘り高からず時間は、六七分乃至十五
分間位を可とす。入浴の際は必ず丁寧に頭髮を洗ひ、浴後は感冒に

入浴時間

便通
幼時期は離乳
後學齡まで
兒童期は滿六
年學齡以後こ
れを終るまで
をいふ
腰掛式便器は
椅子を代用し
て作るも可なり

罹らざるやう注意して取扱ふべし。外出より歸りたる時は、手足・顔・
口眼を洗ひ、食前には手を洗ひ食後には含嗽せしめ、又時々爪を剪
る等清潔を好む習慣を養ふべし。

三、便通 幼兒期・兒童期に入りても、便通



腰掛式便器

には常に注意して異状の有無を檢せざる
べからず。而して便の狀況により飲食物を
加減すべし。梅雨期後夏日にかけて殊に注
意を要す。幼兒には大人の便所に入らしめ
ず、別に設けたる便器を用ひしむべし。圖の
如き腰掛式便器又は鐔附おまるの如きを用ふれば便利なり。

第十一節 疾病

小兒は動もすれば病に侵さるゝこと多く、且つ病氣の経過も速き
ものなれども自らは的確にその症狀を訴へ得ざるを常とするが

便通、食慾、睡眠、體溫氣力

故に往々治療手後れとなりて、思はぬ大事を惹き起すことあり。されば母親は常にその様子に注意し、便通、食慾、睡眠、體溫、氣力等に異變無きかを觀察し、少しにても異狀あらば、速かに適當なる手當を施すべきなり。左に小兒病の重なるものを舉げて之れが手當の方法につきその概略を述べし。

驚口瘡

驚口瘡 多くは生後二週間以後に起る。原因は乳房哺乳器等の不潔又は牛乳の不良等のため一種の微菌の繁殖に基くものなり。口腔の粘膜に乳の糟の如き白色の點を生じ、漸次咽頭及び呼吸器に

嬰兒結膜炎



嬰兒結膜炎

も擴がり、乳を飲むに困難にして、聲嘎れ、咳嗽を發するに至り、危険なることあり。初期の内に醫師の治療を請べし。
嬰兒結膜炎 分娩産湯等の際不潔物の眼に入りたるなどより起る。生れて二三日經て眼を開かず、眼瞼及び結膜腫れて膿様の眼脂を出だし、或は角膜を侵

鼻加答兒

して潰瘍を生ずることあり。これ膿漏性結膜炎にして多く失明の原因ともなる。恐るべきものなれば、一刻も早く眼科醫の治療を請はざるべからず。

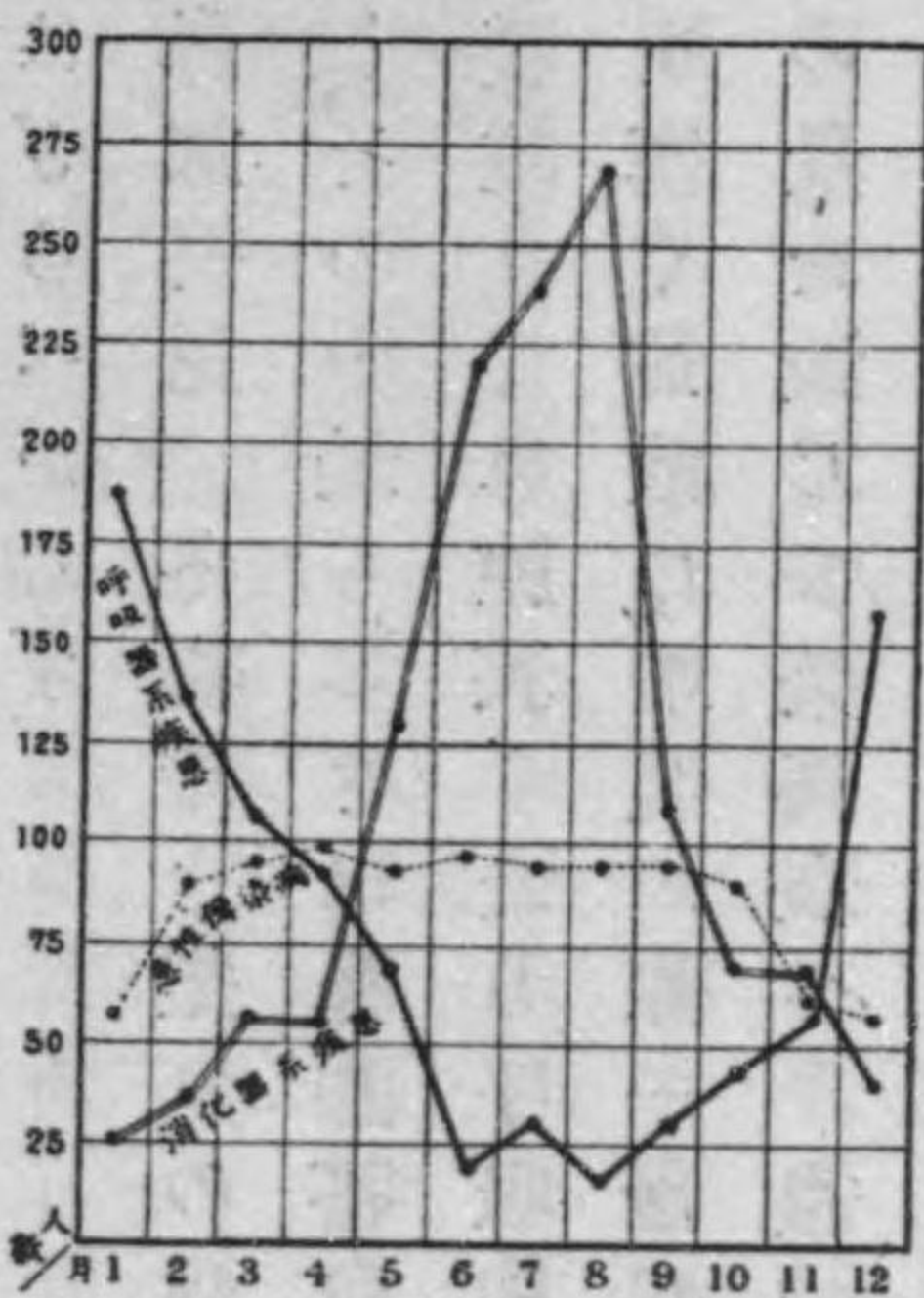
鼻加答兒 冬期冷き空氣の爲めに小兒は呼吸器病に罹ること多し。その中最も多きは鼻加答兒なり。普通之れを感冒といふ。鼻の粘膜腫れて鼻腔狭くなり、呼吸困難を起し、且つ鼻汁多く出で、鼻腔を塞ぐが故に哺乳の際一層呼吸をして困難ならしめ、爲めに哺乳の量を減じて、榮養衰へ、身體の衰弱を來すものなり。その結果加答兒は進みて咽頭を侵し、更に喉頭氣管に及び、終には氣管支を侵し、肺炎を起すに至ることあり。大人の鼻感冒は食物の攝取に困難を感ずる等のことなく、數日間にて自然に治癒すること多けれども、乳兒は然らず、故に一刻も早く醫師の治療を請ふを要す。

氣管支加答兒

氣管支加答兒 鼻加答兒より喉頭氣管に進みて氣管支を侵さることあり。又直接氣管支の加答兒を起すことあり。小兒は氣管支

加答兒性肺炎

三系統患者數比較表



三症状の手當

以上三症状の手當 此等の病に侵されたる時は、先づ醫師の診察を請ふべきは勿論病室を十分に温め水蒸気を發散せしめ一日數

を侵さるゝときは、粘膜腫れて分泌物多くその刺激によりて咳嗽を發し呼吸困難に一分間四五十分に増加することあり、かく進行するときは食慾缺乏するのみならず炎症の爲めに發熱し、終には毛細氣管支加答兒を起し、呼吸愈危険となり、脈搏も激しく顔色變じてチアノーゼを起すに至る。かゝるは危険の症状なりと知るべし。

加答兒性肺炎 毛細氣管支炎は一歩進みて肺の組織に加答兒を起す。即ち加答兒性肺炎なり、此の程度にまで進行するときは呼吸益早く且つ淺薄となり、熱高く顔色蒼白口唇紫色を呈し元氣衰へて強く泣くことをもなし得ざるに至るものなり。

瀨川博士による



回蒸汽吸入を行はしむる等の手當をなすべし此の外醫師の指圖に従ひてプリスニッツ氏褌法を施すも効あり、又其の寝かせ方は病兒の苦痛に關係を及ぼすものなれば注意を要す、此の際木炭を用ふる火鉢は成るべく室内に入れざるを可とす、又温暖なる日にても

室外に連れ出すべからず、殊に恢復期には種々の病を起し易きものなれば、特別周到なる注意を要す、空氣の清き海濱に轉地せしむるは最もよし。

中耳炎

中耳炎 感冒の爲めに耳に炎症を起し或は湯水等の耳内に浸入して中耳に炎症を起し頭痛を感じ發熱して膿を出す等のことあり、速かに専門醫の治療を請ふべし。

百日咳の咳嗽は間歇性にして咳嗽の出で

百日咳 六歳位迄の小兒に多く、傳染性極めて強し、されど一度侵されたる者は再度これに罹ること稀なり、初期には氣管支カタル

ざる間は平素と異なることなけれども食後或は身體を激動する時精神を刺戟したる時など直ちに咳嗽を起す而して二箇月三箇月半年も一年も全治せざるものなり流行時には人込みの中に小兒を出さざる様にすべし

デフテリア
咽頭より進めば喉頭デフテリアとなり又鼻腔デフテリアあり

の如き咳嗽を發し、漸次強くなりて症状進むに従ひて本症獨特の呼吸短く續け様に咳きて、最後に吸ひ込む如き一種の長き息にて中止し反覆これを發す。甚だしき時は窒息せんとする如く、顔赤紫色となり、冷汗を流し、兩便を洩らし、苦悶の状見るに忍びず。かつ嘔吐を伴ふ、爲めに忽ち食物を吐出して榮養不足するが故に、時々咳の間を見計らひ、滋養多き食物を少量宛與ふるをよしとす。患兒は速に隔離し、醫師の治療を受くべし。若し等閑に附する時は、榮養不足の爲め、種々の餘病を起し、身體衰弱し、結核の如き慢性傳染病に侵さるゝことあるものなれば、なるべく早く治療する様に注意すべし。其の經過の長き爲めに中途に倦怠を生じ、療養を怠るが如きことあるべからず。

チフテリア 二歳以上七歳位迄の小兒に多く、急激なる傳染性を有す。チフテリア菌は咽頭に繁殖し、咽頭は腫れて一面に白色の義膜を生じ、咳嗽を發して疼痛を起し、輕熱あり、初期のものは血精療

麻疹

法によりて的確に治療するを以て、手後れせざるやう即時治療を受くべし。全治後も一二箇月間は身體の激動を避けざれば心臟に故障を起す虞れあり。

麻疹 初めは感冒の如く、食慾減じ、嚏、咳、涙、鼻汁等を出して發熱す。此の間三四日位にして漸次顔面、耳下等より發疹し、遂に全身に及びて赤色を呈し、發熱四十度にも昇るものとす。最高潮約一日にして漸く減退し、最後に發疹は糠の如くになりて脱落するものなれども、此の際は未だ全治せるにあらずして最も注意を要する期間なれば、つとめて外氣に觸れしめず、之れを溫保すべし。然らざれば呼吸器、腎臟等の餘病を發する虞れあり。麻疹の徴候を認むるときは速かに醫師に託すべし。

痘瘡 麻疹よりも遙かに恐るべきものなり。されど種痘によりて大方之れを免かるゝことを得るが故に、之れを怠らざるやうにすべし。

痘瘡

小兒に限るにあらざれど發疹する點に類似を有する疹は麻疹・漆等にかぶれ又は蚊・蜂等に螫されたる場合或は魚蝦・藥劑等の中毒に因つて起る、黄疽・消化器病・等にも發疹することあり赤色の隆起せる發疹を生じ灼熱搔痒甚だしく發熱す卒突これを發し忽ち消散するものなれども時として長く存し搔爬等の刺戟により濕疹を生ずることあり、甚だしき時は醫師の治療を請ふ

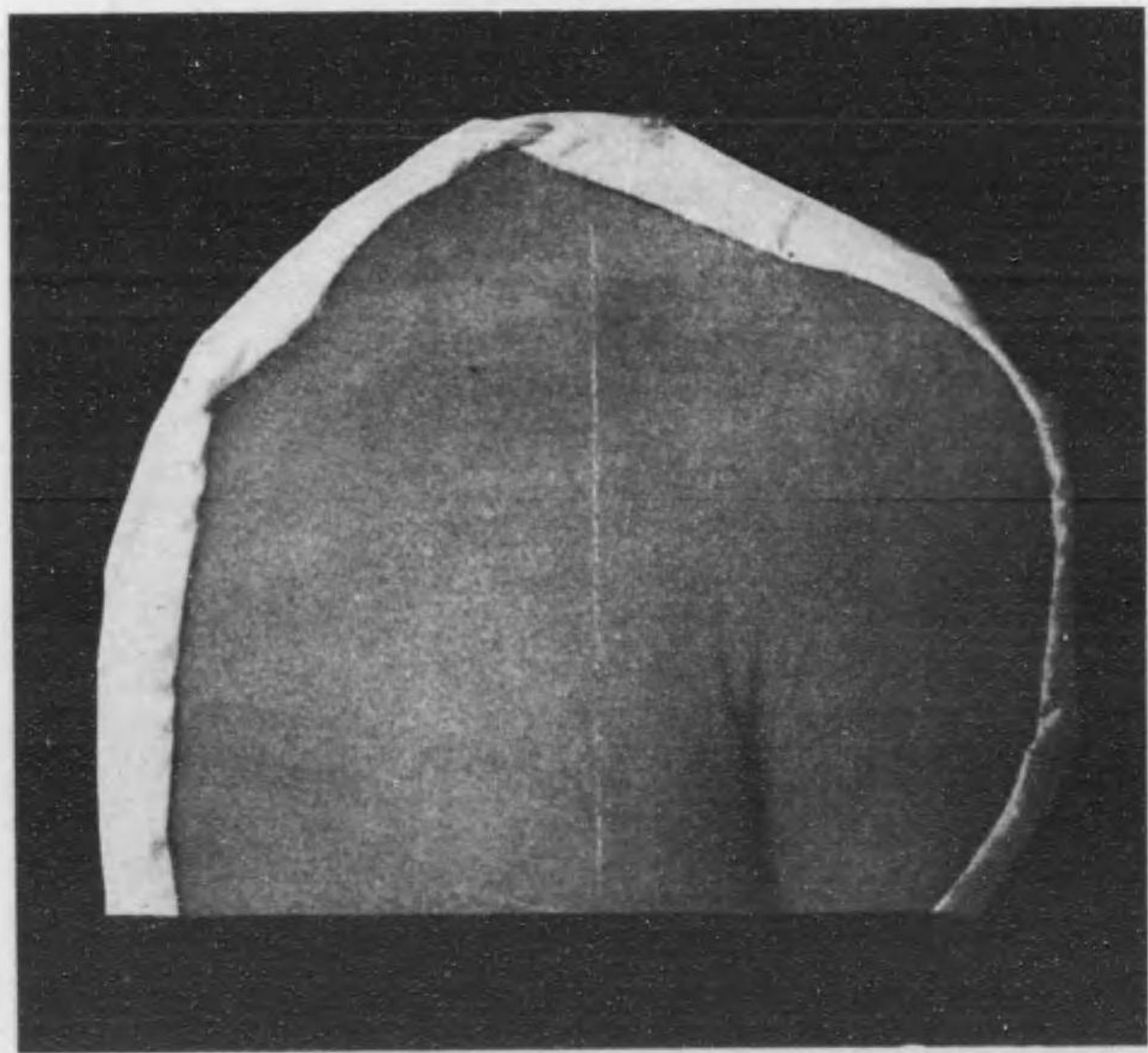
水痘 は風痘とも言ふ。痘瘡に似たる豌豆大の赤色發疹にして、十歳以下の小兒これにかゝる痘瘡の如き劇烈なる傳染病にあらず、大抵は自然治癒するものなれどもこれにかゝる小兒は頗る多し、約二週間の潜伏期の後、熱は三十八度乃至三十九度に上昇し、軀幹・顔面・四肢に發し、漸次水疱を生じ三日乃至七日の後、癍痕を残さずして痂皮落屑す。病毒は水疱の内容物及痂皮中に存し、病兒に接近するか、又は病毒の附着せる物品の媒介によりて傳染す。全身に百千の多數生ずることあり、又十數個位に止まることあり。硫黄浴を行ひ安靜に保たしめ、醫師の治療を請ふべし。

種痘 生後三箇月の終りより六箇月までの間健康なる時に行ふをよしとす。天然痘の流行時にはこれより早くとも行ふべし。其の後三四年以内に一回行ふを可とす。種痘後は其の部分の不潔にせざるやう繃帯を施しおけば善感のときは三四日にして赤色に丸く腫れ五六日にして水疱を生じ八日位に膿疱となり十二乃至十

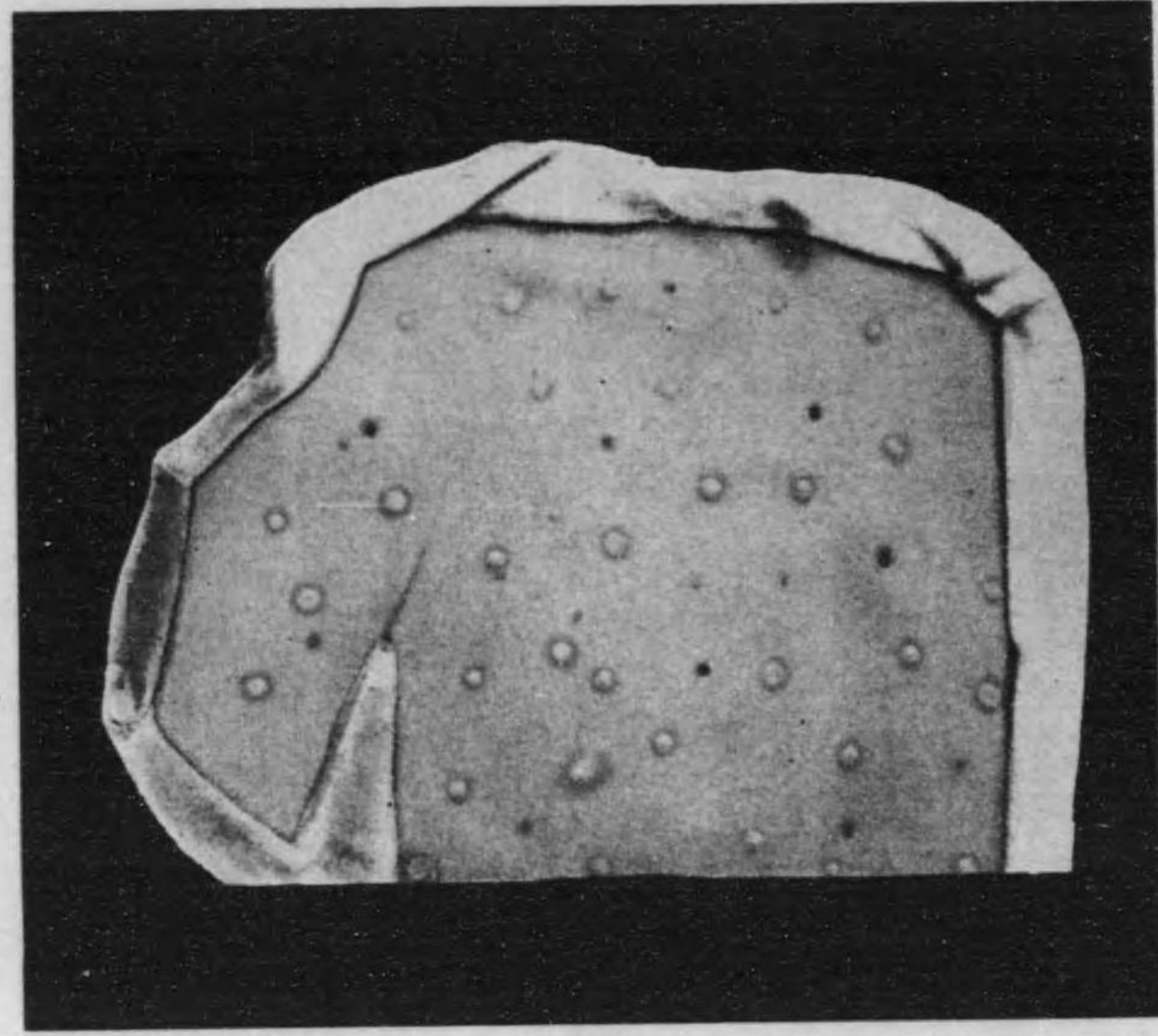
疹 麻



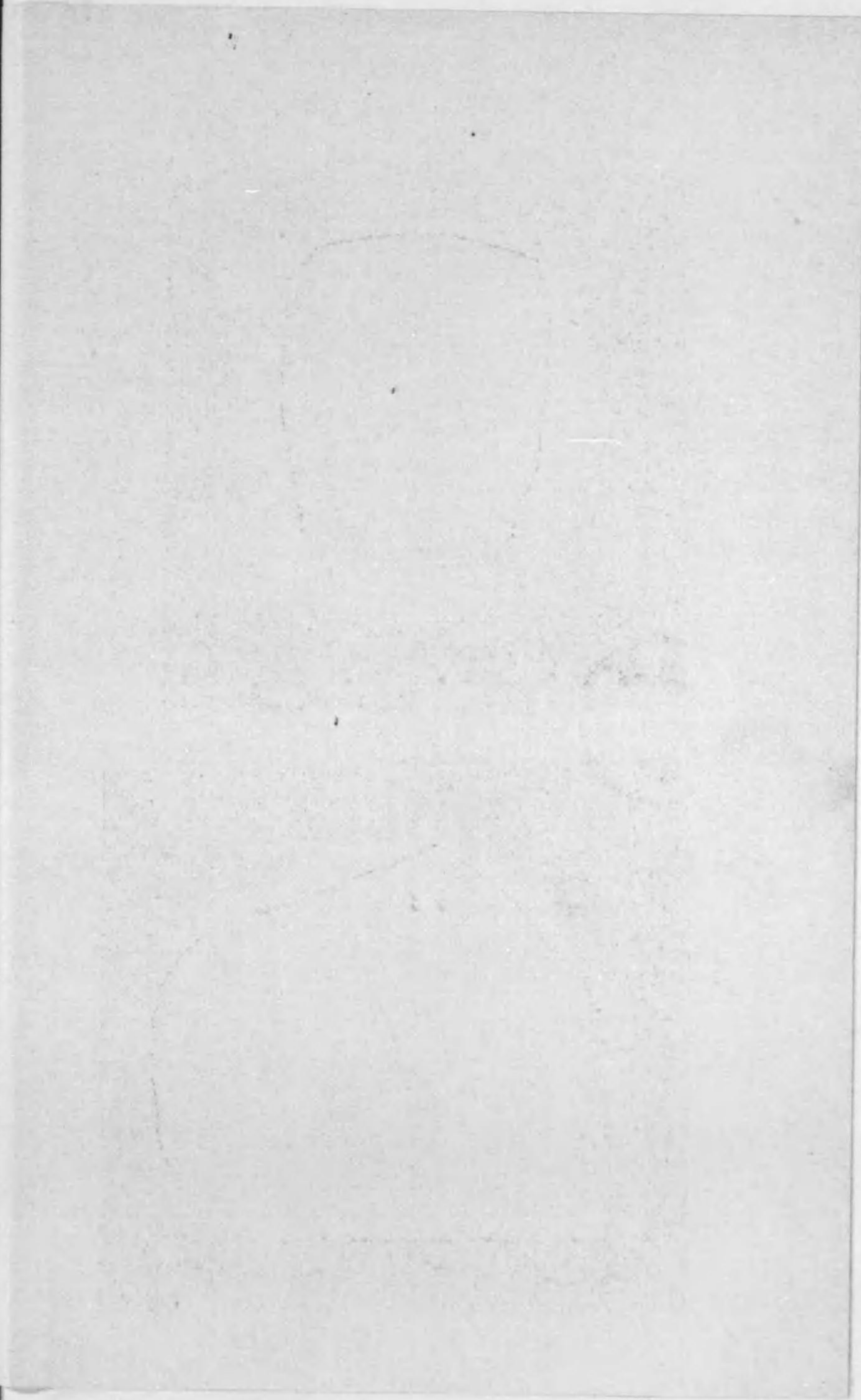
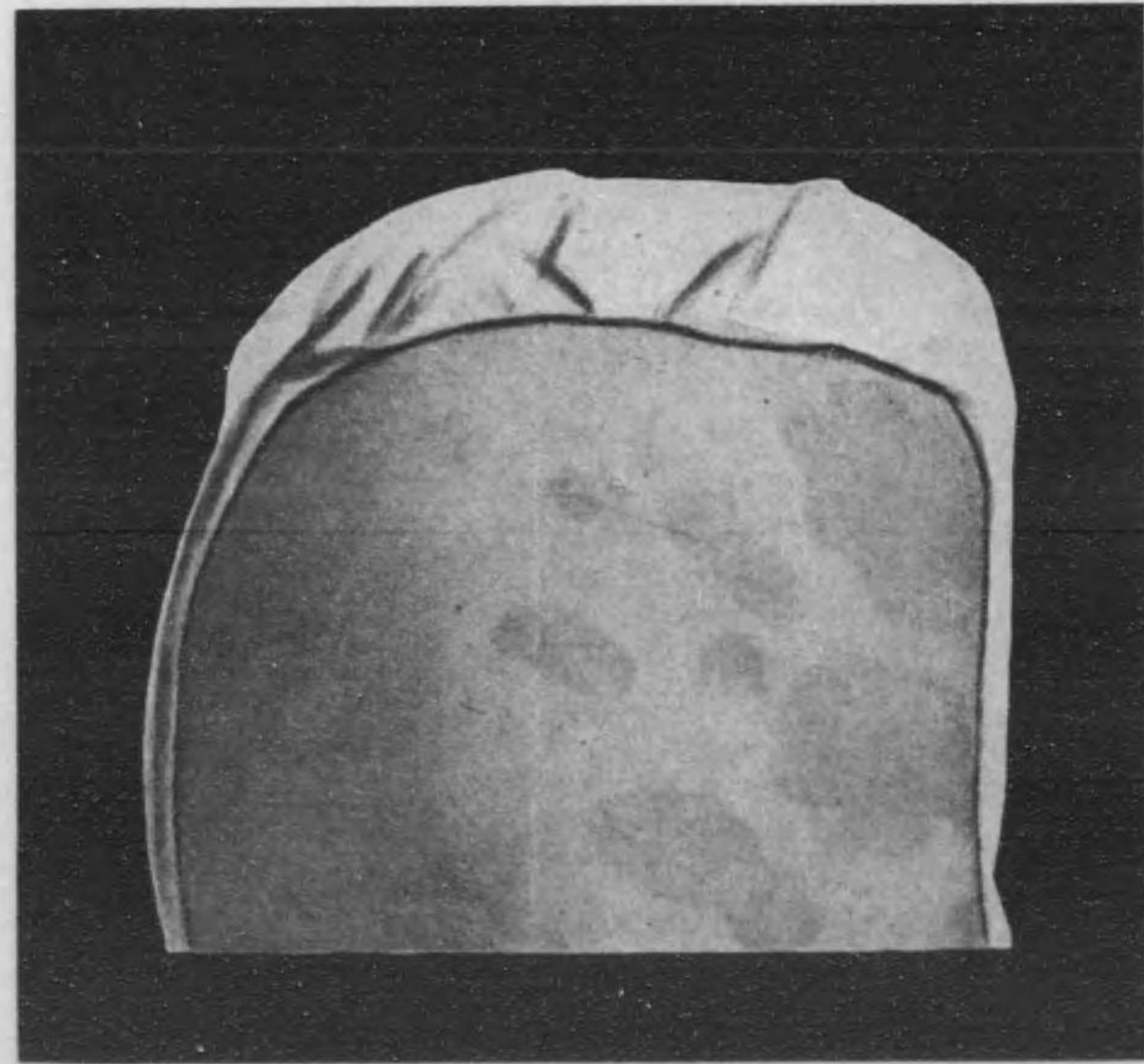
熱 紅 猩



痘 水



疹 麻 毒



べし

種痘
明治四十二年四月法律第三十五號抄出

第一條種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ付テハ此ノ限リニアラズ
一、第一期
出生ヨリ翌年ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フベシ
二、第二期
數ハ歳十歳但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ

三日にして乾き痂皮を結ぶが故に、これを衣服にて擦り或は搔き破らざるやうにガーゼを當て、繃帯を施しておくべし。入浴は結痂後にするをよしとす。

疫痢 主として夏秋の頃流行する激烈急性の消化器傳染病なり。二歳より六七歳までの小兒に多し。急に全身倦怠を感じ嘔吐腹痛を催し軟便或は下痢便を通じ、小熱あり。時には頭痛嘔氣を催したる後直ちに高熱を發し粘液便を通じ痙攣を起して昏睡に陥る。二十餘時間にして心臓麻痺を起して斃るゝこと多し。急速に隔離して醫師を招くべし。豫防法としては患者に近づかしめず、平素より胃腸を健全に保たしむるやう過食を戒め、寢冷せしめざるやう注意すべし。夏秋の候疑はしき症候を見たるときは直ちに蓖麻子油を内服せしめ、頭部・心臓部に冷罨法、腹部に溫罨法を施し灌腸を行ひ一刻の猶豫なく醫師の來診を請はざるべからず。

於テ更ニ種痘ヲ行フベシ定期前二年以内ニ善感シタル種痘ハ第二期ノ種痘ト看做ス
 第二條保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ
 痘麻子油は三歳より七歳位までの小兒に一回十グラム乃至二十グラムを服せしむべしこれは小兒のみならず大人にても下痢を起したる際等必要な場合あり常に家庭に備ふるをよしとす

易し。頭部の外傷流行性感胃栄養不良等より來り、多くは治癒し難きを常とす。稀に治癒することあれど多くは白痴或は盲目となり、又手足不随意となる等悲しむべき結果を來たすものなり。病狀は急性のものゝ慢性のものゝあり、前者は俄かに發熱して頭痛嘔吐を催し、痙攣を起す。比較的治癒し易し。後者は元氣衰へ食慾少なく晝夜昏睡の状態に陥り、遂に痙攣を起すに至るを普通とす。少しにてもかゝる徵候あらば速かに醫師の治療を受け、その指圖に従ひて適當なる手當を施すべし。

猩紅熱 二歳乃至七歳の小兒に多し。初め感冒の如くにして急に三十九度以上に發熱し、頭痛嘔吐を催し、口咽喉等に炎症を起す。頸部四肢胸等より順次、全身に發疹し紅色となりて烈しき痒みを感じず。但し口圍に發疹せず。五日乃至七日にして熱下り、發疹部の落屑を始め約二週にして終る。落屑の中には多くの病毒を含む。悪性のものは三日位にして心臓麻痺の爲めに斃るゝことあり。併發症と

乳兒の營養障害

小兒の異常體質

して結膜炎ヂフテリア、氣管支加答兒を起し、後發症としては腎臟炎を起すこと多し。速かに隔離して醫師の來診を請ひ、なるべく入院治療を受けしむるをよしとす。

乳兒の營養障害 近來の小兒科學にては、乳兒の全身的新陳代謝の障碍に因りて營養不良を起し、遂に死に至るものと解釋せらる。死亡兒の大部分はこれに原因するもの多く、殊に人工營養兒に最も多し。その病狀は種々にして急劇に現はるゝあり、慢性的なるありて一様ならざれども、吐乳下痢又は便秘を起し、或は發熱し食慾衰へて體重増加せず、其の他種々の障碍を起すと雖も、往々母親の氣附かざることあれば、常に小兒の氣分、顔貌、元氣、便通等に注意し異狀あらば速かに醫師の診察を請ふべく、殊に夏日に多き病なれば注意するを要す。

小兒の異常體質 普通の健康兒と異なり、或種の病氣に罹り易き體質を有するものあり。此の種の小兒は哺育上最も注意を要する

滲出性素質

ものにして早期より小兒科醫の診察を受け其の指導のもとに榮養療法によりて體質を改良する必要あるものなり。

一、滲出性素質 皮膚弱くして濕疹を生じ易く、生後二三箇月を経れば頭部に濕疹を生じ、顔頸腋下其他に及ぶのみならず、粘膜も弱きが故に感冒に罹り易く扁桃腺腫脹し腸胃に障礙を起して下痢便を通じ、一體に發育悪しくして容易に結核等に感染すか、る體質は母親の注意のみにては到底其の改善不可能なるものなり。速かに専門醫の指導を受くべし。

神經性素質

二、神經性素質 此の素質の小兒は兩親何れかの遺傳によること多く、生れながら神經過敏にして疲れ易く、聊かの刺戟にも強く感じ、睡眠浅くして少しの物音にも目を醒ます等の異常なる體質を有すか、る小兒は割合に智識階級の家庭に多く、智慧のつき方は普通の健康兒よりも早く、物覚えよく、一體に早熟なり。而して外觀は賢く見ゆれども、長ずるに従ひ我が儘にして忍、努力等の精

淋巴胸腺體質
胸腺は胸骨の
後部であり、
二歳位までの
間には割合に
大にして成長
するに従ひ次
第に退縮す。

幼時周囲の感
化

神に乏しく又身體各部にも神經的の障礙を起し易く筋骨の發育思はしからず、體重の増加も他の健康兒の如くならずして痙攣等を起し易き傾向を有するが故に早く専門醫の診察を請ひ、其の監督の下に矯正することを計らざるべからず。

三、淋巴胸腺體質 胸腺及び淋巴腺の肥大せるものにして扁桃腺の肥大脾臓の肥大等の特徴を有する小兒をいふか、る體質の小兒は簡單なる手術或は温度高き入浴等の如き些細の事にて突然呼吸及び心臓の機能に障礙を起し頓死することあり又疫痢肺炎等にて死亡する小兒にも此の體質のもの多しと云ふ。

家庭教育

幼少の頃家庭にて受くる感化は深く且つ強く成人の後までも永く影響を及ぼし、善惡共に其の性格の基となるものなり、子女の教育は學校にのみ一任して足れりと思ふは大なる誤にして、家庭に於ける兩親初め兄姉長者の善良なる模範と感化誘導の宜しきを得ざれば到底完全なる教育の効果を挙げ得るものにあらず。之れ家庭教育の最も重要にして忽せにすべからざる所以なり。殊に母親たる者の深く意を注ぐべき點なりと

言語

發音に關する
周囲の人々の
注意

説話

説話の種類
説話に關する
注意

す。されば我が子の體育は勿論知徳の三育に就ては常に周到なる注意を以て之を指導し愛兒他日の幸福の基を作るべきなり。

一、言語 言語は己れの意思感情を發表し若くは他人の思想を知るに必要なものみならず、智識を啓發する上に缺くべからざるものなり而して之を用ふる人の品格に大なる關係あるものなれば幼少の頃より正確明瞭なる發音を練習せしめ、粗暴野卑なる言語を避け、抑揚語調等にも注意して品位ある言語を習得せしむべし。幼兒は九箇月十箇月の頃より意味無き發音をなし始め、漸次容易なる言葉を覚え、簡單なる談話をなすに至るものなり。この際周囲の人々は左の如き諸點に注意して練習せしむるを要す。

(イ)簡單にして幼兒の發音し得る程度に止むること。
(ロ)明瞭にして正確なるべきこと。不完全なる言葉即ち片言は之を聞かしめず、又幼兒の片言を真似るは宜しからず。
(ハ)上品なるべきこと。粗野なる言語を聞かしめず、朋友などのを真似ることあらば十分に矯正すべし。

二、説話 小兒は好みて説話を聞き又語りて人に聞かしめんとするものなり。されば年齢智識の程度に應じて解り易き面白き話を聞かしめ、其の間に不知不識知識と徳性とを涵養し、高尚なる趣味を養ひ正しき言葉の練習をなさしむべし。

説話の種類 は昔噺、伽噺、宮話、其の他修身、歴史、地理、理科等に關する話なるべし。但し野卑、残酷、悲哀なるもの、或は妖怪變化等恐怖心を起さしむるもの、及び神經を刺戟するものは避けざるべからず。又兒童は彼等の智識慾の發動よりして説話を聞く間又は外

小兒の質問

玩具

選擇

出の時等に於ても屢、質問を試み往々その煩に耐へざらしむるが如き場合あるものなり。されども之を煩しとして阻止するは宜しからず、須らく彼等の慾望を善導してその智識程度に應じ相當に正しき解説を與へ満足を感じしむるやうにすべし。但し一時に多くの事を教ふるは宜しからず。

三、玩具 適當なる玩具は小兒に快樂を與へて遊戯を助け、覺官を練習して知識の發達を促すに必要なものなり。故に此等の目的を達せしめんとするには相當なる注意を以てその選擇をなさざるべからず。左に之が選擇上の方針につき注意すべき諸點を擧ぐべし。

イ、小兒の好むもの 小兒の好まざるものは之を與ふるも無益なり。

ロ、年齢知識に相應するもの 例へば乳兒期にはゴム人形、ゴム毬、布細工の動物等極めて簡單なるものを與へ、稍長じては凧、羽子等を與ふるが如し。

ハ、危険の虞れなきもの ブリキ製硝子製等の如く、破損し易く身體を傷くる虞れあるもの及び嘗めて害ある着色のもの又は呑み下す虞れあるものは避けざるべからず。

ニ、高價ならざるもの 價高きものは多くは精巧なれど必ずしも教育上利益あるものとは限らず、小兒も亦却つて之を喜ばずして寧ろ簡單なるを好むものなり。殊に高價のものを與ふるは小兒に慢心を起さしむる虞れあり。

ホ、上品なるもの 高尚にして優秀なるものを選ぶべし。野卑、残酷なる繪畫類又は恐怖心を起さしむるもの等は宜しからず。

へ、變化あるもの 小兒は厭き易きが故になるべく興味を喚起するものを選ぶべく、それには小兒自身の工夫によりて種々に變化せしめ得るものをよしとす。
ト、正確なるもの 繪畫の類を與ふるには正確なるものを選ばざれば誤りたる知識を養ふこととなるべし。

チ、丈夫なるもの 丈夫なる玩具は自ら堅實の氣風を養ふこととなるべし。但し小兒は一種の研究心より内部を見んとしてこれを壊すことあれども、之を咎むるは宜しからず。唯粗暴に壊すことを誠むれば足れり。

粗雑にして壊れ易き玩具を與へて樂まんとすれば直ちに破るゝ如きことの度を重ぬるに隨ひ何の意味もなく種々の物を破壊する習慣を養成し遂には成長の後忍耐に乏しく輕薄なる性質を養成することあり。

右の外男女の性質によりて之に適當なるものを選ぶことも必要なり。又玩具は必ずしも賣品とは限らず、却つて手近のもの、手製のものにて小兒を満足せしむるのみならず小兒の面前に製作して與ふるときは、小兒は製作の順序を見て之を樂しみ其の出來上りを喜び自ら製作を試みるとする希望を起すに至る。其の材料を供給する時は、喜びて其の製作に従事し其の間に忍耐力を養はれ工夫の力を練り發明心の基礎も養はるゝに至るべし。凡て玩具を與ふるには一定の箱又は戸棚の類を備へ置きて、小兒自らこれを始末して整頓整理の習慣を養はしむるやうにすべし。

幼稚園にて用ふる恩物と稱する玩具は、獨逸フレイベル氏の考案に係り二十種あり。我國現時の幼稚園にては多少これに取捨を加へて用ふ。就中積木、畫方、縫取紙、織紙、摺豆、細工、粘土、細工等は小兒の最も喜ぶものにして、小兒の觀察力、創造力等を養ひ兼ねて審美の情を養ふのみならず指先の使用に熟練せしむる効あり。教育上利益多し。

小兒は玩具を何にても口に入ると時代ありかゝる際には清潔なる玩具機の如きもの

遊戯

遊戯の種類と選び方



羽子つき等。

にて遊ばしむるも一法なり。西洋にて用ふるものの一例を示せば圖の如し。

四、遊戯 小兒は活動性に富み暫くも靜止することを好まず。終日遊戯の爲めに時を費し、其の間自ら身體を練り、知識を開き、徳性の養はるゝものなれば、此の性を利用して教育上の助けをなさんことを心掛くべし。されば遊戯の種類も此等の機目的に適ふやう愉快にして善良なるものを選び、左に掲ぐるものは略ほそれ等の目的に適へるものといふを得べし。

イ、體育上利益あるもの 戶外遊戯は小兒の活動に適し且つ新鮮なる空氣を呼吸し精神を活潑ならしむ。鬼事、競走、砂遊び、貝拾ひ、稍長じては凧上げ、毬投げ、ピンポンテニス。

食後の激動過度の運動危険なる遊戯を禁ずべし

第三章 育兒

を知らしめざるべからず。

殘忍なる遊戯又は卑怯不正我儘不規律なる行は嚴に戒め暗け事も堅く禁すべし。

幼稚園

五、幼稚園 家内の用務繁く小兒の監督不行届になり勝ちなる家にては満三歳乃至四歳の頃より善良なる幼稚園を選びて之に託するも可なり。

就學

六、就學 我が國民は男女共滿六歳より滿十二歳迄の六箇年間に學齡とし尋常小學校に入學せしめて義務教育を受けしむべく政府に於て規定せり。

學校の選擇

(1) 學校の選擇 多數小學校の施設ある土地にては兒童の入學すべき學校を選擇するに單に位置の遠近のみによらず、校風の善惡訓育教授の良否衛生上の設備及び兒童の家庭の種類等をも觀察して選定せざるべからず。

學校と家庭との連絡

(2) 學校と家庭との連絡 學校教育の効果を十分之を發揮せしめんとするには家庭は進んで學校の補佐たり協力者たる用意あるを要す、實に學校教育と家庭教育とは兩々相俟ちて初めて完全なる教育をなし得るものといふべし。されば家庭に於ける父母は常に學校との連絡を保たんことに意を注ぎ、あらゆる機會に於て學校に接近することを力むべきなり。左に學校と家庭との連絡に關する事項を述べべし。

連絡に關する事項

イ、保護者會 には母親又は父親自から出席して教師の意見及び希望等を聞くこと。

ロ、時々學校を參觀 して兒童學習の狀況を知ると同時に受持教師に面會して兒童の家庭に於ける實狀を語り、又學校に於ける狀況をも聞き、勉學方等に關する

參考の材料を交換すべし。但し家庭教育を學校教育の延長と思ひ誤ることなかれ。

ハ、教師に信頼 して兒童の長所短所等をも打明けて相談すべし。

就學後の注意

ニ、父母が教師を尊信することを兒童に示すは教育上極めて大切なことにして、たとひ教師とその意見を異にすることありとも決して兒童の前にてはこれを批評し、或はかりそめにも教師を非難輕侮する等のことあるべからず、萬一かゝることあらば教育の効果を減殺すること甚だしきものなり。

ホ、就學後の注意 勉學を獎勵するはよけれど身體の健康を疎かにし、或は卑劣なる競争心を起さしむべからず、又登校の時を正しくせしめ、雨風の日も遅刻缺席等をせしめず、學用品携帶品の如きは、自ら整理して之を失ひ又は忘るゝ等のことなからしむべし。

ヘ、復習と豫習 復習と豫習とは大切な事なれども、小兒の年齢體質等を考察して斟酌すること必要なり、なるべくは小兒自らの力にてなさしむるを可とす。兒童の忘れ又は理解せざる箇所は教ふるも可なれども、未だ學習せざる箇所を教ふるは教育上害あり。

ト、休日の利用 休日にはなるべく散歩遠足等に伴ひ平素見慣れざるものにて教育上有益なるものを見聞せしめ知識を廣めしむべし。

七、躰 幼き間の躰は將來受くべき教育の基礎となり、其の小兒生涯の人格の大部分を作るものにして若し悪しき習慣を作らばよき教育も殆ど効力なきことあるべし。されば兩親殊に母親は深き注意を以て其の兒の躰をなさざるべからず、左に躰くべき事柄及び方法の一斑を説くべし。

小兒に躰くべきは、まづ從順誠實禮儀自治規律節儉等の徳なり。

第三章 育兒

尋常科二年頃までは單に學びしことを語らしむる位に止め三年以上にもならば毎日三十分以内の復習を課すべし、五年以上にては一時間以内復習と豫習とを課するも可ならん

躰の事柄

從順 快く正義に従ふことを得る從順の徳は徳育の根本ともいふべく、父母長上に從順なるはやがて教師に從順にして國法にも遵ふ良國民を作ることとなるなり。小兒を從順ならしむるには左の事に注意すべし。

1. 命令に注意すること

イ、命令は小兒の實行し得ることに限る。小兒に命令する以上は小兒の理解して實行し得べきことならざるべからず。即ち無理なる命令は却て小兒を反抗せしめ又は卑屈ならしむる虞れあり。

ロ、みだりに命令を變更せざること。一度發したる命令を度々變更するときは命令者の威嚴を損じて命令行はれざるに至るべし。

ハ、命令を一致せしむること。父母及び家族の命令が一致せざるときは、命令者を輕んずるに至るべし。

ニ、命令を少なくすること。餘り多くの命令をなすときは實行し難く、終には何れの命令をも重んぜざるに至るべし。尙悪事を禁止する命令が善事を獎勵する命令よりも少なきやうにすべし。

ホ、報酬を約せざること。命令に従はしめんとして報酬を與ふるはよろしからず。これ命令に従ふにあらすして報酬が目的となり、終には報酬なき命令には従はざるに至るべし。

2. 我が儘に注意すること

父母の取扱寛容に失するときは、我が儘を生ず。小兒は己れの苦痛不自由を訴ふる

外に我意を通さんとして泣くことあり。この際泣くことを恐れて小兒の要求を容るゝは我が儘の習慣を作ることとなるべし。

誠實 誠實は人格の大半ともいふべきものなれば、力めて此の徳を養はざるべからず。嚴格に過ぎて叱ること多ければ却つて表裏の性を養ひ不誠實となる。故意又は惡意に非ずとも虚言を許すべからず。周囲の人も些細の事なりとて虚偽を告ぐべからず。

禮儀 長上を敬ふは禮儀の基にして朝夕及び出入の挨拶、食事の仕方を始め、行儀作法を教へ粗野放縱に流れしむべからず。されど餘り不自然に躡けて天真を失ひ、無邪氣ならざるはよろしからず。又年進みては單に起居動作の末のみならず、交際上の禮儀をも辨へしむべきなり。

自治 小兒自身の事にて自ら爲し得るものはこれを自らなさしむべし。これ獨立心を養ひ依頼心を起さしめざる基なり。例へば躓き倒るゝことあらば自ら起き、小兒自身の持物は自ら整頓し、登校の如きも止むを得ざる事情なき限り獨にてなさしむべし。

規律 規律を守る習慣を養ふは、他日成長の後社會人として共同生活をなす際、最も必要なことなり。校規を守り國法に違ひ、公德を重んずる基となるべし。就寢起床等の時間を始め、すべて規律に従ひ諸物品も几帳面に取扱はしむる習慣を養ふべし。

節儉 何程勤勉なりとも節儉ならざれば効無し。浪費の習慣に染むときは、自然贅澤に傾き、延いては種々の惡徳にも陥るものなれば、幼時より萬事節儉を守り、質素を旨

模範

賞罰

とし事物を粗末にせざる習慣を養ふべし。
模範 右に挙げたる種々の躰も唯言葉にて訓ふるのみにては、その効甚だ少なきものなれば父母及び長者は各自言行を慎み自ら正しき模範を示し、訓誡と相俟ちて善道に導くべきなり。

賞罰 躰を助くるに力あるは賞罰なり、賞と罰とは何れもその程度適當にして、且つ時機を誤らざること肝要なり、賞の最も輕きは顔色にて表はし、次は言葉にて表はし、最も重きは物品を與へ、又は他の方法を以てす、罰の輕きは同じく顔色言葉を以てし、重きは物品を取上げ、又は自由を奪ひ己むなき場合は體罰を加ふるなり、これ等を施すには左の注意を要す。

イ、なるべく輕きものを用ふべし。

ロ、なるべく屢せざるやうにすべし。

ハ、缺點を罰するよりは、むしろ美點を捕へてこれを賞し、獎勵して奮發心を起さしむべし。

ニ、適切なるを用ふべし。

ホ、公平なるべし、同じ事件に對しては、何時も同じ賞罰を與へ、みだりに感情に馳すべからず。

ヘ、事件の結果にのみよらずして其の行爲の動機を考へて賞罰すべし。

ト、賞罰はなるべく即時なるべし。

八、監督 漸次成長して中等教育を受くる時代となれば、心身共に著しき發達をなし、

監督

居所

運動

精神

朋友

隨物

同時に甚だしき變化をなすものなり、而して日常の生活も次第に複雑となり、種々の誘惑をも受け易し、殊に生涯の方向を定むるも多く此の時代なれば、小學校時代にも増して父母は一層の監督と注意とを拂ふを必要とするなり。

居所 家庭より通學し得ざる場合には寄宿舎教育的塾舎下宿屋又は親戚知人其の他の家等に託せざるべからず、此の際監督を託すべき主腦者の人物性行監督の方針及び周圍の狀況等は、よくこれをたゞさざるべからず。

運動 學校にての體操遊戯遠足旅行等にはなるべく参加せしめ、なほ擊劍柔道游泳競漕等を行はしむるも可なるべし、女子にも水泳テニス競漕等適當の運動をなさしめ一方には家事の手傳をもなさしめて運動の助けとなすべし、男女共一室に閉居して妄想に耽る暇あらしめざるをよしとす。

精神の方面に ては思考力漸次發達して普通の事理を辨へ得るが故に、他人の干渉を厭ふに至る故になるべく本人の意志を重んじて干渉を避くべし、されど未だ世故に慣れず經驗を積まず、動もすれば血氣にはやり生意氣になり易きが故に綿密なる注意を以て慈愛深く深切に指導せざるべからず。

朋友の感化 はその力強く、折角躰けたる良習慣も打破られ、或は誘惑に導かるゝこともあれば、よくその良否に注意せざるべからず、又機會ある毎に信用すべき先輩名士等の談話を聞かしむるは品性の向上に大なる利益あり。

讀物 は聖賢の遺訓偉人の言行發明者の苦心談等すべて健全なるを選ばしむべし、文藝美術等は殊に注意して不健全なるものを避けざるべからず。

以上は家庭教育の大意にしてその詳細を盡したるものにあらず、特に子女は各その體質氣質等を異にするが故によくこれを斟酌して適當なる養育を施し且つ個性を観察してそれに適合したる薰陶を加へ、尙ほ子女の人格をも尊重して教育を誤らざらんとを期せざるべからず。

第四章 家計の整理

第一節 家計整理の必要

現今世界の列強は各其の經濟上、優勝の地位を占めんが爲めに、必死の努力を以て各般の研究に従事せり。我が國のごとき、他の列強國に比して富力の秀優ならざる國に於ては、一層力を此の點に用ひざるべからず。而して國家の富の大部分は各家庭の富に基づき、各家庭の富は其の經濟生活中主として消費の適否に基因する。こゝと多きものなれば此の家庭の消費方面を掌る主婦たる者は、豫め經濟學の大意を研究して、世界に於ける物資交通の狀況を知り、物質利用の方法を究め、家計を運用して勤儉これが整理の任にあたり、一家生活の安定を圖り、家族の幸福進んで社會の幸福國家の隆運に、貢獻する覺悟を有すべきなり。

家計整理の必要

經濟學研究の必要

家事經濟學の
意義

第二節 家事經濟學の意義

家事經濟學は、財貨の一家に於ける關係を論じ、これを合理的に利用して、家族の幸福を増進する方法を、攻究する學問なり。

經濟
經濟學

人が其の慾望を、充たすに要する財貨を獲得し、及び之を利用する一切の行爲、並びに状態を經濟と稱し、之を攻究する學問を、經濟學といふ。

經濟學に於て、人類の經濟的生活につき、一般普通の原則を探究する部門を經濟原論といひ、原論に於て攻究したる結果を實地に應用する方法を攻究する部門を、應用經濟學といふ。家事經濟學は、應用經濟學中の一科たる、私經濟學の一部に屬すべきものとす。

家事經濟

第三節 家事經濟の特質

家事經濟の主要なる特質を擧ぐれば次の如し。

一、收入方法 が主として自家の生産に依ること。

國家は權力團體なるを以て租稅其の他の徵收に依るを原則とす。

二、家事經濟に於ては入るを計りて出づるを制するを原則とす。國家の財政に於ては收入は、或程度までは必要に應じて増加することを得べく、その支出は寧ろ増減自由ならざるものなり。故に先づ支出を定め、然る後收入を量るを原則とす。

三、家事經濟に於ては支出を適當にして、餘財を得ることを努むといへども國家財政に於ては、收支を適合せしめんことを望む。國家の目的は公共の利益にありて一個人の爲めにあらず、従ひて其の收入は、その經費を支ふる爲めにして、自己を富ます爲めにあらざるが故に、支出の餘財を貯蓄する等の事なし。

財産

第四節 財産

効用
廣義の財

狭義の財

價值

財産

動産
不動産

家の収入
經常収入
臨時収入

人の慾望を充たすに適するものを廣義の財と云ひ、人の慾望を充たすに適する性能を効用と云ふ。外界の有形財のうち其存在量が人の慾望に對して有限にして之を獲得するに勞力を要するものを狭義の財若しくは單に財貨と稱す。一定の財貨が一定の慾望を充たす効用に對し、人がこれを尊重する程度をその財貨の價值と云ふ。財貨が或る人格者に歸屬し、その歸屬することが法律によりて保護せらるゝ時は、その財貨の全體をその人格者の財産と云ふ。此の意味の財産に不動産と動産とあり。不動産は土地及其の定着物(家屋、橋梁、立木等の如き)を云ひ、動産とは、不動産以外の有形物を云ふ。家具、衣類、貨幣、株券、公債證書等何れも動産なり。

第五節 収入

家の収入とは、一定の期間に於て、一家に收納する一切の財貨をいふ。収入は性質上より、經常収入と臨時収入とに分つを得べし。經

所得

土地の所得
資本所得
勤勞所得
企業所得

常収入とは一定の期間に於て、規則正しく收納し、而もその收納を豫期し得るものにして、且つ多少永續的の性質あるもの。所得は即此の經常収入の謂なり。例へば地代、家賃、株券の利子、俸給、手當、農家の收穫、商業の純益等の如し。臨時収入とは、偶然入り來る収入にして、その收納を豫期せられざるのみならず、全く永續性無きものをいふ。例へば財産相續及び贈與、財産賣却に依る収入の如し。經常収入は又之をその原因に依りて左の如く分つを得べし。

一、土地所得 (地代)地主の收納するもの、

二、資本所得 (利子)資本主の收納するもの、

三、勤勞所得 (勞銀)筋肉勤勞者及精神勤勞者の收納するもの、

四、企業所得 (利潤)企業家の收納するもの、

地代及び利子は財産より生ずる収入、即財産所得にして地代、家賃、預金の利子、株券の配當器械の損料等の如く、收納の性質比較的確實なり。勞銀は俸給、賃銀、醫師、辨護士等の受くる報酬、其の他、最も尊

ぶべき収入なれども、健康の状態に因りて之を失ふ危険あれば、稍、確實性を缺くものといふべし。企業所得は企業經營に對する勞銀と見るを得べく、これは企業家が一切自己の計算を以て營業の任務にあたるべきが故に、一種の才幹と堅固なる意志とを要し、何人にも直に之にあたるべきにあらず。

多方面收入

されば理想としては収入の道はなるべく多方面に渉るをよしとす。収入の多きを謀らんがためには常に相當の注意を以て資産を安全確實なる方面に運用すべきは勿論、自己の力による不斷の努力も亦極めて必要なり。何程財産を多く有する者にて、安逸徒食するは一種の罪惡なるのみならず、一家の繁榮を招く所以にあらずるが故に、人は皆その學問・知識・技能・體力に應じて事情の許す限り、生産的事業に従事し、眞面目に事に當るを必要とす。從來は一家収入の道を計るは家長一人の責任の如くなりしが、現今の經濟狀態に於ては多くの場合、家族も共に収入の道を謀りて、併せて一家

職業婦人

収入の増加を計る必要あること多し、これを近時職業婦人の増加せる原因の一と見ることを得べし。

婦人の職業生活

婦人の職業生活

家族共同勞作

元來婦人は家にありて家事を整理し子女を養育し家族の生活を幸福ならしむる爲めに活動することは天賦の職分にして、内外古今共に異なることなしと雖、近時漸く多數の國民が生活の安定を得ること困難に赴くを以て、前に述ぶる如く家族共同勞作を必要とすること及び女子の自己覺醒に伴ひ、經濟上獨立の位置を保つこと及び、女子自己生活の安定を謀ることの必要を感じたる結果、職業に身を投ずる者現に多數に上り、今後又漸次多からんとする趨勢を示せり。農家に於ける婦人が、田植・草取り・稲こき・養蠶・製絲等農業を補助し、小商店の婦人が商業の手傳をし、仕立屋・染物屋等の工業に於て、或は漁獵に於て、各職業の補助をなすことは古くより行はれたることなれども、今日の如く殆ど全生活をあけて職業に従事する學校教員・官衙會社の事務員・女醫・女工・看護婦・通信員其他各種の職業に従事する者多數を算するに至りては、其の利害及び家庭に及ぼす影響につきて、考慮する所なかるべからず。

是等婦人職業者の中には、其の必要なくして好んでこれに従事する者なきにあらずれども、大多數は必要にせまられ、或は將來の必要を豫想してこれが練習をなすものなり、されば今に方つてこれを研究するには、其の利害よりも如何にせば其の利を多

く其の害を減じ、或は消滅せしめ得るかの問題ならざるべからず、如何に世が進歩し、如何に繁劇に赴くとも子女を哺乳する任務は女子の負擔すべきものにして、従つて家事整理の任は女子がこれにあたること其の本質にも適し、又便利なるが故に、或特種の女子の外は全然此任務を放棄すべからざるは當然の事なり。されば女子をして職業に従事せしむるもの此の點に心を用ひ、女子の家庭に於ける任務體質、腦力等を考慮斟酌してなるべく、女子の本質を害せしめず、愉快に就職し得る方法を講ずることとは、單に經濟上のみならず、國家社會の幸福の上より見て最も大切なることなり。又一方婦人自身も是等の注意の必要なることを知り、家庭に於ても生活の方法を改善し、なるべく煩鎖なる家事を簡單ならしめて、家事整理の能率を増進せしめ、女子の身體に餘裕あらしめんことを謀らざるべからず。

支出

消費の活動

一家に於ける經濟上の活動は我等が日常生活上、直接其の慾望を充さん爲めの活動にして、享樂手段即消費の活動なり。されば支出は家事經濟の主要なる部分にして、収入を基礎とし、家族の生活に必要な財貨を消費するために行はる、手段に外ならず、家事經

第六節 支出

貯蓄
貯蓄は吾人の慾望を満足せしむる目的を以て財貨を用し、これが爲に其財貨の効用の一部若しくは全部を消費せしむることとをいふ。而して殆んどすべての財貨はかかる消費に充てられんが爲

濟を掌る者の手腕を要するは此の點にありと言ふべし。支出の狀態は家によりて一樣ならざれども、衣食住の費用を初め、諸税、教育、交際、娛樂、衛生等の費用は大方の家庭にこれを要す。是等は何れも日常生活に必要な費用なれば、之を經常費とし、不意の災厄又は祝賀等に要する費用を臨時費とす。是等はすべて、その家の収入に應じて緩急を計り、適當なる均衡を保つこと必要なり。収入は通常直接現在の消費に供せらる、部分と將來の消費に充つる爲め貯蓄貯藏せらる、部分とに分たる。而して家の収入が如何に此の二つの部分に配當せらるべきかは重要な問題にして、家計を整理する者の大に研究を要する所なり。収入の多少によりて、二つの部分の配當に多少を生ずるは勿論にして、収入の多き家ほど後の用途に充てらるべき部分愈多く、家計の基礎強固となる。之に反して、収入少き家ほど前の部分に費さる、もの愈多く、従つて家計の基礎薄弱となり、漸次収入をも減じ、遂に家計の困難に陥るに至る。さ

に生産せらるるものといふべし人は、かかる財貨の消費により衣食住其他生命を維持健康を保ち知識を開く等あらゆる慾望を満足せしむるものなり

エンゲルの法則

現代家事 下の巻

れど徒らに後の部分のみを多くせんとする時は、家族の健康を害し生活を不愉快ならしめて、心身の發達に支障を來し、吝嗇の誇りをも受くるに至るべし、又前の部分にのみ多く費す時は一朝事あるに當りて如何ともせん術無く、他人にまで迷惑を及ぼすに至るべし。獨逸の統計學者エルンストエンゲル氏は、ベルギー及びザクセンに於ける家計の調査に基きて消費に關する各種費用の割合を調査して、左の如き原則を發表せり。

- 一、飲食費の割合は次第に減少す。
 - 二、衣服費の割合は殆んど變化なし。
 - 三、住居費及び光熱費の割合は變化なし。
 - 四、教育、衛生、娛樂等の割合は次第に増加す。
- これをエンゲルの法則と言ふ。

ベルギー並にザクセン家計統計
(生活費に對する百分比)

社 會	下 等 社 會		中 流 社 會	上 流 社 會
	900—1,200 マルク		1,800—2,400 マルク	3,000—4,000 マルク
費 目	白 耳 義	ザクセン	ザクセン	ザクセン
食 物	61	62	55	50
衣 服	15	16	18	18
住 居	10	12	12	12
光 熱	5	5	5	5
家 具	4			
教 育	2	2	3.5	5.5
租 稅	1	1	2.0	3.0
衛 生	1	1	2.0	3.0
僱 婢	1	1	2.5	3.5
合 計	100	100	100	100

白耳義の統計は一八五五年ヂュクベテオが労働者階級につき調査せるもの
 ザクセンの統計はエンゲルがヂュクベテオの法にならひ一八五二年國勢調査の結果に基き調製したるものなり

其の後千九百三年北米合衆國労働調査委員會に於ける調査並に千九百七年獨逸帝國統計局に於ける調査の統計による時は、エンゲル法則中第一及び第四は一致すれども、第二第三の所得の大小如何に拘はらず衣服費の割合は殆んど變化なく、住宅費及び光熱費の割合も同一なることの二點に於て相違を表はし、衣服費の割合は漸次減少することを認めたり。而して英國其の他の統計によりても此の斷定の方正しきものの如し。我國に於て、森本博士は文化生活を營むべき新日本標準を定め、東京市中流階級者家庭の正三年以降數年の生活費統計に基づきて、新日本標準を保つべき中流階級者の食費は、生活費の三割乃至四割なるが故に假りにこれを三割五歩とし、衣服費に一割七十分は絕對的の必要費とし、其の殘三割八分は主として、文化的慾望満足に要するものと計算せり。即大正十二年の平均價格を以て計算する時は、新日本標準の生活を營む爲めに要する一家族五人（夫婦十四歳以下の

小兒三人大人換算二三三人の生活費は、大都會に於ては一箇年約二千圓を要すとせり。

米國の家計統計
(1903年)

(生活費に對する百分率)

所得額	食物	住宅	衣服	光熱	其他
300 弗以下	52.31	19.39	9.53	8.10	10.67
400 "	48.09	18.69	10.72	7.11	16.09
500 "	46.88	18.57	11.39	6.66	16.50
600 "	46.16	18.43	11.98	6.21	17.22
700 "	43.48	18.48	12.88	5.77	19.39
800 "	41.44	18.17	13.50	5.26	21.63
900 "	41.37	17.07	13.57	4.97	23.02
1000 "	39.90	17.58	14.35	4.95	23.21
1100 "	38.79	17.53	15.06	4.93	23.69
1200 "	37.68	16.59	14.89	4.71	26.13
1200 弗以上	36.45	17.40	15.72	4.93	25.40
平均	43.13	18.20	12.95	5.89	20.11

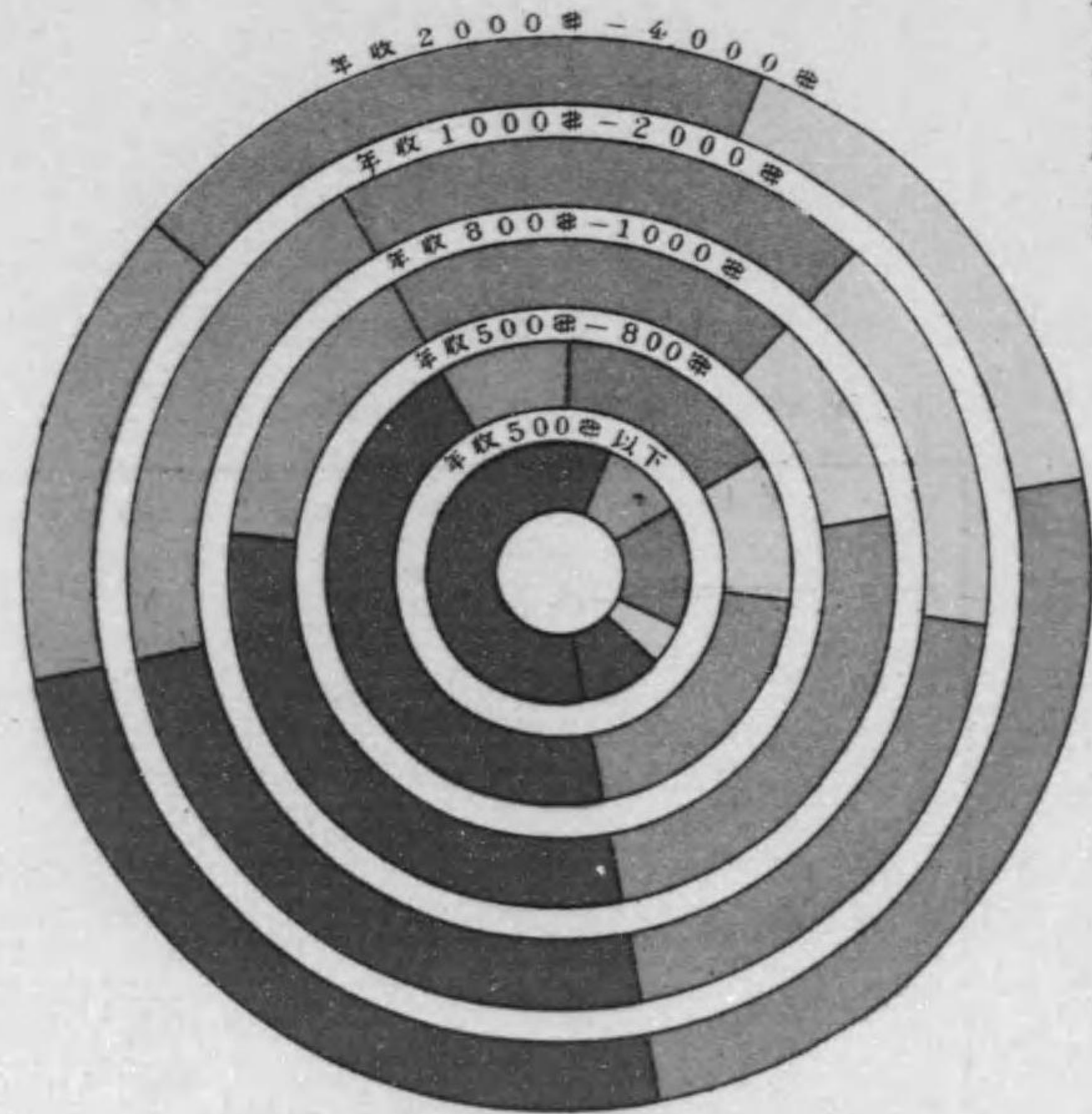
獨逸の家計統計
(1907年)

(生活費に對する百分率)

所得額	食物	住宅	衣服	光熱	其他
1200 馬克以下	54.2	20.0	9.2	6.2	10.4
1600 "	54.6	17.2	9.5	4.8	13.9
2000 "	51.0	18.0	11.5	4.5	15.0
2500 "	48.1	17.6	12.6	4.0	17.7
3000 "	42.7	18.0	14.3	3.9	21.1
4000 "	33.1	18.5	14.0	3.6	25.8
5000 "	32.8	19.3	14.7	3.1	30.1
5000 以上	30.8	14.9	14.9	3.1	36.8
平均	45.5	18.0	12.6	4.1	19.8

リチャード夫人生活費配當表

著者原圖



食費
 衣服費
 住居費
 教化費
 運用費

収入	食費	衣服費	住居費	運用費	教化費
2000 弗ヨリ 4000 弗マデ	25%	15%	20%	15%	25%
1000 弗ヨリ 2000 弗マデ	25	20	20	15	20
800 弗ヨリ 1000 弗マデ	30	15	20	10	25
500 弗ヨリ 800 弗マデ	45	10	15	10	20
500 弗以下	60	10	15	5	10

我が國に於ける實際の生計費統計の最詳細なるものは協調會の調査に係る大正十四年三月發表のものなり。其の大要左の如し。

中流階級標準生活費

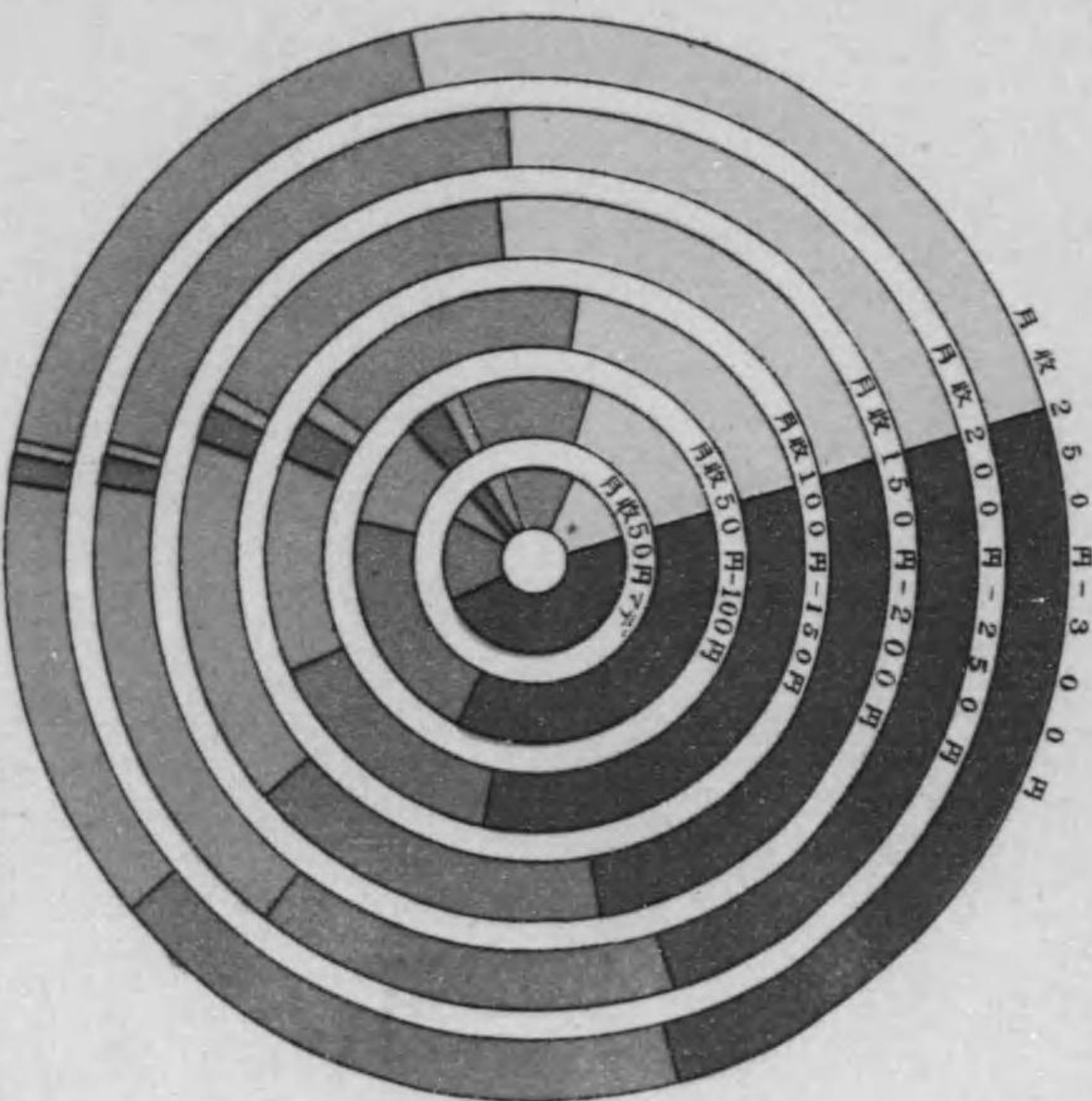
東京市一家族五人一ヶ月金額 (森本博士による)

年	食費	衣服費	住居費	其他	合計
大正三年	336	96	168	360	960
大正五年	299	117	186	399	1,001
大正七年 (1-6月)	647	220	335	824	2,076
大正八年	841	291	462	989	3,582
大正九年 (1-6月)	1,048	313	562	1,195	3,148
大正十二年	677	233	371	796	2,077
生活費に對する百分率	33%	11%	18%	38%	100
同上百分率限界	30-40%	8-15%	13-20%	30-45%	—

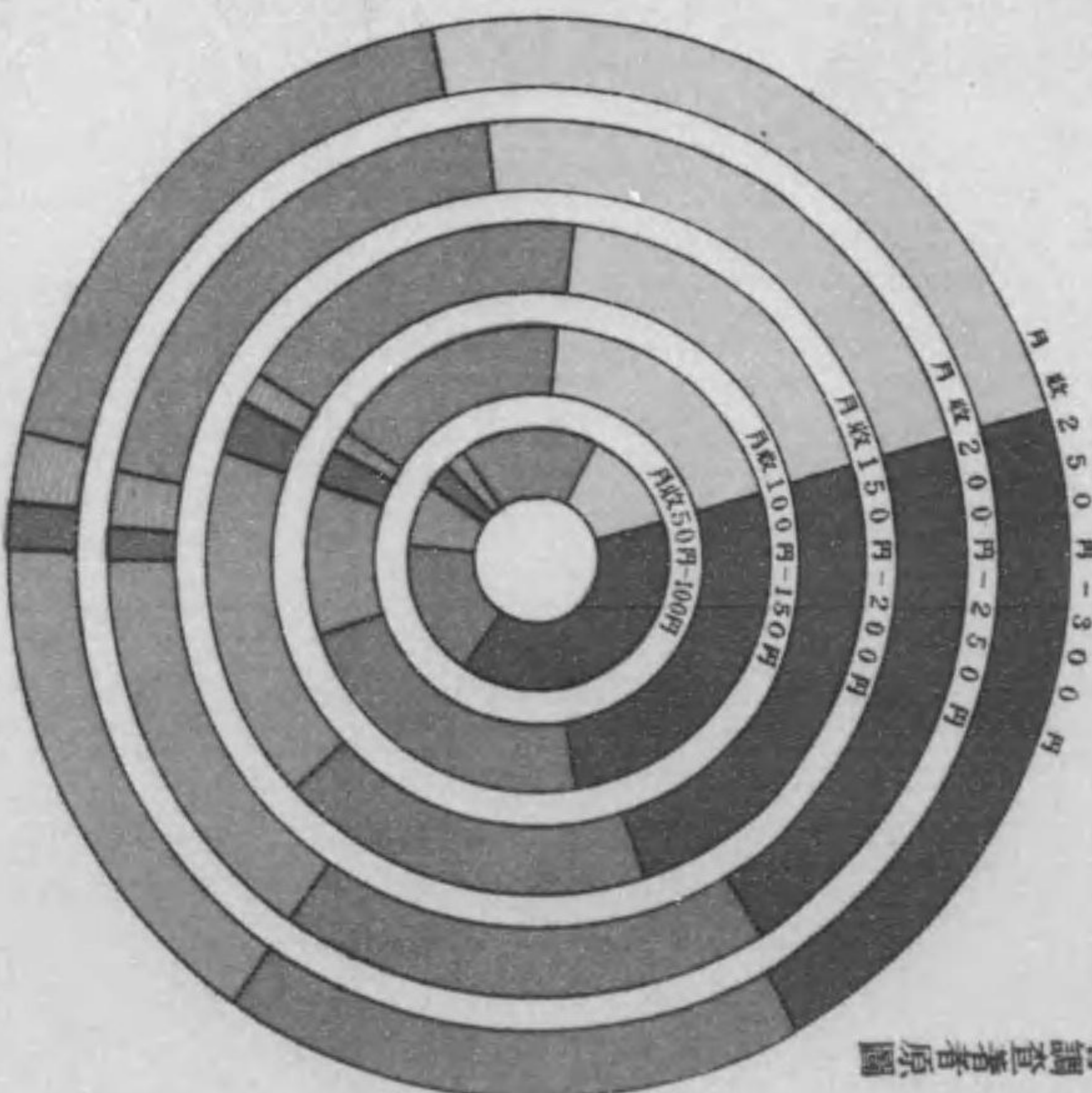
該物貨は大正十二年七月の總平均指數によりて計算したるもの

現代家事 下の巻

職工生活者



俸給生活者

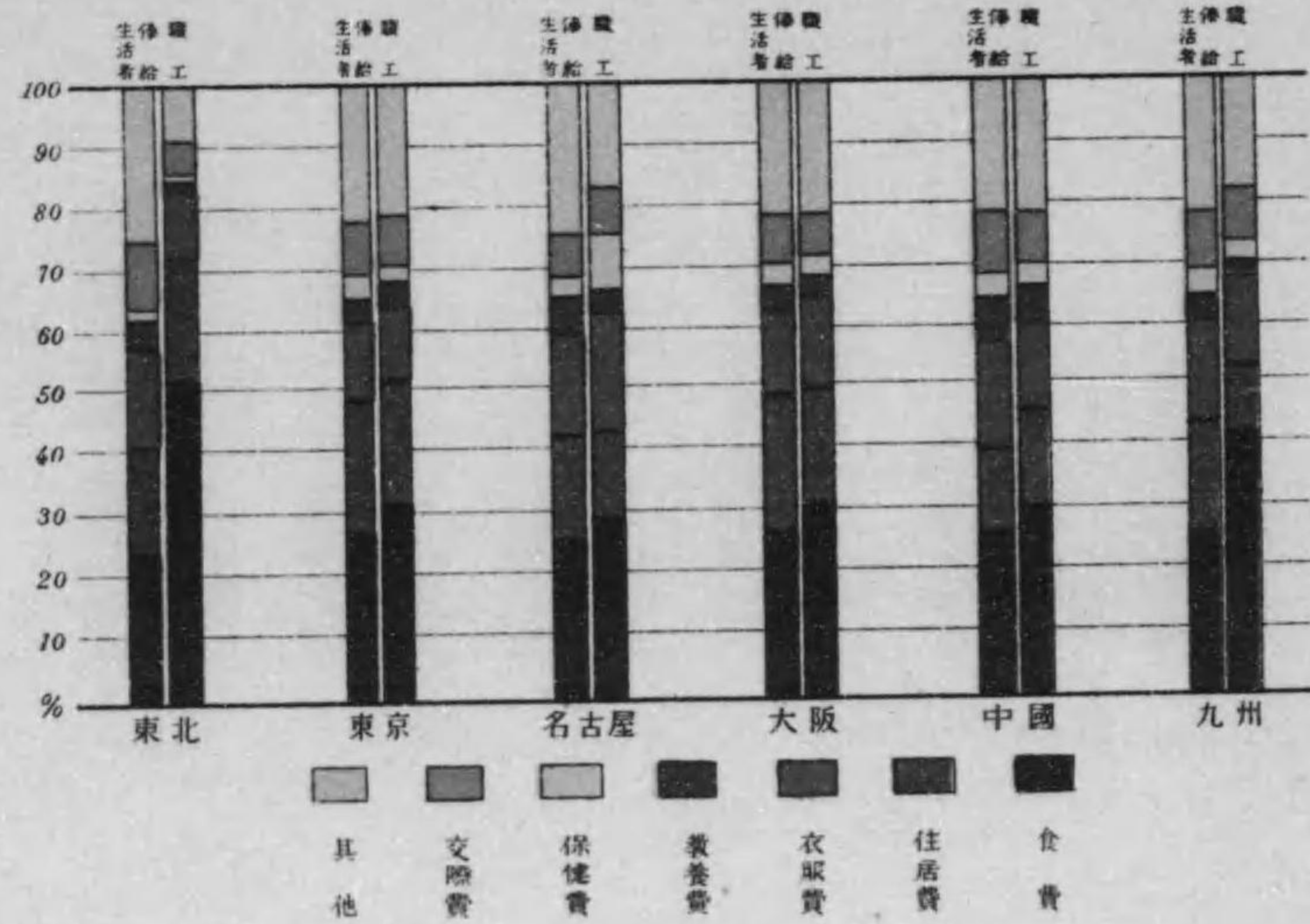


- 食費
 - 住居費
 - 衣服費
 - 清潔費
 - 公課費
 - 生活二費
 - 生活三費
- 第一生活費

協調會調查者原圖

地方別ヨリ見タル生計費

協
調
會
調
査

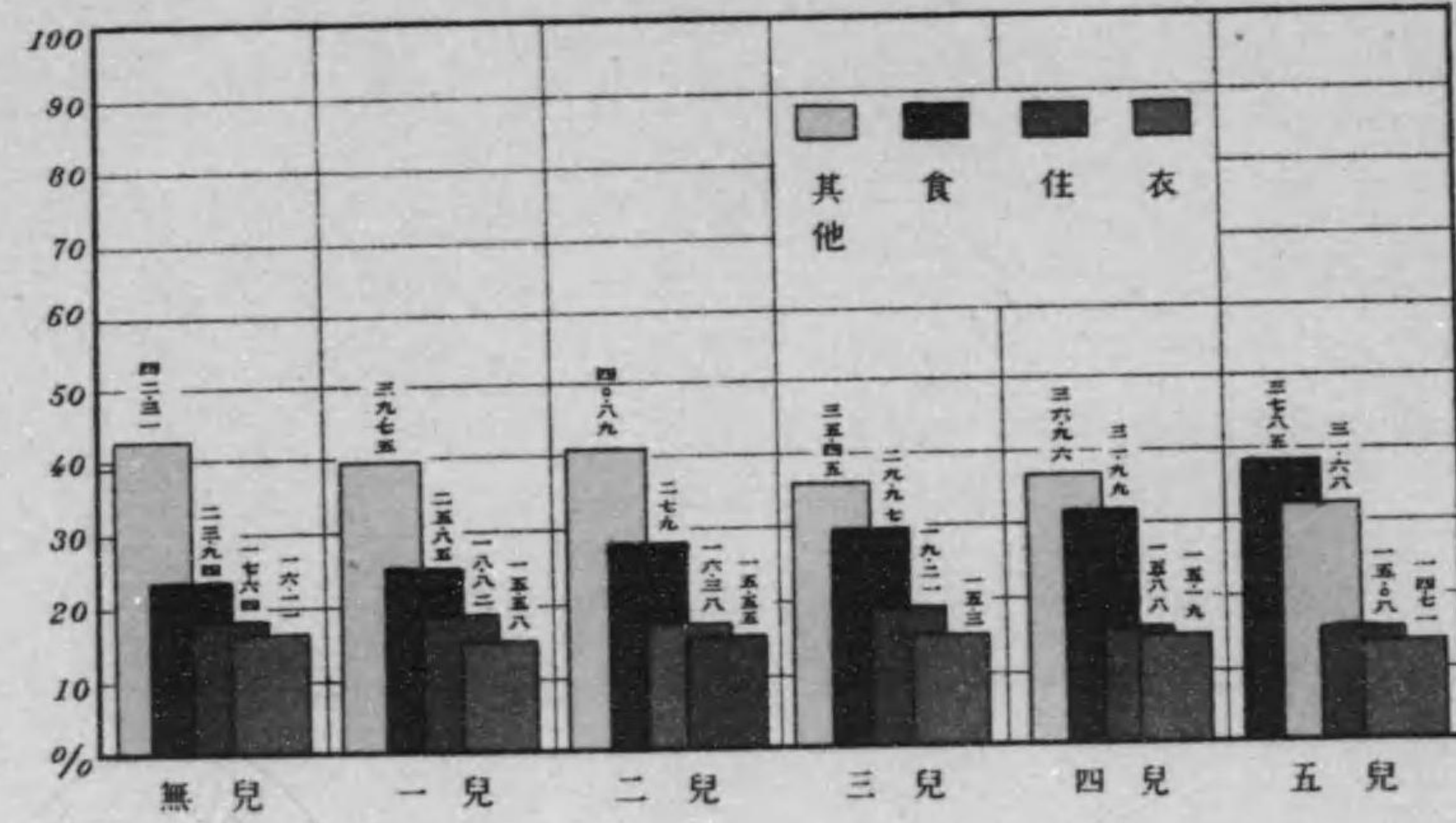


地方別ヨリ見タル生計費(月収100圓より150圓までの部)

地方	費目	食費	住居費	衣服費	教養費	保健費	交際費	其他	合計
東北	俸給生活者	23.53	16.93	16.89	4.54	2.06	11.66	24.42	100
	職工	51.70	19.65	11.20	1.31	0.98	5.39	9.78	100
東京	俸給生活者	26.61	22.30	11.70	3.96	4.54	4.34	22.69	100
	職工	31.08	19.41	12.88	3.89	3.19	8.33	21.29	100
名古屋	俸給生活者	25.92	15.77	17.75	5.71	3.05	8.08	23.59	100
	職工	29.32	13.54	19.58	4.31	8.63	7.40	17.27	100
大阪	俸給生活者	26.41	21.35	15.09	3.52	3.77	7.74	22.11	100
	職工	31.41	18.13	15.62	3.01	3.15	6.85	22.00	100
中国	俸給生活者	26.28	13.05	17.58	6.99	4.18	9.16	22.35	100
	職工	30.59	15.78	14.20	6.28	3.30	8.26	21.75	100
九州	俸給生活者	26.56	16.69	17.32	4.80	3.65	9.06	21.92	100
	職工	41.89	11.63	14.13	2.35	2.62	8.53	18.85	100

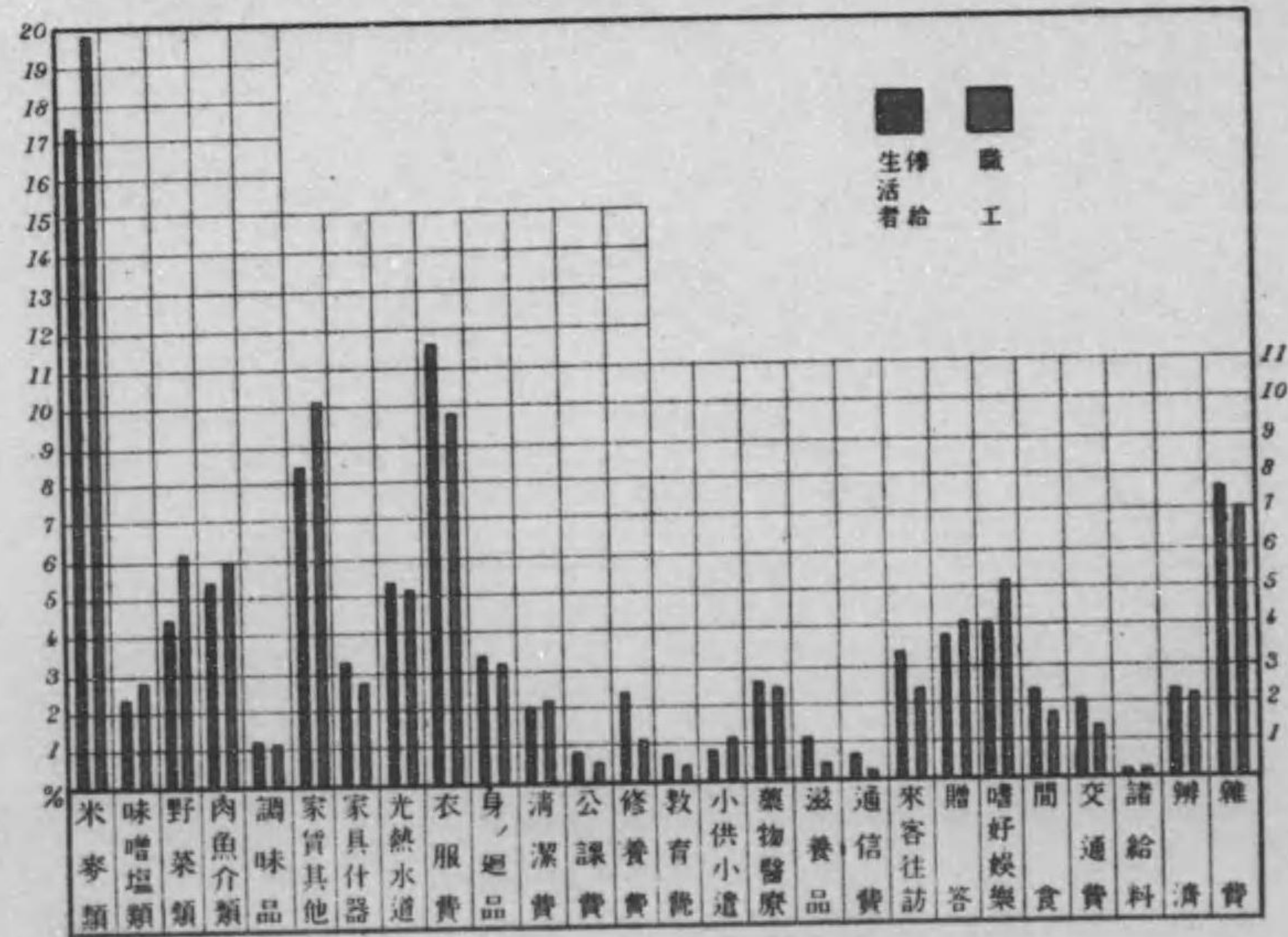
兒童ノ有無多少ヨリ見タル生計費

協
調
會
調
查



項目別ヨリ見タル生計費

月收100圓マデノ段階



地域

東北 (秋田縣 福島縣)

東京 (東京府 神奈川縣)

名古屋 (靜岡縣 愛知縣)

大阪 (大阪府 兵庫縣)

中國 (岡山縣 廣島縣)

九州 (福岡縣 長崎縣)

對象

月收五百圓までの俸給生活者及び職工

採用世帯數

一千九百六世帯の内標準となるべき六百九十二世帯

消費項目分類

第一生活費 食費 住居費 (家具什器光熱水道を含む) 衣服費 清潔費 公課費

第二生活費 教養費 保健費 交際費

第三生活費 嗜好娛樂費 間食費 交通費 諸給與費 辨濟費 其の他の雜費

協調會調査にかゝる統計中數例を左に掲ぐ。

第四章 家計の整理

収入の多少による生活費比較表

一四四

支出貯蓄 生活費種類 職業	支						出						貯蓄
	第一生活費	第二生活費	第三生活費	第四生活費	第五生活費	第六生活費	第一生活費	第二生活費	第三生活費	第四生活費	第五生活費	第六生活費	
500円以下(農業者)	22.90	19.33	23.27	3.46	0.04	65.18	1.37	3.35	14.78	19.52	11.30	100	5.77
500円以下(職工)	47.10	17.35	6.97	1.57	1.52	75.52	2.67	2.16	6.23	11.06	13.42	100	8.68
500円以上(農業者)	39.73	16.58	15.0	2.01	0.99	65.74	3.51	3.77	8.10	15.78	18.47	100	15.84
500円以上(職工)	35.61	18.02	13.05	2.21	0.55	69.45	2.92	3.2	7.03	13.15	17.33	100	14.02
1,000円以上(農業者)	26.00	17.29	16.51	1.91	1.16	62.87	5.01	3.6	8.9	17.54	19.58	100	20.42
1,000円以上(職工)	31.83	17.68	14.42	2.53	0.45	66.51	3.85	3.4	7.7	14.77	18.14	100	20.35
1,500円以上(農業者)	24.31	17.32	16.35	1.82	1.28	61.12	6.40	4.11	8.59	19.10	19.75	100	22.98
1,500円以上(職工)	26.48	17.03	15.21	2.75	0.4	61.50	2.75	3.7	9.52	16.04	22.07	100	24.80
2,000円以上(農業者)	20.56	17.95	14.82	1.9	2.06	57.24	7.53	4.03	8.85	20.46	22.32	100	32.02
2,000円以上(職工)	24.15	14.33	16.50	2.79	0.31	58.08	4.51	6.05	9.33	19.85	22.05	100	27.02
2500円以上(農業者)	20.99	18.13	15.38	1.75	1.62	57.87	6.77	2.54	5.8	19.12	23.01	100	35.74
2500円以上(職工)	24.89	17.13	13.46	2.92	0.55	58.26	1.82	4.66	10.18	17.26	24.49	100	25.83

日用品購入の注意
価格

日用品購入の注意
一 財貨と他の財貨との交換比例をその財貨の価格と云ひ、通例貨幣の金額を以て之を表示す。一種若しくは數種の財貨の価格を云

日用品購入の注意

ふにあらざして通貨と取引せらるゝあらゆる財貨の価格を一括して考ふる時はこれを物價と云ふ。従つて物價とは内國市場に於ける貨幣の購買力を表はすものなりと云ふべし。

物價
貨幣の外國の市場に於ける購買力を表はす時には爲替相場と云ふ

價格指數

*重要な貨財數十種或は數百種をとる

物價指數

物價の公正

指數を綜合して平均したる數字を物價指數と云ふ。
物價の高低は貿易の趨勢に關係を有するのみならず日用品の價格の高低は吾等の生活に密接の關係を有するものなれば、國民は協力一致して物價の公正を維持することを計る任務を有す。特に婦人は此の點に注意して大なる努力を拂ふこと必要なり。今消費者として日用品購入に關して注意すべき點二三を挙げれば左の

我國現時の状況にては往々住家の完全ならざる爲め留守居なしに外出することの困難なる場合多く従つて御用開制度を全く廢し難き事情あるは止むを得ざれども漸次此の方法を改むる様に心掛くること必要なり

如し。

- 一、御用開制度を改めて消費者自ら市場に至りて日用品を購入すべきこと。御用開制度に依る弊害は消費者は貨財の品質・斤量・價格等の選擇の自由を有せざるが故に經濟生活の一部は御用商人によりて支配せらるゝ如き不合理を生ずることなり。
- 二、掛買制度を改めて現金拂とすること。掛買制度の弊害は消費者の濫費を助長し易く又掛賣者は資金の金利及不拂による危険を消費者に負擔せしむるを以て消費者の負擔を重からしむることとなり。御用開の制度は又同時に掛賣制度の弊害を兼ね具ふるものなれば、之に依頼することを廢すれば兩方面よりの損失を防止し得ることとなるべし。
- 三、生産者消費者間の仲介者をなるべく少くすること。現今の狀態にては日用品の生産者より消費者の手に渡るまでには數段の手續を要し、經濟上生産者消費者共に不便を感ずること少からず。

計算とは損益を負擔することをいふ我國は明治三十三年産業組合法を設けて購買組合を認め以て便宜を與へてその發達を助長しつゝあり

ロバートオーエン
(一七七一八五)

最も簡單なる方法にても生産者・問屋・仲買・小賣商・消費者の手續を要す。其の他に至りては七八段の手續を要すること稀ならず。而して仲介者の利潤は結局消費者の負擔となるを以て消費者は成るべく生産者より直接購入するをよしとす。消費組合は此の目的の爲めに起りたる組織にして、購買組合の一種に屬す。購買組合とは組合員の計算を以て原料又は日用品の共同購入を目的とする組織をいひ、その内食料品・燃料等の日常生計に必要な財貨を購入して組合員に分配するを目的とするを消費組合又は日用品購買組合と稱す。現時歐洲に於て盛に發達しつゝある處のものなり。

消費組合の沿革

英國の消費組合は英人ロバートオーエン(Robert Owen)が社會改造の理想として利潤廢止相互扶助を主張せしが一八八四年マンチエスター近郊の小都ロッツチデールの労働者二十八名が開拓組合を設立するに及び彼の精神は實現せらるゝこととなり。之をロッツチデール組合の發端となす。設立の動機は小賣商の不正手段を防止し掛賣制度の弊より免るゝにありしが中間商人の跋扈を防ぎ得たる後は進んで組合員

ロッヂデール
制度の特徴

の爲め即消費の爲めの生産を起し遂に完全に企業者の利潤をも廢することを得るに至りて規模は次第に増大し殊に一九一四年戰役後は急激に膨脹して今や英國全戸数の七分の三を包容し購買年額は二億五千萬ポンドに達すといふ。此の運動は獨逸白耳義等にも普及し何れも多大の効果を挙げつゝありといふ。

- ロッヂデール制度の特徴を擧ぐれば次の如し。
- 一、掛賣を廢し現金賣をすること。
 - 二、原價にて賣らず小賣相場にて賣り得たる利益の大部分を組合員の購買額に比例して配當すること。
 - 三、出資額の如何に抱はらず持分を均一とすること。

これを此の制度の三原則となす。

尙組合は其の利益の一部を以て組合員の幸福の爲めに文化的事業を行ふ。

消費組合の利益は此の如く明なり。翻つて我國に於ける消費組合の状況を見るに未だ微々として振はざれども、これは今日の營利經濟組織を通して其上に出でんとする點に於て實行の可能性あるものなれば、今後は消費經濟及配給問題に對して主婦の眞摯なる自覺を喚起し和衷協同の精神及自治の觀念を發達せしめ、以てこの制を利用し幸福の増進をはかるは女子の力を用ふべき點にして、生活を合理的ならしむる上に有意義のことと云ふべし。

豫算
決算

豫算の立て方

第七節 豫算及び決算

前に述べたる如く家計の上に收支の權衡を保ち各費用の平衡を得る爲めに豫算を立て、費用を支出すること必要なり。而して之を運用したる後には其の當否を講究する爲めに決算を必要とす。

一、豫算の立て方 豫め一箇年間の經常收入を合計し此の中より貯蓄として幾分を引去りたる殘額を以て先づ食費に何程衣服・住居・教育・交際・税金・器具その他必須の費用何程と計上し、既往の收支を参考して斟酌を加へ、各費目に支出額を配當すべし。臨時收入は之を收入中に加算せず、貯蓄に組入れて不時の場合に備ふるやうにすべし。而して豫算上の收入と支出とはつとめて正確を期し餘分の見積りをなすべからず。此の豫算にして正確を得るに至らばその範圍内に於て自由に消費の活動をなすを得べく、勤儉も節約も更にその注意の必要なきに至るべし。

收入支出の各科目は家々の事情によりて異なること勿論なれども、

精細に分類すれば左の如き項目となるべし。

收支の科目

収入の部

俸給恩給手当賞與金配當金營業の益金地代貸家料雜收入等。

支出の部

賄費衣服費住居費光熱費祭祀費税金教育費交際費借家料地代器具費雜品費雜費、小遣費圖書費衛生醫藥費修繕費庭園費公共費慈善費諸會費娛樂費給金保險料預金豫備費等。

豫算の運用

二、豫算の運用 豫算は嚴重に之を守らざるべからず、一年間の豫算額は之を月に別ち食費の如きは更に日に別ち一日何程と豫定して、今日超過したる高は明日の豫算額より之を差引く様にし、殘額を生じたる時は翌日に繰込むやうにせば、月末に至りて多くの違算を生ずる憂ひなかるべし。其の他の費用も常に帳簿と照合して支出するやうにせば、年末に大なる齟齬を生ずることなく、衣服に厚くして食費に薄き等の恨みもなく、特に節約等の心遣ひを待

決算

たずして自からその道に叶ふこととなるべし。

三、決算 豫算を實行してその成績の如何を知る爲めには決算せざるべからず。若し之を怠るときは折角の豫算もその効半ばにし、て終るべし。何となれば決算によりてその期間に於ける收支の状況を知り、次期の豫算を立つる参考とし、且つ將來豫算の運用につきて自ら方針を定め得べければなり。而して決算の時機は家庭又は職業上の習慣等によりて、適當に之を定むべしと雖もなるべく、毎月末小決算をなし、半年又は一年の終りに總決算をなすを可とすべし。

第八節 貯蓄・保険

収入の一部を控除して之を貯蓄金に充つべきは前にも述べたり。而して右の貯蓄金は適當なる方法によりて之が利殖の道を圖らざるべからず。其の方法の普通なるものを擧ぐれば左の如し。

貯蓄
保険

イ、郵便貯金、銀行預金、ハ、有價證券の購入、ニ、保険等あり、其の他土地の購入、貸家の建築等もその方法の當を得るときは、利殖の目的に叶ふものとなるべし。

第九節 家計簿記

家計を司る主婦は金銭の收支に關する明細なる記録を作りてその收支取扱の状況を明らかにせざるべからず、之をなすには家計簿記法に依るをよしとす。

一、家計簿記の利益 家計簿記法によりて財産移動の状況を記載するときはその收支の道一目瞭然たるのみならず會計を司る者の責任を明かにして信用を得べく、又豫算の正否運用の巧拙等をも知ることを得て、主婦は勿論家族にも共に浪費を省く心を起さしむる等の利益あるべし。

二、表簿の種類 家計簿記に使用する帳簿はなるべく簡單にして

家計簿記の利益

表簿の種類

日記帳

賄帳

元帳

收支豫算表

月末計算表

手数を省くものを可とす。左にその帳簿の種類を擧ぐべし。

イ、日記帳 日日の収入支出とその摘要とを記入するものにして同時に現金の手許所有高を明らかにするやう差引差額を記入するものとする。

ロ、賄帳或は賄費傳票 賄に關する費用は口數多く一々之を日記帳に記入することの繁雜なるが爲めに別の帳簿若しくは傳票に記載し日日その縮高を日記帳に轉記するものとする。

ハ、元帳 收支の勘定科目毎に口座を設け日記帳に記載したる收支を各口座に轉記してその期間に於ける金額を一目瞭然たらしむるものなり。カード式、ルーズリーフ式なども用ひらる。

ニ、收支豫算表 豫算編成の際調査したる収入及び支出の各科目と金額とを月別にして表に記入するものとする。

ホ、月末計算表 元帳の各科目の縮高を書上げてその月の會計状態を明らかにし同時に豫算表と照合して参考に資す。元帳を用

年末計算表

財産一覽表

ひざる時は日記帳より各科目の締高を計算して記入す。
へ、**年末計算表** 年末又は半年末に會計の状況を各月末各科目別に記入する表なり。

ト、**財産一覽表** 動産不動産等すべて一家の財産を記載して之を明瞭ならしむる表なり。

表簿の種類は右の如くなれども家々の状況によりて適宜に之を略し必要なるもののみを用ふべし。此の内最も必要なるは日記帳及び年末計算表なり。その記入の例は章末に掲げたり。

記帳の注意

記帳の注意

イ、記入の文字を明らかにし誤りなからしむべし。

ロ、其の日其の日に記入すること。翌日に延ばし又は數日分を一度に記入するときは記入漏れ過誤等を生じ易く、不正確となることを免れ難し。

ハ、誤記は之を塗り消し或は削る等のことをなさず、二本の朱線を

引きて誤りの跡を明らかにし置くべし。

ニ、記入の文字はすべて下の罫線につけて書き、上部に餘地を残し置くべく、漢字はなるべく楷書に書くべし。

家風

第五章 家庭の管理

第一節 家風

家には家族の起居動作をはじめ長幼の秩序、交際の仕方等すべてその家特有の規律、習慣あるものにして之を家風と稱す。

善良なる家風

一、善良なる家風 家族各、秩序を守り、禮儀正しき中に温情をたへ、誠實、勤勉、質素にして、傲慢、奢侈の風無く、親戚、知友に對しては丁寧、親切にして、禮を缺かず、社會に對して同情深く、兼ねて祖先を敬ひ、祭祀を重んじ、畏くも教育に關して下し、賜ひし先帝の勅語の御趣旨に沿ひ奉らんことを力め、家内常に春風のそよぐが如くなるは最も善き家風といふべきなり。

在來の家風

二、在來の家風を重んずべきこと 家風は之を作らんとして一朝一夕に成るものにあらず、祖先以來積成の結果によりて生じたるものなれば之を重んずべきは勿論なり。然るに女子がその兩親の

家を出で、夫の家に入り、之を經營するに當りては必ずその家風に異なる點あるべく、隨つて多年養はれて深く我が身に染みたる元の風習は容易に改め難く、異様にも亦不便にも感ずることあるべし、さりとして其の故を以て俄かに夫の家風を改めんとするは宜しからず。さればなるべく速かにその家風を理解しつとめて之に調和せんことを心掛くべきなり。之れ夫家の祖先を尊び、舅姑を敬する所以なり。斯くの如くにして後、時世の進歩に伴ひ改良すべき點は徐々に之を改良し、時代錯誤に陥らざらんことを力むるは亦必要なり。

三、夫の主義方針に従ふべきこと 夫婦は永久の愛及び義務を以て精神的に結合し互に共同して一家を經營すべきものにしてその位置よりいふときは夫は家庭を統一し、その幸福を進むる人にして妻は之を補佐すべきものなり。されば主婦たる者家政の大綱につきては、夫の指揮、教導を受けて之を行ふのみならず、常に主義

嗜好を察して之に一致せんことを力めざるべからず。

四、主婦自から模範となるべきこと 前にも述べたる如く夫家
來の家風は、之を重んじて之に従はざるべからず、夫の主義方針に
は調和せざるべからずと雖も、新たに一家を起す場合もあるべく、
舅姑の如き指導者の在さざることもあるべく、時世の變遷につれ
て新たに家風を作らざるべからざることもあるべし、然るに夫は
家の内部の細事に亘りて一々之を指導すべき暇無きが故に、主婦
は自ら言行を慎み一家の模範となり、身を以て家人を導き善良な
る家風を子孫に傳ふる覺悟あるべきなり。

五、祖先を崇敬すべきこと 我れ等日本國民は夙くより祖先を崇
敬する念慮を養はれたり、こは我が國の美風にして永く子孫に傳
ふべきものなり、されば主婦は須らく家人に先んじて老人に奉仕
すると共に又祖先の祭祀を厚くすべきなり、我れ等の始祖は我れ
等の家を起しそれに續く祖先は皆能く艱難勞苦に堪へて、家の基

を築きこれを維持して今日あらしめたるものなれば、子孫として
その功績を慕ひこれを崇敬してその靈を慰むるは當然のことな
り、而してこれが祭祀を行ふ形式は家々の事情及び宗教によりて
異なるべしと雖も、その精神はこれを持すること肝要なり、春秋の
彼岸或は忌日等に祭祀を行ひ、祖先の功績、辛苦を想ひ或は老人よ
り祖先の遺功を聞く等のことをなさば、一は祖先を敬する道とな
り、一は子孫をして家を愛し發奮せしむる原ともなるべし、且つ老
人にとりて祭祀は大なる慰安となるものなり。

家憲・家訓
菓子店鹽瀬
家の家訓
一先づ朝は丁
仕よりも早
て起きよ
一十兩の客よ
りも百文の
客を大切に
せよ
一買手が氣に

六、家憲家訓 古き家系を有する家にありては祖先以來遵奉し來
れる家憲家訓等のある例少なからず、是等はその家の家風を作り
出せる基礎となれるものなれば、これを重んじ遵ふべきは勿論な
れども、時勢の變遷に伴ひこれを改變する必要を生ずべし、かゝる
際にはよく慎重の態度を以て熟考の後これを實行するを可とす。
新たに家を起す場合に於ても家憲家訓等を制定するは望ましき

ことなり。

七系譜 家系譜はよくこれを知りおくべし。これ家を起し家名を重んずる心を起し奮勵の原となるべきものなればなり。

第二節 主婦の心得

修養 家長を扶けて一家を經營せんとするには主婦は常に修養して知識・徳行の向上を計らざるべからず。また時には家長の顧問となりて助言せざるべからざることあり。かゝる時に當りて其の修養に缺くる所あらば、我が務を完うすること能はざるべし。且つ子女の教育の如きは絶えず時勢の進運に意を注ぎてその傾向を察し、これが方法を誤らざるやうにすること肝要なり。さればかゝる務を完うせんがためには、つとめて時間の餘裕をつくり、讀書又はその他の方法によりて知徳を修養せんことを心掛けざるべからず。

入らずして返りに来たる時け賣る時よりも丁寧にせよ
一 小金は一文より記せ
一 開店當時を忘れるな
一 同商賣が近所に出来たる時は懇意を厚くし互に勵めよ
一 出店を開きて三箇年は食料を送れ
一 繁昌するに従つて益儉約せよ

身體の鍛練

身體の鍛練 學校在學中は體操・運動等に心を用ひたる人も一旦家庭の人となる時は、これを忘れて寢食に規律を失し衛生を顧みざるもの往々あり。また複雑なる社會に處し煩瑣なる家事を處理する間、意に任せざることある毎に、心を勞し思を焦し効なき心勞に限りある腦力を惜げもなく費すものあり。かくて働き盛りの年齢を病苦に悶へ活動意に任せず、或は早く世を去るもの無きにあらず。惟ふに若年の母親が幼少の兒女數多を遺して早世するが如き兒女にとりての不幸、家庭にとりての悲惨事は他に比なしといふも可ならん。女子たるもの殊に嫁して家事を經營するもの常に心の餘裕を作り、衛生を守り、身體の鍛練を怠らざるやうに心掛けざるべからず。

秩序 家事は極めて複雑なれども、秩序を定めてこれを行ふときは、諸事手落ちなくして早く片附き、時間にも餘裕を生ずべし。まづ睡眠・食事等の時間を定め、家族の事務分擔をも一定して、毎朝主婦

